

平成 24 年度環境カウンセラー研修企画検討等業務 実績報告書



特定非営利活動法人

北海道環境カウンセラー協会

目 次

1. はじめに	2
2. 業務の目的	2
3. 業務の内容	2
4. 業務の詳細	2
(1) 検討委員の選出及び検討会の設置	3
(2) 第1回検討会の開催	3
(3) 研修の企画・調整及び事前準備	6
(4) 研修の開催	8
(5) 第2回検討会の開催	45
(6) 本業務の総括	47
添付資料	
資料1 配布資料	49
資料2 講演資料	55
資料3 新規登録者研修資料	71
資料4 事例発表資料	74
資料5 アンケート	81
資料6 アンケート集計結果	83

1. はじめに

特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）北海道環境カウンセラー協会は、平成 24 年度環境カウンセラー研修企画検討等業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に基づき、本研修の企画・運営を行った。この報告書は、実施した業務内容を報告するものである。

2. 業務の目的

本業務は、環境保全に関する豊富な知識や経験を持ち、環境保全活動に取り組もうとする市民や事業者の相談に乗るとともに、自ら環境保全活動を実践し、環境パートナーシップづくりをすることを期待される人材（環境カウンセラー）を対象として、環境カウンセラーとしての資質・能力の向上や情報交流による環境カウンセラー間のパートナーシップ形成を図ることを趣旨として開催する「環境カウンセラー研修」（以下「研修」という。）について、より効果的に行うための企画、調整、検討等の業務及びその事前準備を行うとともに、開催・運営することを目的とする。

3. 業務の内容

（1）検討会の設置・運営及び事前準備

業務仕様書に基づき、北海道地区における具体的な研修内容を検討する検討会の設置・運営や、検討会開催に係る事前準備等を行った。

検討委員を 3 名選定し、検討会を 2 回開催した。

検討会開催に係る検討委員との日程調整、検討会会場の手配、配付資料等検討に必要なと思われる文書の作成、検討会の進行、記録等を行った。

（2）研修実施に向けた企画・検討及び事前準備

検討会の意見等を勘案し、本研修がより効果的となるよう検討・修正を行い、プログラムの作成や講師等の選定を行った。

検討結果を実施計画（案）として取りまとめ、環境省北海道地方環境事務所へ提出した。

研修に使用する配布資料やアンケートを講師や環境省北海道地方環境事務所と内容を調整し、作成した。

研修実施会場の確保や講師との連絡等、研修実施に当たっての事前準備や各種調整等を行った。

（3）研修の運営

前項により決定した実施計画に基づき、研修の運営を行った。

研修の運営に当たっては、会場設営、受付及び講師接遇等を行うとともに、受講者に対してアンケートを実施した。

（4）委嘱・支払業務

本業務を実施するに当たり、検討委員及び講師への委嘱手続、謝金や旅費の支払業務、研修会場の

経費の支払業務を行った。

4. 業務の詳細

(1) 検討委員の選出及び検討会の設置

①検討委員の選出・委嘱

業務仕様書によると、検討委員を3名程度選定し、検討会を2回程度開催することとされている。そのため、当協会では、①広く北海道の環境情報を取り扱い、幅広い人材を認知している公益財団法人北海道環境財団、②環境関係における事業活動のネットワークに詳しい、社団法人北海道商工会議所連合会、③消費生活に関する全道的な支援活動を行っている社団法人北海道消費者協会から各1名を選定することとした。人選に当たっては、環境省北海道環境パートナーシップオフィス（EPO 北海道）からのアドバイスを基に、環境省北海道地方環境事務所と協議した結果、以下の3名に対し検討委員を委嘱することとした。

【検討委員 所属・氏名】

公益財団法人北海道環境財団	企画事業課長	松本 真司 氏
社団法人北海道商工会議所連合会	政策・企画部	高橋 勇一 氏
社団法人北海道消費者協会	事務局次長兼啓発部長	星野 武治 氏

当協会は以上の3名に対し必要な委嘱手続を行い、了承を得た。

②検討会の構成・開催時期

検討会は、上記①の検討委員3名のほか、主催者として環境省北海道地方環境事務所から2名、事務局として当協会から6名により構成することとした。

開催時期については、研修内容の検討及び講師選定等のため事前に1回と、研修実施のふりかえりとして事後に1回の計2回開催することとした。

(2) 第一回検討会の開催

日 時：平成24年8月20日(水) 13:30~14:30

場 所：札幌市環境プラザ 環境研修室1

出席者：(敬称略)

(検討委員)	松本 真司	(公益財団法人北海道環境財団 企画事業課長)
	星野 武治	(社団法人北海道消費者協会 事務局次長兼啓発部長)
	高橋 勇一	(社団法人北海道商工会議所連合会 政策・企画部)
(主催者)	向田 健太郎	(環境省北海道地方環境事務所環境対策課 課長補佐)
	寺井 仁史	(環境省北海道地方環境事務所環境対策課 企画係長)
(事務局)	尾寄 耕策	(NPO 法人北海道環境カウンセラー協会 会長)
	吉迫 勝意	(NPO 法人北海道環境カウンセラー協会 副会長)

岡崎 朱実 (NPO 法人北海道環境カウンセラー協会 理事)

山澤 光弘 (NPO 法人北海道環境カウンセラー協会 理事)

※尾寄が座長を、吉迫が司会を務め検討会を進行した。

議 題 平成 24 年度環境カウンセラー研修の開催全般についての検討

- 1) 主催者挨拶(要旨): 向田 健太郎氏(環境省北海道地方環境事務所環境対策課 課長補佐)
向田課長補佐より、環境カウンセラー研修の目的について説明があり、今年度の研修についてよろしく検討をお願いしたい旨、挨拶があった。

2) 研修の開催全般についての説明

平成 24 年度環境カウンセラー研修の概要説明

環境省から、平成 24 年度環境カウンセラー研修企画検討など業務について、その目的と内容について説明があり、本研修の目的や検討会の位置づけなどの確認を行った。

○本研修の目的

- ・環境カウンセラーとしての資質・能力の向上(最新の知識を得る)
- ・情報交換による環境カウンセラー間のパートナーシップ形成
- ・新規登録の環境カウンセラーにおける更新の条件として、3年以内に1回以上の受講

○本業務の内容

- ・検討会の設置・運営および事前の準備
- ・研修実施に向けた企画・検討及び事前の準備
- ・研修の運営
- ・実績報告書の作成
- ・検討委員の委嘱・支払業務

○履行期限

- ・平成 25 年 2 月 19 日(火)

3) 昨年度の環境カウンセラー研修の結果について概要説明

事務局から、平成 23 年度に実施された研修内容について概要説明を行った。

- ・昨年度の研修プログラム、アンケート結果に基づいて、昨年の環境カウンセラー研修の様子を説明した。
- ・第 1 部環境カウンセラー研修として、「テナントビルから大型商業施設まで～省エネ対策の事例から」と題して株式会社東洋実業設備事業部 辻 晋治氏より、プレトークして頂き引き続きグループワークとして「環境カウンセラーとして低炭素地域づくりにどう関わられるか」と題して、NPO 法人ファシリテーションきたのわ 溝渕 清彦氏をファシリテーターとしてグループワークを行った。
- ・第 2 部として北海道大学サステナビリティウィーク 2011 環境政策セミナーを活用し、講演会と取組例及びパネルディスカッションを聴講した。

講演として

【基調講演】 震災後日本の地域エネルギーマネジメント

京都大学大学院経済学研究科 植田 和弘 氏

【講演 1】 国の政策について

- i) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて

環境省地球環境局地球温暖化対策課 調整官 和田 篤也 氏

ii) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室 室長補佐 安田 将人 氏

【講演2】北海道における自然エネルギーの取組について

i) 太陽光発電導入の取組について

ii) 風力発電の現状と日本製鋼所の取組

iii) 北海道における家畜ふん尿用バイオガスプラントの現状と課題

等について講演があり、その後講演者によるパネルディスカッションが行われた。

・第3部として環境カウンセラー研修【ふりかえり】を行った。

4) 本年度の研修開催についての意見交換

昨年の研修後のアンケートでは、

- ・カウンセラー間の互いの接触が親密になるプログラムが必要
- ・カウンセラー同士のコミュニケーションになる連携強化
- ・カウンセリング活動を発表する機会とする。
- ・実際に取り組んで得られた事例
- ・R I O+20
- ・エネルギー
- ・エネルギー政策と原子力発電との関連
- ・省エネルギーはじめエネルギー問題
- ・地域にあった政策

などが次年度のテーマとして挙がっていた。

また、前年の第2回検討委員会の意見としては、次の点が次年度のテーマとして提案された。

- ・北大と切り離す。
- ・エネルギー(再生可能エネルギー)
- ・脱原発、放射性物質の除染、瓦礫処理、リスクコミュニケーション
- ・カウンセラー間の協働・連携
- ・自然

本年度はアンケート結果や前回検討会の議論を踏まえて、いろいろ意見が出された。

メンバーの意見を集約すると、

- i) 日本のエネルギーの将来像を国民から広く意見聴取する過程で採用された討論型世論調査が環境カウンセラーの意見集約技法として有用と思われるので、専門家(北海道大学高等教育推進機構准教授三上直之先生)による説明を聞きたいという意見が多かった。
- ii) 第2の候補として、今冬電気の供給事情が厳しいことが予想されるため、一段の省エネが求められるので、省エネ住宅(高断熱高気密住宅、パッシブデザイン住宅など)の知識を深める。
- iii) 第3の候補として、昨年に引き続き再生可能エネルギーについて専門家(谷口北海道大学名誉教授等)に講演いただく。
- iv) 環境行政の動向では環境保全活動・環境教育推進法の改正、水質汚濁防止法、大気汚染防止法

の改正など

v) 環境カウンセラーの活動報告・事例発表

vi) 意見交換の時間を十分とる。

等の意見が出された。

講師の先生方の都合をうかがいながら、具体的なプログラムを詰めていく。

5) プログラム（案）の詳細は、9月末までに環境省北海道地方環境事務所に提出する。

6) 開催日は11月17日（土）を中心に講師の先生のスケジュールに合わせて調整する。

7) 講師に関しては、当協会の尾寄会長から各講師に依頼することにした。

8) 研修会場は、昨年同様「札幌市環境プラザ 環境研修室」を予定。

9) 閉会

(3) 研修の企画・調整及び事前準備

①講師依頼

北海道大学高等教育推進機構准教授三上直之先生は、日程上11月24日で承諾いただいた。

②研修プログラムの作成

第1回検討会における検討内容及び講師との調整を踏まえ、研修スケジュール（案）を作成した。作成後、環境省北海道地方環境事務所と協議し、本プログラムを確定した。（次ページ参照）

③受講者アンケートの作成

受講者アンケートを環境省北海道地方環境事務所と協議の上、作成した。

平成 24 年度環境カウンセラー研修スケジュール(北海道地区)

開催日時 :11 月 24 日(土)10:00~17:00
 場 所 :札幌市環境プラザ 環境研修室 1・2
 定 員 :最大50名

午 前 の 部	10:00~10:10 (10分)	開会・オリエンテーション 主催者挨拶 環境省北海道地方環境事務所 統括環境保全企画官	
	10:10~10:40 (30分)	全体講演(一般公開) 「環境行政の最新動向について」 環境省北海道地方環境事務所	
	10:40~12:10 (90分) ※途中休憩5分 含む	基調講演(一般公開) 政策づくりに「民意を反映する」には? ～討論型世論調査を通して考える～ 北海道大学 高等教育推進機構 三上直之准教授	
	12:10~12:30 (20分)	昼食・休憩 (新規登録者以外)	講義 「環境カウンセラー登録制度について」 環境省北海道地方環境事務所
12:30~13:20 (50分)	昼食・休憩		
午 後 の 部	13:20~14:20 (60分)	環境カウンセラー活動事例発表 1 「環境カウンセラー活動を支えるものは」 2 「行政との連携をうまく進めるコツ」 3 「EMS構築を通じて」	
	14:20~16:30 (130分)	グループディスカッション:ファシリテーターNPOファシリテーションきたのわ メインテーマ:環境カウンセラー活動をよりよく進めるために 個別テーマ: 1. 容器包装の3Rをどのように進めるか 2. 北海道の省エネ対策 3. 再生可能エネルギーの問題点 4. 行政との連携 等について3つのグループに分かれ、自由にディスカッションを行う。	
		休憩(5分間)	
	16:35~16:55 (20分)	グループディスカッションの感想 出席者各自による発表(質疑を含めて30分)	
16:55~ 17:00	アンケートの記入 閉会式<修了証交付> 解散		

(4) 研修の開催

■10:00

開会 ・オリエンテーション 主催者挨拶

司会

環境省北海道地方環境事務所

環境対策課 企画係長 寺井 仁史 氏



主催者挨拶

環境省北海道地方環境事務所

環境対策課 課長 笹木 秀敏 氏

北海道地方環境事務所環境対策課長の笹木でございます。研修の開始にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。日頃、地方環境事務所の業務につきまして、深いご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。また本日は、札幌近隣はもとより遠くは網走から参加をいただきありがとうございます。ご案内のとおり環境カウンセラーは、市民活動や事業活動を通じて得られた環境保全に関する専門的知識や豊富な経験に基づいて、市民やNPO法人、事業者などの環境保全活動に助言していただく環境省の環境カウンセラー登録制度に登録された方々です。本年4月現在、全国で4,310人、北海道で85の方が環境カウンセラーとして登録されております。



さて、本年度のカウンセラー研修はNPO法人北海道環境カウンセラー協会に企画・運営をお願いしております。この2年間は北海道大学の環境政策セミナーと連携した内容で、主として座学を中心に行ってきました。本年の研修は、参加した皆さんの交流を図ることを期待して計画いたしました。午前中の基調講演では「政策づくりに「民意を反映する」には？」と題して、討論型世論調査をテーマに北海道大学の三上先生からご講演をいただきます。討論型世論調査は、この夏の政府のエネルギー・環境会議でも採り上げられましたので皆さまもご存知のことと思いますが、三上先生はこの討論型世論調査に参画されていらっしゃいました。

本日は、市民が討論に参加する本調査の手法を通じて、民意を政策に反映させるということについてご理解を深めていただきたいと存じます。また、昨年度の出席者のご意見を踏まえまして、午後からは意見交換会を設定いたしました。環境カウンセラー活動を実施されている方々の事例発表をお聴きいただき、その後グループディスカッションを行います。グループディスカッションは「環境カウンセラー活動をよりよく進めるために」をメインテーマとしておりますので、普段の環境カウンセラー活動の中の工夫点、疑問点などについてカウンセラー間でご議論をいただき、今後の活動のヒントなどをつかんでいただければ幸いです。また、本日は「NPOファシリテーションきたのわ」と「NECO塾」より3名のファシリテーターの応援をいただいております。この機会にコミュニケーション能力を培われ、活発な意見交換が行われるよう期待しております。

本日の研修を通じて皆さまの交流が一層深まり、よりよいパートナーシップ形成が図られることを願っております。夕方まで1日にわたる長丁場の研修となりますが、最後までよろしくようお願い申し上げます。

本日の研修を通じて皆さまの交流が一層深まり、よりよいパートナーシップ形成が図られることを願っております。夕方まで1日にわたる長丁場の研修となりますが、最後までよろしくようお願い申し上げます。

■10:10～環境行政の動向

環境省北海道地方環境事務所

環境対策課 課長補佐 向田 健太郎 氏

環境行政の動向につきまして、北海道環境カウンセラー協会さんからいただいたテーマは「環境行政の最新の動向」でしたが、ここでは「最新の」の言葉を省かせていただきましたご了承ください。

本日は次の3つの環境行政について説明いたします。

- 1 使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律
- 2 環境教育等に関する環境保全の取り組みの促進に関する法律
- 3 第4次環境基本計画



I 使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律

・シート3

この法律は今年の夏に制定され、来年4月から施行される予定となっています。政府は平成20年から産業に不可欠な資源でありますレアメタルを、廃棄物から回収して有効利用していくことを検討しておりました。こうしたことが、この法律ができた背景にあります。

・シート4

制度全体の流れは図のとおりです。国、メーカー、国民、市町村、認定事業者、小売業者の責務が記されています。

各主体の責務についてですが、消費者はメーカーから購入した製品を使用し、廃棄する際は分別して排出します。市町村は、使用済みの小型電子機器を分別して収集し、認定事業者に引き渡します。認定事業者は、再資源化事業の実施にあたり環境大臣から事業化計画の認定を受けた者で、市町村から使用済小型電子機器の引き取りを行います。小売業者は消費者の適正な排出を確保するため、引き取りに協力するという位置づけです。具体的な身近な例では、携帯電話の小売店で使用済みの携帯電話を引き取ってもらっていることをお考えいただければご理解しやすいと思います。また、国の責務としては、法律の運用に必要な資金の確保や、再資源化の実態の情報収集・研究開発を進め、制度等の広報等があります。さらに、製造メーカーは、製品の設計、原材料の工夫等により、コストの削減を図りながら再資源化された資源を製品に利用することとされています。この法律は、他の個別リサイクル法とは異なり、誰かにリサイクルの義務を課すというのではなく、関係者が協力して使用済小型電子機器の回収、再資源化を行うところに特徴があります。

・シート5

この法律の背景には、新興国の資源の需要増大に伴う資源価格の高騰と中国がレアメタルの輸出を見合わせた際に顕在化した資源の偏在性に対する対応を進める必要があったということ、また、国内では最終処分場の逼迫や適正な環境管理をどのように行っていくかということがある一方で、使用済の製品に含まれている貴金属やレアメタル等の多くは、リサイクルされずに埋立て処分されているという状況がありましたので、使用済小型電子機器を再資源化する措置を講ずることにより、資源の確保を図り、循環型社会の形成を推進することを目的に、この法律が制定されました。

・シート6

法律の対象品目としては、現在 96 品目が選定されています。また、市町村の回収に係るガイドラインの中で示す特定対象品目としては、資源性が高いもの、分別のしやすさという観点から 16 品目が選定されています。

・シート7

法律の対象の予定となっております 96 品目は、本表のとおりです。このうち、携帯電話、デジタルカメラ等、矢印のある 16 品目が特定対象品目とされています。市町村が回収する品目は、この法律では最終的には市町村の判断で決めることとなります。

シート8

ここでは、使用済電子機器等とはその使用を終了したものと定義しています。廃棄物か否かについては、使用済みの小型電子機器には有価物も含まれることがあり得ますので、総合判断により行います。

・シート9、10

小型電子機器等の再資源化を計画的に推進するために、国は基本方針を定めることとしています。方針案をシート10のとおり検討されていますが、量に関する目標としましては、採算性を確保するためには、排出量の2～3割を回収することが必要と試算されておりますので、この数値を目標として検討されています。

・シート11

国の責務としては、市町村の回収が円滑に実施されるようにするため、回収のイニシャルコストとランニングコストを負担することとされています。また、認定事業者の工場等の初期投資や運転資金について、低利の融資を行うこととされています。

・シート12、13

市町村の責務は先ほど申し上げましたとおり、使用済小型電子機器等を分別収集し、認定事業者等に引き渡しを行うこととされています。また、回収方法や品目は市町村で決めていただきます。認定事業者への使用済小型電子機器の引き渡しは、契約に基づき行うこととしています。

・シート16

再資源化事業計画には、廃棄物の適正処理、資源の確保、広域回収、再資源化を行う者、施設について記載いただくこととなります。廃棄物の処理では、有害物質の管理、生活環境の保全が確保される必要があります。資源の確保では、有用資源の再資源化と金・銀・銅等が回収できることが必要です。また、広域処理については、複数の都道府県の市町村から引取ができることが必要ですが、北海道の場合は、他の都府県の市町村の引取りが含まれていなくても構わないことで検討されています。

・シート18

ここでは、認定事業者の引取り義務が規定されています。なお、正当な理由がある場合は、引き取りを拒否できることとされており、現在、その事由の検討が行われています。

・シート19

この条項では、認定事業者等は廃棄物処理法の規定にかかわらず、業の許可なしで小型電子機器の再資源化に必要な行為を行うことができる特例が定められています。加えて、許可が不要であっても廃棄物処理法のルールに則り、処分等を行うことが必要です。仮に認定事業者等が、廃棄物処理法のルールに違反した処理等を行った場合は、廃掃法の規定に基づく処分を受けることとなります。

・シート21,22,23

次の3つのシートでは、主務大臣の指導・助言、報告徴収、立入検査等の権限が規定されています。また、報告徴収に関しましては、主務大臣は認定事業者からどのようなリサイクルを行ったか、引き取り・実施状況はどうであったか等を報告してもらい、公表していく予定です。

・シート 24

この法律の施行により市町村にはどのくらいのメリットが生ずるかを試算しています。メリットの試算にあつては、平成 21 年度の使用済小型家電の回収モデル事業を実施した自治体から得られたデータを元にしてあります。これによりますと、自治体における破砕処理コスト、焼却処理コスト、埋立処分コストで約 8.4 億円、また薬剤処理コストで 0.3 億円から 48.5 億円程度のコスト削減が見込まれています。

・シート 25,26

小型電子機器には個人情報データのデータを含むものがありますので、回収に当たっては、各段階、回収形態等で想定される個人データの漏えいに対して、保護対策を検討しています。内容としましては、排出者段階ではデータを消去した上で排出するよう啓発を行う、ボックスで回収する際には盗難防止のための施錠を行う、ステーションでは人が立ち会う等の対策が検討されています。シート 26 では施錠、フタのあるボックスの事例を紹介しています。

本法律は来年 4 月に施行されますが、環境省では自治体の円滑な取り組みを推進するため、現在、モデル事業の募集を行っています。情報ではある市でご検討をされているということですが、道内では法律の施行を踏まえて、来年 4 月からこの法律に基づき小型電子機器等の回収を行う自治体はないようです。また、来年 1 月以降に政令や省令が決まる予定で、その際には説明会も予定されていると聞いておりますので、是非ご出席いただきますようお願いいたします。

II 環境教育等の環境保全の取り組みの促進に関する法律について

続いて、昨年 6 月に改正されました環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律につきましてご説明します。

・シート 28

この法律は、平成 15 年に議員立法として成立しています。当時、法律名は「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」と言い、現在とは異なっています。また、平成 21 年には附則に従い成立後 5 年経過しましたので、見直し作業が行われましたが、衆議院の解散で廃案となっています。そして、昨年 6 月に改正され、今年の 10 月から全面施行となっています。

・シート 29

法改正の背景としまして、我が国の環境教育の動向を示しております。

矢印の上半分は、ESD を巡る世界の動きで、下半分が日本政府の環境教育に対する取り組みです。まず、ESD につきましては、ヨハネスブルグサミットで我が国が国連持続可能な開発のための教育の 10 年を提案し、採択され、平成 17 年から平成 27 年までが国連 ESD の 10 年とされました。その後、我が国ではこれに係る国内実施計画が策定され、現在、これに取り組んでいるところです。

また、環境教育に関しましては、平成 15 年に環境教育推進法が公布され、平成 18 年には教育基本法が改正され、各教育の内容に ESD の理念が取り入れられる等の学習指導要領の改訂が行われています。平成 20 年の教育振興基本計画では今後 5 年間の施策に ESD の推進が明記されています。このように環境教育に係る取り組みが非常に盛んになっています。

・シート 30

次に経済や社会的な面での背景としましては、アメリカのグリーンニューディール政策をはじめとしまして、経済のグリーン化が進展してきています。環境省の資料の「緑の経済と社会の変革」の中で、環境ビジネスの将来見通しとして、我が国では2020年には市場規模で120兆円、雇用規模で280万人にまで広がるのではないかと考えられています。また、新しい公共という言葉にもありますように、公共サービスの民間団体の活用が広まり、行政、企業、民間団体の協働が重要であるという国民の認識が深まってきています。

・シート 31,32

以上の事柄を背景としまして、法改正が行われています。その内容はシートの31と32に示しておりますが、改正法の内容は、こうした背景の事柄が反映されております。

旧法では人材認定等事業こそ詳細な規定がありましたが、その他の条文は訓示ばかりでした。しかし、改正法では、実践的な人材作りという観点から各種制度を新たに設けて、具体的規定を定めています。

①の基本理念につきましては、法の目的に協働取組の推進が追加され、基本理念の中にはESDの視点である生命を尊ぶことや経済社会との統合的発展という文言がつけ加えられています。

②の地方自治体による推進枠組みにつきましては、旧法では、方針、計画等を作成し、公表するよう努めるものとするだけにとどまっていたましたが、改正法では、当該箇所の条文が大幅に増えて、行動計画の項目、地域協議会などの手続きが具体的に規定されています。

次に③学校教育における環境教育につきましては、旧法は体験学習の充実、教員の資質向上の措置を講ずるよう努めるとしていましたが、抽象的で具体的なものがありませんでした。このため、改正法では、学校施設の整備や教材開発、教員研修の充実等が追加されています。

④の環境教育等の基盤整備としましては、先ほど申し上げました人材認定等事業の登録対象に協働取組のファシリテーターの認定や環境教育の教材開発と提供が追加されています。新しい制度として環境教育等支援法人の指定が設けられています。

⑤の体験の機会の場の提供の促進につきましては、旧法では自然体験等の機会の場の提供を促進するとされてはいましたが、詳細な規定はありませんでした。改正法では、この部分は都道府県知事による認定制度として導入されています。

⑥の協働取組のあり方の周知につきましては、旧法では協働取組の実施方法等の周知に必要な措置を講ずるよう努めるとされていましたが、改正法では協働制度の導入等が行われ、具体的に省令が定められることとなりました。

以上のように大幅な改正を踏まえて、法律名も「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に変更されています。

・シート 33

法律の全体像がこのシートで示していますが、環境教育の充実、環境行政への民間団体の参加、行政の取り組みの3つが各取り組みの施策等を講ずる中で、お互いに連携、波及して、環境保全活動を促進していこうという図柄になっています。

・シート 34

各主体の責務はシートのとおりです。

・シート 35

この法律を運用するため、国では基本方針を作成することとなっています。このたびの法改正を踏ま

え、基本方針も本年7月に改正されています。改正内容はシートに示しているとおりです。

・シート 36,37

法律の第8条では、地方公共団体は、環境保全活動や環境教育、協働取組等の推進に関する行動計画を作成し、公表に努めることとしています。また、作成に当たっては、必要に応じて環境教育等推進協議会を設置できるとされています。この場合の構成員は公募により決定することが望ましいと考えています。しかしながらなお、行動計画の作成がなされていない場合は、第8条の3では関係者が行動計画の素案を作成、提示することができるとされています。

次のシートで示されているように、旧法の方針、計画の策定は、人口規模の小さな自治体ほど進んでいないということが窺えますので、こうした条文が活用されることが期待されます。

・シート 38,38,40,41

学校教育等における環境教育への支援につきましては、学校教育における環境教育の充実、職員の研修内容の充実、資料等の情報の提供、教材の開発といった措置を講ずることとされています。また、校舎等の学校施設の整備の際は、環境教育の教材としての活用や環境負荷低減に配慮するよう努めるとされています。

環境省では文科省等と連携し、21世紀環境教育プランに取り組んでいる他、学校エコ改修と環境教育事業、ESDの推進、環境カウンセラー制度等を通じて環境教育に係る施策を展開しています。

・シート 42,43

環境教育等支援団体につきましては、今回の法改正で新規に設けられた制度です。

これは、環境大臣、文科大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣が環境保全活動や環境教育の取組を支援するNPO等の民間団体をその申出により、環境教育等支援団体として指定するものです。環境教育等支援団体は、具体的には環境教育を行う団体や環境保全活動を行う団体に対して、情報提供や指導者の紹介の他、照会、相談に対応することとしていまして、各大臣は、経理的基礎、技術的能力等の側面の基準を満たす団体を指定することとしています。

・シート 44,45,46

人材認定等事業につきましては、先ほどご説明したとおりです。10月末時点での登録の状況をシート46に示していますが、改正法施行後、新たに登録の対象となりましたファシリテーターや教材開発の登録は、まだ全国でない聞いています。

・シート 47,48

この法律では、国及び地方公共団体は環境保全の意欲の増進の拠点機能を担う体制の整備に努めるよう規定されていますが、環境省ではEPO事業、北海道ではEPO北海道ですが、これが拠点機能として捉まえています。

・シート 49,50,51

この制度は、国民や民間団体から、その土地や建物を自然体験活動等の体験の機会の場としてご提供いただくことを促進し、都道府県等による認定により信頼性が確保され、体験の機会の場の利用促進と環境保全活動の促進を図ることを目的としています。

認定は都道府県知事とされていますが、体験の機会の場が2以上の都府県にわたる場合は、主務大臣が認定をいたします。都道府県知事等は、体験の機会の場の認定を行った場合は、インターネットや印刷物等で周知に努めることとなっています。

シート51に体験の機会の場の事業内容のイメージを示しています。具体的には、野生生物とふれあ

う自然体験活動の施設や資源リサイクル工場、省エネルギー、自然エネルギーを活用した事業者の取組を体験できる施設等が考えられます。なお、こうした施設等では、利用者が自ら考え、実際に行動、学習する機会を提供するものであることや、参加者同士または施設の解説員とのコミュニケーションを通じて、環境保全に関する気づきを促し、さらに体験活動の中で協働するプロセスが含まれるようなものであることが必要とされています。

・シート 52

この条文では、国、地方公共団体は政策形成に民意を反映させる仕組みの整備、活用を図るよう努めると規定されています。一般的には法律の制定、改正等のときにパブリックコメントで国民からの意見等を伺っていますが、ここでは求めた意見の政策形成を行う仕組みとされています。また、この条文では、国民、民間団体等は、政策形成に資するよう政策に関する提案をすることができるかと規定しています。

環境省では、これに関連するものとしましては、環境保全活動に係る政策提言事業を実施しているところです。条文では政策の提案ができるかと規定されていますが、この提案方法についての詳細は決まっています。

・シート 53,54

国の契約は、原則一般競争入札により契約を行っていますが、環境保全に係る公共サービスに関しては、価格以外の要素も考慮したものの推進に努めるとされています。シート 54 に省令を載せていますが、ここでは総合落札方式による契約をイメージしています。

・シート 55,56,57,58

このたびの法改正により、環境保全に係る協働取組の申出の制度が設けられました。内容は、まず国と地方公共団体は、協働取組の協定の締結及び協議会の設置を行うことができるとされています。協定を締結した場合は、インターネット等で協定内容の公表を行い、協定の実施状況の評価、結果を公表することとなっています。一方、国民、民間団体等は国または地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、その旨を申し出ることができるようになりました。申出を受けた国や地方公共団体では、省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは協働取組を行うよう努めることとされています。協働取組の内容としましては、情報提供、照会や相談への対応、専門家等の紹介、会議への出席等が考えられます。省令の基準をシート 57 に載せていますのでご覧ください。

また、国民、民間団体が環境保全活動に係る協定を締結した場合、都道府県知事に届け出ることができます。届け出を受けた都道府県知事等は、届け出の内容等をインターネットとうにより公表するよう努めることとされています。

・シート 59,60

このたびの改正により新規に設けられたものとして、経済的価値の付与される仕組みの促進、環境教育等を行う国民、民間団体等の表彰の実施、環境教育等推進会議の設置等がありますが、時間がながいため、申し訳ありませんが資料でご確認いただきますようお願いします。

Ⅲ 第4次環境基本計画の概要

続きまして、本年4月に第四次環境基本計画が閣議決定されていますので、概要をご説明します。資料はA4で1枚の資料を使用します。

環境基本計画は、環境基本法の規定に基づき、我が国の環境の保全に関する中長期的で総合的な施策

の大綱を定めるもので、これまでに3回策定しています。第4次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿を、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成するという従来のものに安全を加え、安全がその基盤として確保される社会と位置づけています。第3次環境基本計画においても安全という考えはありましたが、東日本大震災を踏まえ、安全の確保が前提ということになっています。また、環境基本計画が中長期的なものであるということですから、例えば、これから見直し等が予定されております温暖化対策や生物多様性国家戦略の改定ですとか、循環型社会形成推進計画の改定との関係は、環境基本計画で示された方向を踏まえ、新たな具体的な目標や施策の検討が行われていくこととなります。

今後の環境政策の展開の方向につきましては、環境、経済、社会の各側面を統合して向上させつつ、環境政策の分野間の連携を図りながら取り進めるとしています。また、国際交渉等では国益と地球環境全体の利益の観点から取り組むこととしております。それから、国土と自然の維持、形成を図り、多様な主体の環境問題への参画と協働を推進するとしています。

次に優先的に取り組む重点分野を9つ掲げています。このうち、地球温暖化に関する取組につきましては、原子力発電所の事故によりエネルギー政策の見直しが行われておりますことから、このたびの環境基本計画では、温暖化対策の具体的な内容が十分には盛り込まれてはいませんが、2050年の長期目標が示されています。また、2013年以降の温暖化対策はエネルギー政策の見直しと表裏一体で検討し、策定されます温暖化対策の計画に基づく施策を進めることとされています。

最後に、第4次環境基本計画の大きな変更点として、東日本大震災と原子力発電所の事故によります復旧、復興に係る施策と放射性物質による環境汚染対策に取り組むこととされています。まず、復旧、復興について、環境基本計画では、被災地に自立・分散型エネルギーの導入等を推進すること、災害廃棄物の処理を進めること、失われた生物多様性の回復に取り組むことに配慮するとされています。

また、放射性物質による環境汚染からの回復に当たりましては、放射性物質汚染対処特措法や基本方針、除染ロードマップに基づき、放射性物質による汚染廃棄物の処理と除染の取り組みを進めるとしています。放射線による人の健康へのリスクの管理では福島県への支援を行っていくこととしています。

また、本年3月に環境基本法の改正が行われ、放射性物質の除外規定がなくなりましたが、今後の放射性物質による環境汚染に対する検討につきましては、特措法の対処を踏まえながら個別法の改正が検討されていくこととなります。

以上長くなりましたがこれで終了します。

政策づくりに「民意を反映する」には？

～討論型世論調査を通して考える～

三上直之氏（北海道大学高等教育推進機構准教授）

講演者プロフィール

1973年千葉県野田市の生まれ。1996年東京大学文学部社会学専修課程卒業。出版会社勤務を経て、東京大学大学院で環境社会学を学ぶ。博士（環境学）。2005年北海道大学科学技術コミュニケーション養成ユニット特任助教授（2007年特任准教授）。同大学高等教育推進機構高等教育研究部准教授。専門分野は社会学、科学技術コミュニケーション。科学技術の参加型評価手法、科学技術コミュニケーション教育、大学と地域社会とのコミュニケーションの促進、環境政策への市民参加等を研究。



政府が主催するエネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査の実施プロセスを検証する、第三者検証委員会の作業メンバー（専門調査員）として、調査や報告書作成にあたったほか、民間版・討論型世論調査の運営に実行委員として参画。

人は、どうやって意志決定するのか？

ご紹介ありがとうございました。

今日は「政策づくりに民意を反映させるには？」という大げさなテーマを掲げましたが、中身は討論型世論調査の研究のお話をいたします。もともと私は環境社会学という環境学の一つの分野を研究していて、その中で環境政策への市民参加をどのように進めるかということでこの3年ばかり討論型世論調査という手法を研究したり、社会実験をしたりしています。それを、ご紹介しようというのが、今日の講演の主な趣旨です。もう少し広い意味で、政策作りに民意をどう反映するのか、そういうことになるのかなあとということで、この様なタイトルをつけさせていただきました。

選挙が近づいていますが.....

投票先をどのように決めますか？

- ・「争点」に基づいて(争点投票)
- ・ 現政権の業績(業績投票)
- ・ 経済状況(経済投票)
- 現実にはもっと簡単な方略(ヒューリスティック)を用いることも多い
- ・ 例) 政党(「投票はいつも〇〇党に決めている」など)

【参考文献】川人貞史他『現代の政党と選挙(新版)』有斐閣、2011年

2

このタイトルをつけたのは、ちょっと前で、その時は政治の情勢がどうなるか、必ずしもはっきりしておらず、近い内だということはわかっていたのですが、はっきりしなかったのです。それが、衆議院解散、選挙ということになってきました。選挙に行かれる方もいられない方もいらっしゃるかもしれませんが、投票先をどのように決めるでしょうかという話ですね。たとえば、政治学の分野ですと、投票先をどのように決めるかという点について、膨大な研究があります。政治学者は、いろいろなことをいっています。もちろん、争点がはっきりしている

場合は、争点に沿って有権者は投票する。いろんなモデルがありまして、自分の意見に近い争点の党なり、候補者に投票するという学説があります。なるほどと思うわけですが、近いか遠いかということを知るの難しくて、実は、近いかどうかということの有権者は見ていなくて、方向をみているのだということで、かなり離れた意見でも自分の意見の方向に沿った意見だと、相当極端な意見でも争点がは

っきりしている時には、そっちに引っ張られるという研究もあつたりします。いろいろなモデルがあります。はたまた、争点を有権者はフォローしていなくて、政治学の用語では、業績投票という言い方をしますが、今の政権がどれくらい良くやっているかということの有権者は見ていて、業績が良ければ与党に投票し、業績が悪ければお灸をすえるという意味で野党に投票するというモデルがあるということです。また、業績投票の一つのバージョンでしょうけれども、現在の経済状況が良いかどうかで判断して投票する場合があります。これは、経済投票というように政治学者は呼んでいます。

ところが、いまのような話というのは、有権者が頭の中でカリキュレーションしているわけですね。争点が何であつてとか、今の与党がしっかりやっているか相当考えて、頭を使って判断しているというモデルですが、どうも他にもみんなは選挙以外にもやらなくてはならないことがあるので、ヒマじゃないらしいぞ、ということに政治学者が気づき始めて、もちろん、前に述べたような部分があるのですが、もうちょっと複雑らしい、複雑というか単純ですが、現実的には有権者が手抜きをして決めているらしい、と研究の中で言われるようになってきました。

これは、投票先を決める場合だけではなくて、こんなことと一緒にしてはいけないかもしれないのですが、例えば、スーパーマーケットで買い物をする場合ですとか、もうちょっと重たいもの、自動車を買う場合とか、などの商品の選択の場合もそうかもしれませんし、あらゆる意志決定をするときもそうですが、今いったような争点はどうなっているか、経済の状況はどうなっているか、今の政権は良くやっているからいいということにするか、ちょっとお灸を据えた方がいいのか、とかそういった証拠とかデータとか情報を集めて、それを分析するというようなことをやるというよりは、現実には、簡単な方略、心理学の用語ではヒューリスティックというのですが、単純なやり方で決めることが多いのです。例えば、こういうマークがついていたら、よしとするとか、こういったマークが付いているのは、だめとするとか。そういう簡単な方略で、人間は意志決定しているのではないかというようなモデルが心理学にあります。そういったモデルを見ながら、政治学の方でも、もう少し単純な方略で決めているのではないかという見方が出てきています。例えば政党ですよ。こういう方もいらっしゃると思います。私は、選挙になれば何々党と決めているのだと。あるいは、選挙になれば、こういう傾向の候補者とか、政党とかに投票しようとしている。あるいは、政党とかイデオロギーではなくて、だれだれさんに決めているといった決め方をしている例もあります。このようなものも、一種のヒューリスティックな決め方ですね。

「意思決定のコスト」という問題

なかなか争点があはっきりしないと、有権者が行動できないということが、報道などで言われたりしますが、そう単純ではなくて、こんな風になっているらしいです。政治学の研究では、これをもう少し、別の角度から見てみると、意思決定のコストだということだと思ふのです。ある意志決定をする時に、情報を集めて分析し、最終的にだれに投票するかとか、この商品にするぞとか、こういう方向にするぞとか、考えるには時間もかかりますよね。例えば、新聞で情報を集

める場合、Aという新聞だけでは偏っているかもしれないので、BとかCも買ってみたいというとお金もかかるかもしれない。知恵も絞らなくてははいけない。こんなものをひっくるめて、ここではコストと

「意思決定のコスト」という問題

- 情報を集めて分析し、だれに投票するかを決めるのにはコスト(時間など)がかかる
- 有権者は、得られる価値に合わせ、できるだけコストを抑えようとする
- もし、負担可能なコストの範囲内で、候補者や政党、争点についてよりよく知り、だれに投票するかをじっくりと考えられるような機会が得られたら？

言っています。そういうコストが意志決定にはかかるわけです。

今さっきお話ししたヒューリスティックという意味は、選挙はもちろんとっても大事ですが、それ以外にも私たちには大事なことがあって、例えば、仕事や家庭などそういう中で、限られた時間、限られたエネルギーを誰に投票するかということに使っているわけですね。

政治学者に聞くと、有権者は自分が投票を通じて得られる価値と天秤にかけて、どれくらい投票にコストをかけるか、ということを考えているのだと言うのですね。今11月24日で、選挙は12月16日ですが、本当に争点投票と言うのを徹底しようとする、無限に争点はありますね。そもそも何が争点なのか、ということ自体が見えにくいこともあるので、いろいろな情報を集めて、それぞれの候補者がいったい何を言っているのかをよーく考えて、自分はどの人に投票するのが良いのかということを実際に考えるということをやっていくと、これはもう1日2日では足りない、時間が必要かもしれない、大変なエネルギーが必要で、そういったやればきりが無いことを、あるところでどれくらいコストがかかるかということを考えながら、候補者を決めているのだそうです。

こんなことを考えてみます。もし、意志決定のコストという問題がある時に、私達が現実的に負担できるコストの範囲内で、候補者ですとか政党ですとか、今、問題になっている争点について、なるべく使える費用（時間、労力、お金）の範囲内で、より良く知って、誰に投票するかということじっくり考えられるような機会がもしあれば、これはなかなか良い選択ができるかもしれないなあ、と考えて見たくなるわけです。

「熟議の日」というアイデア

実は、こういうことを考えている人が政治学者にもいるのですね。アメリカの政治学者が、「熟議の日」というのをやったらどうか、という提案をしています。アメリカの西海岸にスタンフォード大学というのがありますが、そこで、政治学を教えているフィッシュキンが、2004年に「熟議の日」という題名の本を書きました。

主要な国政選挙の2週間前に「熟議の日」(Deliberation Day)という国民の祝日を設定し、全国各地で500人ずつが会場に集まり、選挙の主要な争点について話し合います。主要な国政選挙には、大統領選挙や中間選挙がありますが、まずは大統領選挙でやってみようとしています。祝日は2日間設定し、国民は割り当てられた1日に熟議に参加します。これはまだ実現してはいませんが、政治学者として思考実験的に提案したものです。2日間を休日にしたのは、国の活動がマヒしないようにするためだそうです。つまり、国民を半分に分けて、それぞれの日に割り当てて、熟議をするように提案したのです。この提案のきめ細かい点は、「熟議の日」によってどれくらいコストがかかるか、何人が必要か、会場は学校やコミュニティセンターを使えば良いなどのことまでが巻末に書かれていることです。休暇の取得の権利は法律で保障されますが、熟議に参加するかどうかは自由だとしています。おそらく、これがポイントかなあとと思うのですが、参加者には150ドルの手当が支給されます。これには、いろいろ意見が分かれるかもしれませんが、

やり方は簡単です。

①まず選挙の争点に関する候補者同士のテレビ討論を、1時間くらい見る

「熟議の日」というアイデア

- 米国の政治学者、J.フィッシュキンらが提唱
- 主要な国政選挙の2週間前に、「熟議の日 (Deliberation Day)」という国民の祝日を設定
- 祝日は2日間設定し、国民は、割り当てに従って、どちらか1日に熟議に参加
- 全国各地で500人ずつが会場(学校やコミュニティセンターなど)に集まり、選挙の主要な争点について話し合う

【参考文献】B. Ackerman & J. S. Fishkin, Deliberation Day, Yale University Press, 2004 4

- ②15人ずつのグループで自由にディスカッションをする
 - ③グループで出てきた疑問点は、全体会で政党の地区代表らに質問できる
 - ②と③を二度繰り返します。
- これはまだ実現していませんが、面白いアイデアです。

「熟議の日」の元になった「討論型世論調査」という手法

このアイデアを思い至った背景にあるのが、今日お話しする討論型世論調査 (Deliberative Polling) という手法です。R というマークがついているのは、登録商標ですね。これを開発したのが、先ほど名前を出したスタンフォード大学のジェームス・フィッシュキンという教授ですが、彼らのグループが、これを勝手に改変して使わないように登録商標を取っています。別に、これで金もうけをしようということではないようです。

これはどういうものかという、世論調査を改良することから始まった手法です。日々、いろいろな世論調査が行われています、いろいろな組織によって。マスメディアもやっていますし、行政機関もいろいろな意向調査、世論調査をやっています。通常、世論調査ってどういう風に行われるかという、無作為で人口全体から抽出をするわけですね、くじびきで対象者を抽出するわけですね。抽出のやり方はいろいろあります。住民基本台帳からくじ引きをする場合もありますし、最近、マスコミがやっているのは電話調査ですね。コンピューターで自動的に電話番号を乱数発生させて、出てきた番号にどんどん電話をかけていくというRDDというやり方があります。とにかく、無作為で抽出した相手に電話をかけて、話や答を聞いたり、直接調査員が訪問して行って質問するわけです。「〇〇新聞です」「〇〇通信です」とかかかってきて、「あなたは〇〇内閣を支持しますか？」といきなり聞かれるわけですね。「次の選挙で、どの党に投票しますか？」と聞かれ、読み上げられますね。「〇〇党、△△党、□□党…」とたくさんの党名が延々読み上げられて「はい、あなたはどこですか？」と聞かれるわけです。あるいは、「TPPについて、あなたは賛成ですか、反対ですか」と聞かれるわけですね。そしてすぐ答えなくてはいけない。「ちょっと待てよ」と。意見をはっきり持っている人は、すぐに答えられるかもしれませんが、必ずしも全部について、はっきりここに投票しようとか、これについて、自分は賛成だ、反対だとか思っているとは限らないわけですね。「でもまあ、言われたら、どっちかということこっちな」という感じで〇を付けるとか、「支持しますか？」と言われたら、支持するのかなあとか、しないかなあと思って、〇を付けたり、ハイと答えたりした結果が新聞に出るわけですよ。そして、〇〇内閣の支持率は〇%になっていて、これは順調だとか、ちょっとまずいとか、危険水域だとかいうことが書かれて、それが政局だとか、国会の運営だとかに影響を与えていくわけで、それで政治が動いていくことがあるわけです。

だけど、ちょっとさかのぼって考えてみると、その20%とか30%とかという数字は、そもそもは、私たち日常暮らしているところに、いきなり電話がかかって来て、「よくわかんないけれども」と言って答えたその答えがもとになって、数字になっている、それが政治を動かしているところがあるのですね。そんな世論調査で果たしていいのだろうかというところから、この政治学者の人たちが考えたのが、この方法なのですね。

「熟議の日」の元になった手法

・ 討論型世論調査 (DP) (Deliberative Polling®)

- 世論調査に熟議的・討論的 (deliberative) な要素を導入するため、米国の政治学者、J. フィッシュキらが1988年に考案
- 欧米を中心に約20年にわたる活用の実績があり、日本でも2009年以来、6回の実施例

「討論型世論調査」とは？

ここで、熟議的討論的といいましたのは、ちょっとややこしい言い方なのですが、要するにこういうことなのです。いきなり電話がかかって来てとか、いきなり調査員が訪問してきて、直感的にパッと答えるというのではなくて、ちょっと立ち止まって、少し情報を得て、良く考えて答えるということを世論調査でやったら少し意見が変わるでしょうし、そっちの方が質が高い世論でしょうということで、それをやる方法、実際にどういう風にやればできるだろうかと、今から20年以上前にアメリカの政治学者が考え出したのが、この討論型世論調査でした。これがある種のベストセラーになって、1994年にイギリスで一番最初に行われました。それから、もう世界20カ国近くで70回以上行われているそうです。

国内での実施例

実は、日本で初めて行われたのが2009年、ちょうど今から3年前ですね、これくらいの時期、12月だったと思います。3年前に神奈川県で行われています。それが一番最初で、そのあと7回の実施例があります。Rマークがついた認定された討論型世論調査は6回です。その内の1回が、この夏に行われた、政府がお金を出して行った革新的エネルギー・環境戦略の討論型世論調査です。これは、実は世界初のもので、何が世界初かというと、国レベルの意思決定に、この討論型世論調査が正式に使われた世界で初めてのケースになります。その話もあとでさせていただきます。

討論型世論調査のやり方はシンプルですが、良くできています。

- ① 一般から無作為抽出した人を対象に世論調査を実施します。電話でやる場合もありますし、アンケート用紙を郵送する場合があります。ここまでは普通のアンケート調査と同じですが、その先がちよっと違います。
- ② 回答してくれた人たちに、このあと1ヶ月か2ヶ月先に、同じテーマに対して話し合うイベントを行います。そこに来ませんか？とお誘いをします。そして、来てもいいよ、と手をあげてくれた人に一つの会場に集まってもらい、話し合いを1～2日間持ちます。
- ③ 議論の後に、再度、前とまったく同じ質問事項でアンケートをとります。最初のアンケートというのは、さっき言ったふだんの世論調査と同じです。いきなり要旨が送られてきて、パッと答えるのが、最初のアンケート。それに対して、最後のアンケートは、いろいろな情報を得て、よく話し合っ、やっぱり自分はこの政策は支持なのかなあ、不支持なのかなあ、と考えた上での答です。その差もわかるわけですね。このよく考えた後の世論を把握する方法なのです。

これがですね、あとで結果もご紹介しますが、今まで70回やられてきたのですが、多くの場合、意見が変わります。かなり劇的に変化します。

討論型世論調査(DP)とは？

- ① 一般から無作為抽出した人たちを対象に世論調査(アンケート)を実施
- ② 回答者の中から希望者を数百人募り、一つの会場に集まってもらい、1～2日間にわたって議論
- ③ 議論の後に、再度同じ質問項目でアンケート

→多くの場合、参加者の意見は劇的に変化

7

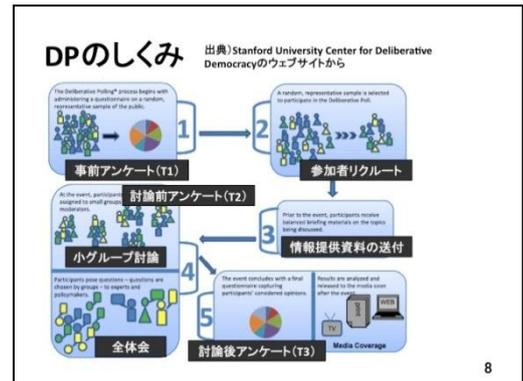
国内での実施事例

- 2009年以降、国内でも7回の実施例
- 今年8月には、原発比率の選択など「エネルギー・環境の選択肢」をテーマに政府が主催
- 北大でも2011年秋に、牛のBSE対策(とくに「全頭検査」)をテーマに社会実験
 - 「科学技術への市民参加」にDPの手法を活用する可能性を探る研究の一環として
 - [科学研究費補助金(22300301) / 研究代表者・杉山滋郎]

9

今言ったことを、もう少し詳しく図に示したものがこれです。簡単におさらいしますが、

- ① まず、最初に普通のアンケートをします。事前アンケートと呼んでいます。
- ② そのあと参加者のリクルートをします。これは、答えてくれた人の中から、こういうイベントをやるから来ませんか、と募集することです。
- ③ 「来ますよ」と言った人たちに、話し合いの場にきてもらう前に、情報提供資料、テーマに沿った資料をバランス良くまとめたものを送付し、これを事前に読んでもらう。20 ページとか 30 ページ、ちょっと分厚いものでは、40~50 ページのものもあります。
- ④ 読んだ上で集まってもらって、小さなグループで基本的には討論を行います。15 人くらいで話し合います。話し合っている内に疑問点が出てくるわけですね。よくわからないとか出てきます。これは、まったく専門家ではない、一般の人たちが集まっているので当然です。そして、質問が出てきたら、専門家に質問するという時間も取ります。その問題について詳しい専門家、選挙がテーマであれば、各政党の担当者、候補者でも良いと思います。そのあとグループに分かれて話し合う、ということをや 2 回か 3 回繰り返します。
- ⑤ 最後にもう 1 回同じアンケートをとるわけです。アンケートは 2 つパターンがあって、1 番最初の世論調査と最後の世論調査と 2 回取る場合もありますが、最近よく行われるのは、3 回アンケートをとるパターンですね。まず、最初に何も情報がない段階でのアンケート、次に情報提供資料を読んで、会場に集まって、これから話し合いを始めますよ、という段階でとって、話し合いが終了した最後の段階でもう 1 回とるというものです。ここに、T 1、T 2、T 3 と書いてありますが、T はタイムという意味で、1 回目、2 回目、3 回目ということです。



国内での実施例は 7 回（開発者の公式認定は 6 回）、うち 1 回は実際に私がかかわって、北海道大学でやりました。認定されていないものにも、この夏関わりました。

討論型世論調査について、実際の事例をもとに紹介します。

討論型世論調査というのは、具体的にはどういう風に進むのか、というのを写真も交えて、見ていただけたらと思います。実は、私たちも、さっき言ったように、（討論型世論調査は）政策決定に市民が参加していく時の大事なやり方になるのではないかと、思っています。私が北海道大学で教えているのは、科学技術コミュニケーションといって、科学技術に関わる問題について、市民がどう参加して、意見を政府や専門家に伝えていくか、また逆に、専門家が自分たちのやっている研究とか、行おうとしている政策について、どうわかりやすく市民に伝えられるか、そういうコミュニケーションのあり方を研究する科目を担当しています。科学技術コミュニケーションや、科学技術に関わる政策への市民参加のやり方として、この方法は使えるのではないかと、同僚と注目して、3 年くらい前から文科省から研究費をいただいて、討論型世論調査を実際に北海道でやってみるといいうのを研究の課題として、ちょうど 1 年前、2011 年の 11 月にやってみました。

それがどんな雰囲気だったのかというのを、まずご紹介したいと思います。この時は牛の B S E です

ね、10年くらい前に日本でも発生して、ある種パニックのようになったものです。その後、日本でも畜される牛は、全頭、BSE検査をするという仕組みができあがったということをご記憶かと思います。そのBSEの問題、その後、ずっと対策を取っていくという中で、BSEというのは、かなりの程度、押さえ込まれているわけです。その中で、BSEの対策をどう見直すべきかということが、政策のアジェンダに載っかってきていますけれども、その問題について、ちょうど問題が発生してから10年が経つということもあって、その問題を題材にさせていただいて、討論型世論調査の科学技術に関わる政策への活用の可能性というのを実験してみようというのをやりました。

BSE問題に関する討論型世論調査のプロセス

プロセス自体は、さっき、図で見ていただいたのと同じ事をなぞってやったものです。事前のアンケート、「BSEについてどう思いますか?」をとりました。その時札幌市役所と北海道新聞のご協力を得て、3,000人の札幌市民を無作為に抽出し、今皆さんのお手元にあるアンケート(T1)「みんなで話そう、食の安全・安心～BSE全頭検査をどうするか～」を回答してもらいました。これは見本です。2つ折りにして綴じてある8ページくらいのアンケートを市民の皆さんにお

送りしました。この時は、本当にありがたいことに、53%、1,616人の回答を得ました。これは、大学がやるときには、こんな回答率は高くないのですが、札幌市や北海道新聞の方にもご協力いただいて、いろいろ広報や調査のノウハウについてもご協力をいただいたので、できたことです。その中で、420人の方たちがイベントに参加してもいいと言って下さいました。通常は、この420人皆さんをお招きするのですよね、アメリカなんかでやっているやり方であれば。でも、これは研究費でやらせていただいて、予算が足りなくて、皆さんに御礼もしなくてはいけないので、残念ながら、抽選で170人の方を選ばせていただきました。



討論イベントの流れ

この時は、1日だったのですけれども、11月5日に討論イベントをやらせていただきました。プログラムがこちらです。最初にアンケートに答えていただき、グループ討論を行い、出てきた疑問を専門家に聞くQ&Aの全体会があって、また、グループ討論をやって、専門家と話して、最後にアンケートを採るという、標準的なフォーマットでやってみました。

これは、10年前にBSE問題が起きたことを振り返り、そのあと、どんな対策がとられてきたのかということを中心に

議論する、というパートと、その問題が一定の対策が取られて落ち着いている中で、今後、どう対策を取っていくべきか、今のような枠組で続けていくのが良いのか、もう少し見直すのが良いのかということを議論する2つのパートで、それぞれ、グループ討論と全体会というのをやったのです。



イベントの様子ですけれど、これは北海道大学高等教育推進機構の大講堂、一番大きな教室で全体会をやりました。まず、来てすぐに開会式をやって、そのあとすぐに、アンケート（T2）に答えていただきました。先ほど見ていただいたのは、事前に郵便で送ったアンケートですが、それとまったく同じものです。というのはですね、イベントに参加してもらうということが決まった時点で、情報資料を読んでもらっています。こういう冊子ですが、事前に読んでもらうために、我々が作ったものです。必要な情報を正確にバランス良く。バランス良くというのは、規制はこのままの枠組で続けるべきだという考え方の人もいますし、思い切って見直すべきだと言う考え方の人もいますので、どちらかに偏って、誘導するような情報提供になってはいけません。そういったバランスも取らなくてははいけませんし、これはプリオン病という病気ですよね。この病気についてのかなり科学、研究が今も進んでいる分野ですから、科学が今、どうなっているかということも反映して作らなくてははいけません。つまり、正確さとか、情報の新しさですとか、バランスということを兼ね備えて作らなくてははいけない、かなり慎重に作らなくてははいけないのですけれども、通常は、こういう市民参加の手法を取り扱っているような我々のグループが、このテーマについての専門家、例えば、畜産、プリオン病の専門家のチームの協力を得て作って行きます。そういう情報資料を読んでもらった上で答えてもらうというのが、このアンケートです。

そのあと、グループに分かれて話し合います。15人くらいの方が自由に話し合います。中にファシリテーターになる人が1人入りますけれども、このファシリテーターは、特に、議論に介入して、ガンガン整理をするということはないで、例えば、特定の方がずっと発言を独占してしまうとか、あまりにも議論がこう着して前に進まないとかいう時などに、ちょっと手助けすると言う程度で、ほとんど介入しないで進めます。これは、先ほどの情報資料のと同じなのですが、議論をどちらか一方に誘導してしまうという事のないように、そういう進め方をするのです。

上の写真は質問を作っているところですが、話し合っていてわからないことがあれば、ということで、グループの中で、質問を1個にまとめているところです。その専門家というのは、この時は3人の方だったのですが、この方たちと裏で打ち合わせをして、そして全体会で出て来た質問をぶつけていただく、そしてそれに答えてもらうということをしました。グループ討論と全体でのQ&Aというのを2回繰り返して、そして

全体会の会場



12

開会式・討論前アンケート(T2)



13

グループ討論



14

グループ討論



15

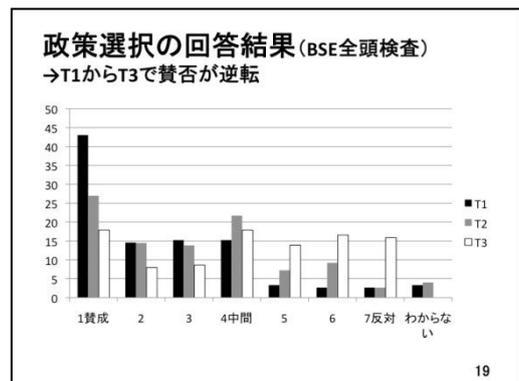
最後にもう一度、先ほど見ていただいたのと同じアンケートに答えていただくということをやるというのが、討論型世論調査の大まかなしくみです。

討論型世論調査の結果

こういうことをやると何が起きるかという、我々が社会実験をやったときの主な結果を2つだけご紹介します。意見がかなり変わります。この時は、全頭検査を2001年に日本は導入しましたよね。飼料の規制、飼料というのは肉骨粉ですが、その規制ですとか、それから、あのときには、特定危険部位という脊髄とか脳だとか、そういうところを除去するという対策もした上に、いわばある種の予防的な対策として、全頭検査というものを導入したわけですが、その予防的に導入した全頭検査をこれからも続けていく必要があるか、それとも、一定の対策が取られた中で見直すべきかという、それが一つの論点なわけですよね。ただ、そういった全頭検査が導入された経緯というのを、これは私もこういったテーマで討論型世論調査をやるということを決めてから、初めて勉強しましたが、結構忘れていました、私自身もですね。

T1で、いきなり、BSE全頭検査というのがありましたよね、とお手紙お送りするわけですよ。「全頭検査、やめますか?」「続けますか?」って言われて、どう答えたか。その結果がT1です。最初に何も無い状態で答えていただいたのが、この一番濃いグラフ。討論型世論調査では、意見の変化をなるべく精密に把握するために、それぞれの選択肢に対して、7段階とか、アメリカの場合は絶対11段階でやらなくてはだめだと強硬に主張する人もいますが、11段階は選びにくいということで、我々の時は7段階でやりましたけれど、こ

ういう風にスケールで評価してもらおうのです。そうすると、まず、この一番濃いグラフに注目していただきたいのですが、これが何も情報も話し合いもない段階で、全頭検査やりますか、やめますかというものの回答なのです。圧倒的にもう半分近くの人が一番強い賛成で、賛成よりの人も合わせると、7割くらいの方が全頭検査を必要としているのです。資料は今回覧しています。ホームページでも見ていただけるようになっているのですが、それを読んでいただくとうるやうに、全頭検査は、今の科学の水準では見直しても大丈夫だという意見が出てきているのです。そういう情報を読んでいただいて、さらに話し合っていた結果が白いグラフ、討論の後の答です。T3というもの。結果が、大分右寄りになっていることがおわかりになると思います。つまり、最初は情報がない中で、全頭検査するの?しないの?と聞かれたら、絶対すると答えた人が多かったのですが、いろいろな話を聞いてみたり、資料を読んでみたり、専門家と話し合ってみたら、「うーん、やっぱりやらなくてもいいのではないかなあ、お金もかかるし、今の科学では必要ないってことになっているみたいだし、他の対策もきちんとしているから」という人も結構増えていきますね。ただ、この結果は、注意して読まなくてはいけないのは、それだけ情報を提供して、話し合っ、意見が深まって変わるということもあるのですが、それでもなお、意見が変わらない人がいるということ。科学者はやってもやらなくてもリスクは変わらないということを使うわけですよね。これは、内閣府の食品安全委員会のリスク評価でもそういう言い方、リスク



の差というのはきわめて小さいという言い方をしているのです。意見が変わった人も多いのだけれど、一方で、それだけ議論しても、まだ、やった方が良くという方が結構いるのです。3割近くくらいいます。これは頑迷固陋で意見が変わらないということではなくて、やっぱり科学だけでは政策は決まらないことが多くあるということを示しています。例えば、北海道の畜産の振興をどうしていくのか。僕たちは（全頭検査を止めることを）了解したけれども、道外の人たち、例えば消費者の人たちがそれを理解してくれるのか、などと考えると、北海道だけ全頭検査は止めるわけにはいかない、ということになります。

この結果を単純に見て、良く喜ぶ方がいて、「ああ、正しい情報を消費者に提供すれば、間違った認識が解消されて、どんな政策でも理解が得られる」みたいなことを、目をキラキラさせて、このグラフをご覧になる方もいらっしゃるのですが、この手法のパワフルさは、前段に申したようなことは多くの方が認識されてきているので、むしろ、私がここで釘を刺しておきたいのは、こうやってじっくり話し合っても、その中で意見の多様性が見えてくるということ、これがある意味では強みだと思います。

その証拠に、先ほど見ていただいたアンケート調査用紙をもう一度見てください。この設問は、単に全頭検査をするべきか、否か、この後にご紹介します、15シナリオが良いですか、ゼロシナリオが良いですか、20~25シナリオが良いですか、はい、どれですか、と単純に聞くのが、討論型世論調査というものではないのです。それ以外にいろいろな質問を聞いていますよね。例えば、政府の取り組みはどれくらい信頼できますかとか、専門家はどれくらい信頼出来ますか、ということも聞いています。それぞれの各国産の肉に対するBSE感染の安心度はどうですか、ということも聞いています。これ自体は、とても単純な質問で、全頭検査をやるべきですか、どうですかというものです。でも、その背景にあるどういう理由で、どんなロジックでその政策に対して、支持だとか、不支持だとかを考えているかということもいっしょに把握できるようなアンケートの設問になっているのです。これはこの夏のエネルギー・環境戦略の討論型世論調査でも、非常に限られた時間の中でしたけれども、単にどのシナリオを支持するかということだけに収れんさせるのではなくて、その背景にある事情というのにもなるべく読み取って政策決定をしよう、というところがあって、そこは大変評価していい部分じゃないかなあ、と私は思っています。そういう使い方ができる調査だというわけです。

そういう社会実験を去年の秋にやったわけです。これは、本当に研究として実施したものです。でも、北海道で、さらにこういった食の安全というテーマの社会実験の研究をさせていただいていますから、BSE全頭調査の討論型世論調査の社会実験結果は、北海道庁にも読み解き方も含めて報告をしました。単純に読んでほらいたくないですけども、こういう結果が出ましたよということは情報提供しています。それで、かなりいろいろな所で活用していただいたようです。

社会実験の結論

この社会実験をやった総論的な報告書をまとめています。結論は以下のとおりとなります。

- この手法は日本ではまだ一般的ではないが、将来的には、既存の世論調査・意識調査を拡充する形で政府や自治体の政策作りの参考意見を得る方法として活用しうる。
- 参加者を公募するタイプのワークショップや各種委員会など、他の市民参加の方法と比較した場合、関心の薄い人たち

社会実験の結論

- この手法は、日本ではまだ一般的ではないが、将来的には、既存の世論調査・意識調査を拡充するかたちで、政府や自治体の政策づくりの参考意見を得る方法として活用しうる
 - 参加者を公募するタイプのワークショップや各種の委員会など、他の市民参加の方法と比較した場合、関心の薄い人たちも含め、より幅広い人たちの参加を得られるという強みもある
- (『BSE問題に関する討論型世論調査報告書』2011年12月)

も含め、より幅広い人たちの参加を得られるという強みもある。

ということで、もう少し方法を磨いていけば、やがて日本の政策決定の手法として活用できるということもあり得るから、これからもっと実用化に向けて研究していきましょうということを報告書に書いていたわけです。実際に、こういうやり方って言うのは、いろいろ使い出があるのではないかとということで、今、ご紹介したのは、我々研究者が比較的自由に発想して、自由に研究するというタイプの研究費をお預かりしてやらせていただいた研究です。でも、例えば、もうちょっと国の政策に近い、これは、国の予算ですけれども、科学政策に関する委託研究で、討論型世論調査の手法が開発できないかという研究費をお預かりして研究をしたりとかしています。BSEをやったすぐあとの研究では、去年の冬に、札幌市から委託研究をお預かりして、討論型世論調査を札幌市のまちづくりに使えないかという研究もしたり、これらの研究の報告を出したりしています。（「市政への市民参加の推進と討論型世論調査」）また、新しい市民参加のやりかた、特に参加者を無作為で抽出して、世論の動向というのを可視化していくような新しい市民参加の形というのが可能性があるのだということを、本にまとめて出版したりしています。（「討議デモクラシーへの挑戦：ミニ・パブリックスで拓く新しい政治」（岩波書店））これらを、いよいよ実用化につなげていく研究を、BSEの討論型世論調査が終わったあたりで考えていたわけです。

実用化に向けた研究へ……

- 2010年12月～2011年3月「市民の熟議」を政策形成のエビデンスに変換する方法論の開発（(独)科学技術振興機構社会技術研究開発事業 深掘り調査）
- 2011年12月～2012年3月「討論型世論調査を「市政への市民参加の推進」に活用する方法（札幌市大学提案型共同研究事業）
- 2012年1月、『討議デモクラシーへの挑戦：ミニ・パブリックスで拓く新しい政治』（榎原一編、岩波書店）を出版



22

ミニ・パブリックス

ここで、一つキーワードをご紹介したいのですが、ミニ・パブリックスというものです。岩波書店から出した本の副題にもなっているのですが、これは何かというと、今、討論型世論調査というのをご紹介しているのですが、これだけではなくて、無作為抽出で一般の人を集めて、つまり、放っておけば、サイレントマジョリティになってしまうような、そういう人たちが声を出せるような、無作為抽出でいわば社会の縮図のような集団を作って、そこで議論をして、その結果を、例えばアンケートであるとか、市民提案の様な形のものもありますけれど、そういったものをまとめて、その結果を政策決定に使うという手法が、実は、この20年、25年くらいの中に、いろいろ開発されているのです。それを総称して、ミニ・パブリックスと呼んでいるのです。討論型世論調査の他にコンセンサス会議、プラーヌクス・ツェレ、市民陪審、市民討論会などのミニ・パブリックスがあります。

ミニ・パブリックス

【mini-publics】

- 無作為抽出などで「社会の縮図」となる市民を集めて議論を行い、その結果を政策決定などに活用する、市民参加の方法。「熟議デモクラシー」の実践の道筋として期待
- DPはその典型。他にも様々な方法がある
 - 参加者：十数人～数百人
 - 期間：1日～数日
- テーマ：社会的な論争の対象となっており、新たな政策が求められている課題であれば何でも

23

少なくともこの3月までは、政策への市民参加の研究のフロンティアがこういうところにある、という所で終わっていたのです。けれども、そうはいかなくなったという続きのお話をしようと思います。一気にこれが、国レベルで実用化する

一気に国レベルで実用化へ

少なくともこの3月までは、政策への市民参加の研究のフロンティアがこういうところにある、という所で終わっていたのです。けれども、そうはいかなくなったという続きのお話をしようと思います。一気にこれが、国レベルで実用化する

ところが、一気に国レベルで実用化へ

- 「革新的・エネルギー環境戦略」の策定のための「国民的議論」の方法として採用
- 「三つのシナリオ」を対象として、2012年7月～8月に、政府によるDPが実施される
- 結果は、「国民的議論に関する検証会合」の検討を経て、戦略策定（9月14日、エネルギー・環境会議）に反映

25

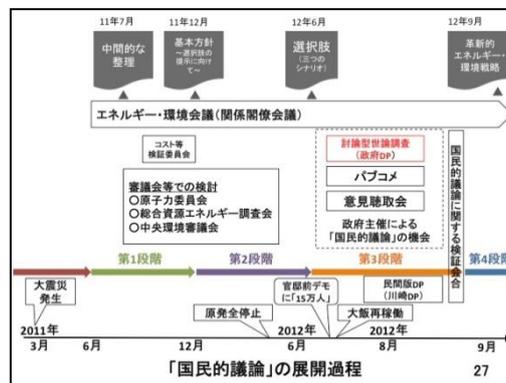
るところまで、いってしまったということがこの夏に起こったことです。ご存知のように、今年の9月14日に、政府が、国の革新的エネルギー・環境戦略、これは福島原発事故を受けて、政府の政策を白紙で見直しをするという方針が出され、それに沿って議論をして策定にいたったわけです。政府は、原発推進と反原発の二項対立を乗り越えて、国民的議論を行って、その戦略を策定するという方針をたてていました。これはかなり早い段階です。去年の7月くらいだったと思います。その国民的議論というものを一体どういう風にやるのか、いろいろなやり方があります。例えば、意見聴取会というようなものをやるとか、パブリックコメントをとるというやり方もあるでしょうし、新聞紙上でいろいろな議論がされるというのも、国民的議論の一つのやり方だと思います。首相官邸を取り巻くデモ行進で、市民の意見が表出されるというのも、大事な国民的議論の一部だと思いますけれども、その一つとして、この討論型世論調査というのを試みてみてはどうかということが、にわかに検討の対象となって、実際に、今年の7月から8月にかけて実施されることになったわけです。さらに実施された結果が、9月14日に政府が策定した革新的エネルギー・環境戦略に反映されたのです。ただ、どう反映したかというのは、なかなか難しい、評価が難しいことであります。実は昨日も東京でシンポジウムが開かれて、中央環境審議会、原子力委員会の専門家や内閣府の審議官と、DPも含めた国民的議論が、政策決定にどう反映されたかを議論してきたところです。この国民的議論が、どう政策決定に反映したのか、しなかったのかを議論しました。その評価は難しいです。評価・検証は、まさにこれからやっていく必要があるなど私は思ったのですが、ともかく、質や詳細は別として、国のエネルギー政策の根幹にかかわる議論に、討論型世論調査が使われたということで、今までの内容を大きく塗り替える状況になったわけです。

これは新聞の一面の記事です。政府は、この国民的議論を喚起するために、従来のパブリックコメントや意見聴取会に加えて、今回、討論型世論調査というのをやったわけです。

もう一つ、こちらは詳しくは触れませんが、今回のエネルギー・環境戦略の白紙からの見直しに関する国民的議論の主な展開の過程です。基本は、政府の中に、内閣にエネルギー・環境会議という関係関係会議が出来て、そこがエネルギー政策であるとか、従来であれば、経済産業省が中心になってやって来たエネルギー政策であるとか、原子力政策であるとか、それからこれらの政策は、地球温暖化の政策と密接に関わっているわけですから、地球温暖化の対策ということの検討も、総合的に策定していくプロセスとして進んで行ったわけです。

「国民的議論」の関連過程

ここに大まかな経緯を述べてありますけれども、2011年の7月に大きな方針が出るわけです。原発への依存度を低減して、これまでの原子力政策を徹底的に検証する、白紙からエネルギー政策を立て直す。そのために国民的議論を行うのだということが、7月の段階で明示されていたわけです。それをやるために、いきなり、国民的議論と言ってもできない



「国民的議論」の経緯①

- 2011年6月エネルギー・環境会議の設置
- 2011年7月:「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理
 - 原発依存度低減、原子力政策の徹底検証、国民的議論の展開、国民との対話など9原則を設定
 - コスト等検証委の設置、審議会での検討
- 2011年12月:基本方針～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～

わけなので、内閣に発電コストについて再検証する専門家会議が出来たりとか、それから、この審議会というのは、中央環境審議会もそうですし、総合新エネルギー調査会というのが経産省にありますけれども、それと原子力委員会ですね、そういったところで、専門家が検討して、選択肢を作っていくということが行われていくわけです。最終的には、これは今年の6月29日ですけれども、三つのシナリオという選択肢が提示されるわけですね。これは、2030年の時点での原子力発電の割合を0%にするのか、15%にするのか、20~25%にするのか、という三つのシナリオです。端的に言うと、このどれを選ぶのかという国民的議論が7月から始まりまして、政府としては、今ご紹介しています討論型世論調査、略してDPですけれども、それからパブリックコメント、意見聴取会というのをやっていくわけです。それに加えて、注目すべきかなと思うのは、これはあくまで政府が主催する国民的議論のプラットフォームなのだとということを政府ははっきり言っていて、それ以外にも国民的議論というのは、まさに市民社会の中で行われているわけで、例えばマスメディアが世論調査をやっているし、民間も各種の意見交換会、シンポジウムをやっている、そういうものにも政府は協力して、説明の必要があれば、そこにスタッフを派遣するし、そう言うところから出てきた意見にも耳を傾けて政策決定をするのだという方針を示していたわけですね。

討論型世論調査に関して言うと、7月からアンケートが始まって、みんなが集まって話すイベントは、8月4日、5日に行われました。これは本来、討論型世論調査の準備というのは、半年くらいかかるものなので、あまりにも無理無理の強行スケジュールなのですね。それで、本当にきちんとしたものができるのかということを感じまして、北海道新聞に、「これは慎重にやらないと大変なことになるぞ」という警告を発したりということもしました。

でも、何とかやりきるぞ、ということで、8月4日、5日に実施されました。実は、細かく言うと、実施の過程に、いろいろな問題がありまして、時間が短くて、押せ押せになっていたということに起因する問題がありました。そうやって、討論型世論調査をやり、パブコメをやり、このパブコメには、9万件ですよ、8万9千件くらいだったと思いますけれども。そのうち、7万7千件がゼロシナリオを支持するという結果でした。意見聴取会が全国11ヶ所で行われました。マスメディアでもいくつかの世論調査を行いました。というのあわせて、ここで、どう政策決定をするかと言うときに、これはちょっと評価は分かれるのですが、私自身もどう評価したらいいか、定まっていないのですが、注目すべきなのは、検証会合というのを政府は開くのですね。つまり、こういった国民的議論、討論型世論調査に象徴されるような市民参加型のものも含めて、国民的議論というものをやった、そこで、アンケート結果も出てきている、意見聴取会の意見も出てきている、で、これをどう政策決定に活かすかと言うときの結果の分析・検証をオープンな場でやると、実際8人の、世論調査の専門家も含めて、3回、8月の下旬に会合を開いています。その内容は、インターネットでも中継されていますし、資料も全部公開されています。その進め方とか、そもそも検証会合を開くということは、討論型世論調査をやる段階では決めていなかったことだったので、私も新聞に書かせていただいたのですが、泥縄なんですよ。そういう泥縄でやっているという問題だとか、検証会合の専門家の人選は良かったのか、3回の開催で充分なのかなどいろいろ問題点はありますが、このようにプロセスが明らかになかちで民意が政策決定に反映させようという試みは評価できます。少なくとも日本の政策決定では今までなかったことで画期的な

「国民的議論」の経緯②

- ・ 今年6月、選択肢の提示=三つのシナリオ(2030年時点の原発比率)
 - ゼロシナリオ(0%) / 15シナリオ(15%) / 20-25シナリオ(20%)
- ・ 7~8月、三つのシナリオをめぐる「国民的議論」
 - 政府主催: DP、パブリックコメント、意見聴取会
 - 以上に加え、「マスメディア等による世論調査をしっかりと見極めることにより、総合的に国民の意向を把握」
 - DPは7月~8月上旬(討論イベントは8月4日、5日)に実施。大手広告代理店が受託、実行委員会による運営と第三者検証委員会の設置
- ・ DPの結果も、パブリックコメント、意見聴取会、他の世論調査の結果などと合わせ、「検証会合」での検討を踏まえて、「革新的エネルギー・環境戦略」に反映

ことです。分析・評価は、課題として残っているとは思いますが。

最終的に、9月14日の「革新的エネルギー・環境戦略」の策定につながっていくわけです。

具体的には、

- 40年運転制限を厳格に適用する
- 新しくできた原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働
- 原発の新設・増設は、原則として行わない

こういったことを通じて、「2030年代に原発稼働ゼロを可能にするよう、あらゆる政策資源を投入する」というものですね。そういう戦略に最終的にはつながっていくということなのです。

国民的議論の経緯③

- 9月、「革新的エネルギー・環境戦略」の策定
 - 40年運転制限の厳格適用
 - 規制委の安全確認を得たもののみ再稼働
 - 原発の新設・増設は行わない
- 「2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入」

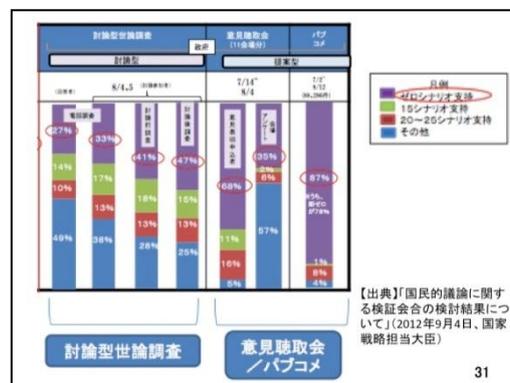
30

討論型世論調査の結果

討論型世論調査の結果がどうだったのかということだけ簡単に紹介したいと思います。これが政府のやった討論型世論調査の結果のグラフです。グラフの文字がつぶれていてすみません。大まかなトレンドだけ、ご覧いただけたらと思います。

紫色の部分がゼロシナリオを支持している人の数の推移です。最初に電話がかかって来て、ゼロが良いと答えた人は33%です。会場に来た時は、41%。最後、帰る時にゼロシナリオが良いと言った人は47%ということで、全体としては、ゼロシナリオの人が増えていくということです。

この一番下のは、その他、つまり、わからないとか、曖昧な態度という人ですけれど、そういう人が減っていくという傾向がありました。一般の人が話し合った結果としては、半分くらいの人を選択するんだな、ということが何となくわかります。これとパブコメだとか、意見聴取会とを比較してみてください。やっぱり、パブリックコメントとか意見聴取会で強く意見を言おうという人は、善し悪しは別にして、ゼロシナリオを主張したいという人がかなり多いです。もちろん、これも重要な国民の意見ですね。まあ、そんな違いがあるということで、これは社会全体から言うと、相当ゼロシナリオと言うことが強調されているかもしれませんが、少なくとも、無作為抽出をして全国から集まった人の傾向というのはこうなのだ、そして、これはそういうことと比較して議論が出来る材料となり、この材料をもとに政策を議論できるということが、討論型世論調査のメリットだということを見ていただければいいかと思います。



【出典】「国民的議論」に関する検証会合の検討結果について(2012年9月4日、国家戦略担当大臣)

31

「国民的議論」の検討結果

先ほどお話しした検証会合ですね。こういった結果をどう読んで、政策決定につなげるかという議論を専門家8人が集まって、3日間議論をやりました。ずっとインターネット中継されていて、私もネットで見えていましたけれど、その結果を聞いて、国家戦略大臣がこの国民的議論から何を読み取る

「国民的議論」の検討結果

(検証会合の検討結果による)

- 【含意1】過半の国民は原発に依存しない社会にしたいという方向性を共有している
- 【含意2】ゼロにするスピード感、実現可能性については意見が分かれている、または定まっていない
- 【含意3】パブコメやデモなど、多くの国民が直接行動を起こしている背景には政府への不信と原発への不安がある

32

べきかという総括を最終的にしています。3つの含意ということを出して、この討論型世論調査を始めとする国民的議論の中から、3つのことが読み取れるだろうと言っています。

一つは、過半の国民は原発に依存しない社会にしたいという方向性を共有している。なぜ、47%が過半なのか？過半ではないのではないのかという批判があると思います。これについては、かなりきちんと分析されています。三つのシナリオがありましたが、15%シナリオという、真ん中のシナリオを選択した人には、実は3種類の人がいると分析しています。ゼロはだめという人もいるし、どっちにすべきか、今すぐには決められないという人も含まれています。いずれはゼロにすべきだという人が一定程度含まれていて、その人を含めると過半になるという分析をしています。この分析が妥当かどうかという議論は脇に置いておくとしても、このようなプロセスで、データを基に議論がなされています。この基盤を提供しているのが討論型世論調査というテクノロジーであるということを確認したいと思います。

ただゼロにするスピード感についてですね、2030年ですばっとゼロにすべきなのか、もうちょっと幅を持たせるべきなのかということについては、意見が分かれています、ということもこの調査から読みとっているわけです。さらにですね、この3番目の含意が非常に重要だと思うのですが、政府が主催した以外のものにも、国民的議論の広がりというのが、今回あったわけですね。一つの象徴は、官邸前に集まった、少なくとも数万人と言われる人の集まりだと思うのですが、そういったデモと言われる言葉がはっきり大臣の文書の中にでてくるわけです。パブコメ9万人、デモ、主催者の数字で言うと15万人といわれるデモなどというものは、この背景には、政府への不信や原発への不安があるということきちんと見なくては行けないと、この調査からも読み取れる結果はそういうことなんだということ、国家戦略大臣が公式に言っているわけですね。

もちろん、この評価に対してどう考えるか、という議論は脇に置いておいて、こういう含意を読み取るだけの、読み取る根拠を提供するテクノロジーとして、討論型世論調査ないしは広くミニ・パブリック型の市民参加の手法が日本の社会の中では、一つ位置づいてきている、という状況に、急にですが、なっています。

討論型世論調査（DP）の可能性と課題

これは、最後のスライドになりますが、この間の動きの中で可能性が見えてきたと思います。

こういう手法がなければ、もしかしたら「サイレントマジョリティ」になってしまうかもしれない声というのを見えるようにする、それを政策決定につなぐためには、何か継ぎ手が必要です。討論型世論調査だけでは、政策決定にはつながりません。今回の例で言えば、検証会合という、批判的に言えば泥縄だったかもしれないようなやり方で、それが継ぎ手になって、戦略につながっていったわけです。そこは、もっと洗練する必要があると思いますが、ともかく、そうした声を可視化して、もっと言えば、今回はこれを政府が主催しましたので、どちらかという意向を聞くという格好だったのですが、これをもっと民間レベルでオーガナイズできれば、国民の声を作り出すという方向にもなるのだと思います。そういう方法というものを具体的に提示していると言う点で、大きな可能性があると思います。

それから次に戦略ですね。戦略が決まったときに、メディアでちょっと問題になったのが、戦略自体

DPの可能性と課題

「国民的議論」の経験を踏まえて

- ・「サイレント・マジョリティ」の声を可視化し、政策決定へつなぐ方法を具体的に示しうる
 - ・メディアや国際社会にもインパクト
 - ・一方で課題も多い
 - 情報提供や専門家のバランス
 - 独立の運営主体の構築
 - ステークホルダープロセスとの関係
 - 手法選択の妥当性の担保
- など

33

を閣議決定しなかったこと。閣議決定の付属文書みたいな扱いになっていることに批判もあります。これは、手続き上の問題と思いますが、もう少し、広い文脈で考えると、このような戦略決定が世の中にどのようなインパクトを与えたかを考えると大きいです。この討論型世論調査を、メディアがどのように報道したか、この新種の市民の声を創り出す方法をどう取り扱ったか、非常に面白いですね。メディアが、市民の声に対してどう対応するかのを明らかにしたというところがあります。新聞社によっては、結果が出た途端に、その結果をいわば相対化するような社説を書いてみたり、逆に、こんな手法は非常に期待できると社説で書いたかと思ったら、3日後くらいに特報面で、いきなりこの方法は、世論操作のアリバイづくりみたいなものだというふうにかき下ろしたりしました。これは見ていて、メディアも翻弄されているのだなと感じました。

直接、私は聞いていませんが、研究者間のお話を聞くと、海外に与えたインパクトは大きいようです。日本のような国でさえというか、日本の原子力分野で日本はこういうことをする国ではなかった、その日本のような国で、このDPのような方法が用いられて、それが戦略の策定ということにインパクトを与えているということが、国際社会にかなりのインパクトを与えているようです。

一方で、課題も多いと思っています。一つは、相当拙速に事を運ばなくてはいけない部分があって、本当に情報提供のバランスがとれているものであったかとか、そこで市民の質問に答える専門家というのが本当にバランスのとれた人選だったのか、ということなどの問題もあります。これは昨日のシンポジウムでも問題になりました。それから、やっぱり、こういうプロセスを、つまり情報提供資料を誰が作るかとか、専門家の人選を誰がするかということも含めて、誰が運営するかということですね。例えば、西ヨーロッパの議会などには、それぞれの国に、こういった科学技術の評価を専門に行うテクノロジーアセスメント機関というものが、議会付属の機関であったり、独立の政府機関としてあって、こういった市民参加型の会議をそこが運営して、それが政策決定に活かされるという仕組みが出来ているところもあります。西ヨーロッパの国には、大半あるのではないかと思います。そういった恒常的な組織が良いのか、今回のように大学の研究者が実行委員会を作って、政府のDPを行いました、そういう形—第三者委員会のような形がいいのか、とにかく、こういったものを独立で運営する主体をどう構築していくかというのも問題です。一つ飛ばしますが、(ステークホルダープロセスとの関係)、この手法選択の妥当性ですね、今回、DPという方法をたまたまいろいろな流れの中で、戦略策定の中で用いられたのですが、他にもいろいろな市民参加の方法があります。どのタイミングで、どの手法を使うのがいいのかということ、本当はもっと慎重な検討が必要です。今回、なぜ討論型世論調査で国民的議論がなされたかというのは疑問のある所で、私も良く分かりません。もしかすると、もうちょっと別のプロセスの組み方というのがありえたかもしれません。手法選択の妥当性をどう確保しているのか?今回はDPだったから、たまたまこの結果になったけれども、違う手法を用いていたら違う結果になっているね、だから、ちょっとこの結果、受け容れられないよね、みたいなことだって、起こりかねないわけです。だから、手法選択の妥当性のようなものを、これはDPの手法そのものの課題というよりは、DPのような無作為抽出型の国民参加、市民参加の方法というものを、民意を創り出し、活用していくときの課題になりますが、そんな課題も逆に、今回急に実用化されてしまったので、明らかになってきたと言えます。

今日はこの討論型世論調査を知っていただききたいと思いました。また、今まで、地味に研究していたのがこの夏急に実用化されたことによって、私は民意を政策決定に反映する手段と

して切り札になりうると思っているので、そんな状況にありますというご報告でした。（ご清聴）ありがとうございました。

■12:10～12:30

環境カウンセラー登録制度について

環境省北海道地方環境事務所

環境対策課 企画係長 寺井 仁史 氏

【新規登録者の研修】

・武田 義 氏

上記1名の環境カウンセラーを対象に実施された。



■13:20～14:20

環境カウンセラー活動事例発表

司会

NPO法人北海道環境カウンセラー協会

理事 江本 匡 氏

本日は環境カウンセラー活動事例発表として環境カウンセラーの3名の方をお願いしております。全体として60分、一人20分の時間で発表いただきたいと存じます。最初に「環境カウンセラー活動を支えるものは」と題して、市民部門の牧賢吾さんにご発表頂きます。

■牧 賢吾さんの発表

私は何の因果か発表者に選ばれて、たまげているところです。支離滅裂になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。私は伊達市に住んで40年くらいになるのですが、井の中の蛙、大海を知らずで、あまり世の中のことを知りません。たまたま環境カウンセラーという制度のある事を知り、受験しましたらまぐれで合格し資格をとることになりました。環境カウンセラーとして地域で行政と関わる仕事をいくつかさせてもらいました。一市民として思っていることを行政に反映するということが、環境問題にかかわらず、なかなか難しいと感じています。もともと教員をやっていた関係で教育委員会関係の審議委員をやったことがあるのですが、審議する以前に筋書きが決まっていて、いろいろ審議してもその青写真どおりに決まってしまうことが多かったのです。それを知ると審議委員になってもガクツとしてしまうのです。それでも性懲りもなく頼まれるとやってしまうのです。行政では年間スケジュールが決まっています。年度が始まってからこんなことをやらせて下さいと言ってももうだめです。知っている人が行政の中にいるとあらかじめこういうことをやりたいと言っておくと、年間スケジュールに入れてもらえます。環境カウンセラーの場合もまず活動の場をどうやって確保するかが問題で、環境カウンセラーになる前に教育振興局に知っていた人がいて、



交流があったものですから温暖化防止委員をやらせてもらったときに、年間7、8回から10回程度あちらこちらに紹介していただいたことがありました。そういうことがないとなかなか出番がありません。又出番があってもいつも同じ話をしているのはあの人に頼んだらまたこの話だからと思われてしまうので、いつも最新の知識を仕入れて、話題提供をするという自己研鑽が必要です。聴く人が何を要求しているかを把握し、何を伝えたいかをしっかり準備することが大事だと思います。この人からこんな話を聴きたいと思わせるような環境カウンセラーになる事が大事だと思います。人は生まれ育った環境の影響を受けるもので、私のことを言うと、大家族、早く亡くなった母親、よき友人、よき先生、先輩、田舎の環境が人格形成に影響していると思います。中でも母親の影響は大きかったと思います。環境カウンセラーもそれぞれが生まれ、育ち、立場、知識が違うのでこういう研修会の場で、いろいろな方と話し合えるのが大変参考になります。今年80歳になりますが、いろいろ見聞きして、新しい発見をして、それを自分の中に吸収して環境カウンセラーの活動を行うことが大事ではないかと思います。

司会 次に「行政・事業者・NPOとの連携」と題して石塚祐江さんから発表していただきます。

■石塚 祐江さんの発表

石塚です。環境カウンセラーになってだいぶ経つのですが、なかなか研修に出られずにおります。普段はNPOの仕事をし、かつ家庭の仕事をしているものですから研修参加の時間がとれません。子育ても終わっていないものですから今日も午前中は子供の関係でこちらに来られませんでした。20分では話さきれないかも知れませんが、パワーポイントをつかってお話しいたします。今日のテーマは「行政・事業者・NPOとの連携」ですが、私の関わった仕事を通じて話してみたいと思います。



私は暮らしと環境を考える活動をずっと行ってきました。私の関わった活動はここに示したように6つほどあります。③のノーレジ袋運動は5年ほど前にここにおられる北海道地方環境事務所の向田さんらと一っしょにやりました。④の環境拠点活動ではエコカフェ”マイカップ“を4年ほど前から開き、地域の情報発信の拠点としております。また⑤のリサイクルプラザ宮の森は札幌市の指定管理者として10年ほど運営に携わっております。⑥の生ごみの減量・堆肥化活動は札幌市の委託を受け北のごみ総合研究所と一っしょに取り組んでおります。

このような事例を通じて行政・事業者とどのように連携を図ってきたかについて、かいつまんでお話しいたします。

最初に関わったのは「紙パック再利用運動」でした。これは私が環境保全活動に取り組んだ原点でした。紙パック再利用は「使い捨て社会を見直し、緑の地球を子供たちに」をスローガンに山梨県の大月市から始まった市民活動だったのです。当時100%ごみであった牛乳紙パックをもったいないから紙として再利用しようという運動で、今から30年前に始まりました。北海道では25年前に始まっています。牛乳パックのリサイクルというのはこの図のようですが、紙パック30枚、1kgがトイレットペーパー60m巻き5個に相当します。森林資源に換算すると16cm×16cmの資源節減になります。これは単に資源節約のみならず、家庭（台所）から子供たちと一緒に環境を考え、暮らしを見直すきっかけをあたえるという子供たちの環境教育の良い教材でもあります。私は当時道栄紙業という会社に勤めていました。此の事に関わりました。事業者の立場でした。ここでごみの削減、有効利用、自然保護という市民の

環境活動を知るきっかけとなりました。2008年の紙パック回収は13億枚を超えております。重さにすると45万トン、立木に換算すると90万本、ごみ処理費用11億円という数字になります。

当時は事業者でしたが、この運動は消費者協会や生協、自然保護団体などが結集して行政に働きかけたものでした。最初に千歳市、ついで帯広市が協力してくれました。今では札幌市以外のほとんどの市町村がごみの中から牛乳パックをとりだしてリサイクルしています。北海道の回収率が低いのは人口で3割を占める札幌市が回収していないためで、その他の市町村は100%近くの回収率で回収してもらっています。北海道では千歳市や帯広市の回収のやり方がよい先例となりました。当時はヤマト運輸が協力してくれて回収した紙パックを運んでくれました。67か所のヤマト運輸の拠点に持ち込んでくれば、安い料金で道栄紙業に宅配してくれるシステムを作ってくれたのです。また日東（株）というトイレトペーパーの卸問屋さんが全道10か所の営業所に持ち込んだら道栄紙業に運んでくれるという協力もしていただきました。ここで私は市民の熱意と事業者の協力の大切さを知りました。この経験がその後の私の活動の原点であります。1994年札幌市民会館で延べ3,000人を集めた第8回牛乳パックの再利用を考える全国大会 in 北海道がテーマ「合言葉は循環（くるくる）」のもとに開催されました。

この時の実行委員60名がその後の「循環（くるくる）ネットワーク北海道」の母体となりました。この時のエネルギーは素晴らしいものがありました。先日亡くなられた神山（こうやま）先生が座長をされ、ここにおられる星野さん、岡崎さんも実行委員として出席されていました。この大会は北海道を中心とする行政と、流通業者・再生業者・メーカーなどの事業者がサポートしてくれました。この後の北海道のリサイクル運動はここから始まりました。ここで重要なのは各々が役割分担を果たすことです。NPO法人は理念と人であり、行政は情報・公共性です。事業者は経済的支援や知識があります。情報と知識は違います。市民は市民から市民に伝え、行動いたします。行政は一緒に考え、情報の提供をいたします。そしてその情報を知らせます。事業者は得意とする・出来ることを支援いたします。それぞれが特徴を生かして協力することが大切であることをここで学びました。

連携の目的では「目的に向け、必要な情報と知恵と行動力を備える」ことが大事です。何かをする場合には社会的な仕組みづくりまで行うことで、単なる打ち上げ花火的な連携ではそれだけに終わってしまい継続性がありません。牛乳パック回収運動はしっかりごみ回収のシステムとして日常のごみ回収に組み込まれています。

紙パック運動を原点に循環（くるくる）ネットワーク北海道、それからNPO法人環境り・ふれんずとつながっていきます。

環境り・ふれんずの発足の経緯についてはここでは割愛させていただきます。私はこの代表を務めていて札幌市のリサイクルプラザ宮の沢の指定管理者として管理運営を行っております。

連携事業としては4つの事業を行っております。

ファイバーリサイクル推進事業ではさっぽろファイバーリサイクルの事務局として使用済み衣料品の回収を行っています。古着は昔からリサイクルの優等生でありました。今でも輸出されていますが、ほとんどが燃えるごみとして出されています。これをもったいないと考え、再利用できないかを考えています。いろいろな企業が協力してくれています。選別やりリサイクルきものバザーを年に2度ですが行っています。リサイクルするには選別をきちっとする教育が大切です。始めて6年になりますが、着々と実績が上がっています。

次に環境り・ふれんずの連携事業として容器包装の簡素化事業に取り組んでいます。ここでは北海道容器包装の簡素化を進める連絡会の事務局を担当しています。この連絡会は14市民団体、5事業者、

5国・地方自治体がメンバーとなってその他プラスチックの容器包装を削減するために容器包装の簡素化を考えています。2008年の北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会を発展的に改組して作られました。

ノーレジ袋運動は道内141市町村がレジ袋の無料配布をやめたという成果を上げたために、このような容器包装全般に広げた活動となりました。目的を達成したNPOは解消すべきですが、発展的に改組いたしました。息の長い活動をするを考えており、最初に取り組んだのは簡易包装を行っている商品を認定することでした。2011年度から簡素化大賞を選定しております。ここではメーカーを選定するのではなく商品を行政が展示することには抵抗があったのですが、ここではメーカーや商品でなく包装が簡素化された容器であるということで、道庁や札幌市でも展示をしてもらっています。

リサイクルプラザ宮の沢は最初札幌市と環境り・ふれんずで共同で運営するということから始まったものです。今は指定管理者ということで運営を任されています。

ECOカフェ”マイカップ“ですが、いくら行政が共同でやりたいといっても思ったことを思い通りにできないので、独立してやり始めた事業です。事務所を有効活用したエコ情報の発信及び高齢者・子育て世代等の地域コミュニティをめざすことが動機です。「エコな暮らしをKIZUKU」というモデル事業を推進し、さまざまな世代が集まり、楽しく長続きできるエコな暮らしを学びあい、伝えあう交流広場を目指しています。ここでは地域交流の場として桑園地区を元気にする桑園交流ネットワークを形成し桑園交流ひろばを開催しています。

最後に生ごみリサイクルは札幌市が北のごみ総合研究所に委託してやっているモデル事業ですが、私はこの北ごみの理事として事業に参画しております。単に生ごみをたい肥にするだけでは一方通行なので、これを桑園地区で循環する事業を行おうというものです。桑園地区でたい肥化をする市民とそれを利用する市民と、札幌市のごみ減量推進課が一体となって生ごみを地域内循環させようというものです。

今年はその1年目ということで、来年は東区、南区でも実践しようとしています。このように地域の中で行政と市民と事業者が連携する事例ではないかと考えます。

間もなく選挙になりますが、グリーンコンシューマーとして環境のことを考えて行動する消費者として投票するグリーン投票を行いたいと考えています。まちづくりは人づくりです。

最後に環境カウンセラーとしての課題ですが、活動を続けていくためには、ボランティア活動としては限界がある、職業として環境保全活動をする自立できる環境カウンセラーを作っていくためにはどうしたらよいか、ということに疑問を感じながら活動をしています。

司会 次に「エコアクション21構築を通して」と題して、吉迫さんから発表して頂きます。

■吉迫 勝意さんの発表

ご紹介いただきました事業者部門の吉迫です。1996年認定・登録を致しました。以来、環境活動評価プログラム、KES、エコアクション21は平成14年のパイロット事業等に関わり、その後も審査人として事業者の構築支援・審査に携わっています。

本日活動事例としてお話ししますのは、平成22年度北海道中小事業リサイクルアドバイザーとして派遣された、株式会社ハルキ様のエコアクション21構築支援です。当社は、道南の森町にあり製材・住宅向けプレカット材製造の事業者です。



北海道中小企業リサイクルアドバイザー派遣事業についてご説明します。

平成18年10月制定の循環資源利用促進税を基に、産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進のため、専門のアドバイザーを中小企業に派遣して、生産性の向上、品質管理の向上、環境保全対策等について、課題の解決に向けた指導・助言を行う制度です。

エコアクション21環境経営システムについて、ご存じない方もおられます、簡単にご説明します。

持続可能な社会を構築するために、事業活動の中に、省エネルギー・省資源・廃棄物削減等の取組を行うことが求められています。環境省が策定した、エコアクション21ガイドラインに基づき、取組を行う事業者を審査し、認証・登録する制度です。

エコアクション21の目的は、事業者が持っているエネルギー使用量、廃棄物排出量、投入資源等の経営情報を、二酸化炭素排出量、排水量、廃棄物処分量、製品製造量等の環境情報に転換して、環境負荷を把握し、経営における取組状況を改善することに役立てることで、環境と経営の改善を図ることです。

環境経営システムを構築して、PDCAサイクルを回し、継続的に改善を図るシステムとして、現在全国で約7,500社、北海道で約130社が認証・登録されています。自主的な思いから・納入先の調達基準・入札参加の評価点或いは、産業廃棄物処理業者の優良性認定等目的はそれぞれですが、省資源、省エネルギー、二酸化炭素排出抑制等に成果を上げ、経営情報を整理し見直すことにより、経営改善にも大きな成果が見られます。

当社は、約8か月の間で5回の派遣事業により、平成23年8月認証・登録になりました。第1回の派遣時、事業所の概要・構内見学・代表者及び担当者のインタビューをして、次のことを課題として整理しました。

1. 道南杉のブランド化に熱心で、住宅内装材の「道南杉のハル壁」商標登録をしている。さらに価値を付加して普及させたいこと。
2. 先行き電気料金・化石燃料の高騰に対する懸念が強い。何かそのソリューションを求めていること。
3. 代表者所有の山林が約400haあり、伐期にある道南杉が相当量あること。道南地方には特有の杉材で、その活用を促進したい思いがあること。
4. 製材・プレカット製造において、20%~25%の端材・木っ端が発生する。山林には未利用残材が放置される。この有効活用を願っていること。



構築過程から提案したこと

○現状把握事項

- 1 電力・化石燃料使用量、二酸化炭素排出量
- 2 木質チップ発生量(苫小牧市へ運搬の他家畜敷き藁)
- 3 自社の山林所有面積: 400ha(道南杉も相当ある)
- 4 道南杉のブランド化を目指している『道南杉のハル壁』商標登録
- 5 木材乾燥用のボイラー(灯油使用、4基: 2.5t)
- 6 先行き、電気料金・燃料費高騰の懸念が強い

○提案した事項(派遣期間が終了後も、支援)

道南杉への環境価値付加

- ・木質バイオマスの活用(国内クレジット制度による排出権創出)
- ・「エコプロダクツ」を目指す、CFPシステムの構築・運用

電力・化石燃料の低減策

- ・木材乾燥ボイラーの燃料転換(灯油→木質チップ)
- ・自社山林の林地残材の活用(燃料代替、冬期間の雇用)
- ・太陽光発電の導入・FIT法解説(広い敷地所有)

エコアクション 21 を構築する一方、以上の課題解決を如何に指導・助言できるかに重点を置きました。

エコアクション 21 の取組内容

経営情報を 3 か年間分整理し、指導・助言する中、当該社で作成された環境活動目標です。

1. 事務所蛍光灯を L E D に交換する
2. 暖房設定温度を 20℃ に設定
3. 電源スイッチの変更、啓発シール作成
4. 車両の運転記録義務付け
5. コピー用紙の両面使用の徹底
6. 雨水の利用～薄めて使う防腐剤の足し水、製材工場に利用
7. エコカーの導入、作業服のグリーン調達

※構築過程で、電気・燃料使用量、木質チップの収入、工程の見直しを実施する。

これらは、従来見過ごされてきたことで新たな気付きです。

また、私が課題としてとらえ指導・助言した内容は次のことです

1) 道南杉への環境価値付加

端材・木っ端等の木質バイオマスを活用、国内クレジット制度による排出権の創出とエコプロダクツを目指して、C F P システムの構築・運用を提案しました。

現在、プレカット用材木は大部分を欧州材に依存していますが、近年国産材の活用が全国的に多くなり活況を呈しています。

現在多く輸入されているフィンランドの欧州材と、道南杉のウッドマイルズを比較してみますと、現地での山林から製材所へのトラック輸送・製材所から港へ鉄道輸送・日本の港～使用場所まで約 2 万 3 千キロも運んできます。国産材の場合平均 150 キロです。CO₂ 排出量で見ますと、欧州材の場合 298kg-co₂ / m³、国産材では 20kg-co₂/m³と約 1/15 です。

2) 電気・化石燃料の低減策

4 基の (2.5t) 木材乾燥用ボイラーがあり (灯油年間約 100kL 使用) 木質バイオマス燃料への転換を提案しました。

製材・木材加工業等に限られますが、灯油の削減になるほか CO₂ 削減に大きく貢献します。国内クレジット排出権創出について、仕組み・可能性についてアドバイザー派遣制度とは別に町の担当者も入れて説明会を実施しました。(国内クレジット制度専門家登録をしている)

このことにより、現状チップは製紙会社の他家畜の敷き藁として売却しているが、林地残材の活用、冬期間の雇用にもつながり結果として健全な森林育成にも繋がり好結果が期待されています。

森町には従来から地熱発電所が立地しており、その余熱を活用した農業経営も広く普及していて、再生可能エネルギー活用の機運が高いことも有ります。

国内クレジット制度、再生可能エネルギーについて説明している内に、F I T 法が成立し太陽光発電の導入についても検討され、現在 750 k W の発電施設が建設準備中です

《まとめ》

エコアクション 21 の構築においてガイドラインの柱の部分、①CO2 排出量削減等の必須事項 ② 遵法経営（環境関連法規制）③従業員教育による環境意識の向上、プラス⇒事業所の特性を見出し、経営改善に繋がる課題解決のポイントをどのように示せるかが重要と考えています

⇒当該社は、担当者が「木育マイスター」であるほか、代表者の山林に対する思いが強く、幼稚園児や小学生を招いて工場見学会を開催、木育イベントを開催する他、全従業員参加の植林活動も毎年行っている等、山林や樹木に対する親しみの活動を継続しているため、改善に対するモチベーションも高く成功した事例と考えています。

以上

■14:20～16:30

グループディスカッション

メインテーマ：環境カウンセラー活動をよりよく進めるために
進行

NPOファシリテーションきたのわ 溝渕 清彦氏
NPOファシリテーションきたのわ 川野 寛氏
NECO塾 丸山 宏昌氏



「環境カウンセラー活動をよりよく進めるために」をメインテーマに、ワールドカフェのスタイルで、ディスカッションを行いました。ワールド・カフェは、メンバーの組み合わせを変えながら、4～5人単位の小グループで話し合いを続けることにより、あたかも参加者全員が話し合っているような効果が得られる会話の手法です。

今回は、5～6名ずつ、5テーブルに分かれて、3回席の移動を行って、ディスカッションをしました。1回目と2回目の問いは、「今日の講演や事例紹介を聞いて、思ったことや考えたことは？」で、3回目の問いは「今日のことを、環境カウンセラー活動に、どう活かしていくのか？」でした。

その後、テーブル毎に話されたことを簡潔に発表してもらい、共有しました。話された内容は、下記の通りです。

環境カウンセラーと行政の相互の情報交換と連携が必要。自分たちで動こうとしても活動の場がすぐにはみつからなかったり、逆に向こうが求めているもつながらないということがある。特に市民部門では活動できない現状があり、先細りになっているのではないかと。

「多様性を認めよう、対話をしていこう」というのがひとつ。今回の研修でいろんな人たちがいるということがわかって、元気になったという意見もあった。それからみんながいいと思ったのは「汗と知恵を出し合おう」という点。

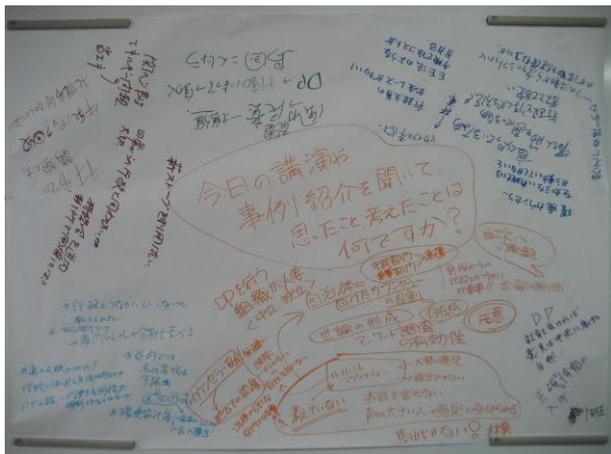
「討論型世論調査のこれからの進化と発展」。教育の問題、国民性の問題、自由の問題、選挙の投票率だとか、いろいろな話が出た。両手を上げてDPはいいねといえる段階までいければいい。

ボランティアの自覚をもって、自らが積極的に市民、事業者、行政に働きかけて連携をとるということで、地球温暖化でいわれているものとはほぼ同じ内容でキーワードが入っている。いろんな対話

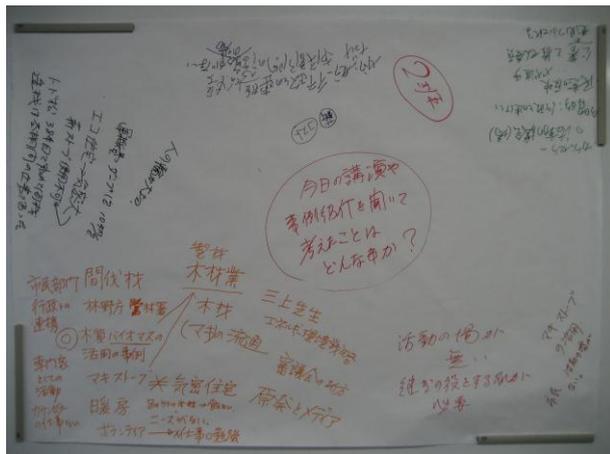
が生じて、非常にいい時間を持たせていただいたと思う。基本的にはボランティアなんだろうと。それを環境省、あるいは地方行政を含めて、そういう活動をあまねく知らせていくことが必要だろうというような意見もあった。

DPに期待。小選挙区制で政治家を選んでも投票者の思った通りにはいかない点も多い。DPの方法を5とれば解決できることがあるのではないかと。コストが少ない点、創発されるという点など、いろいろなメリットがあるのではないかと話があった。

また、各テーブルに置かれた模造紙には、参加者が、気になった点をメモするようにしましたが、いろいろなメモが書かれていました。



1テーブル



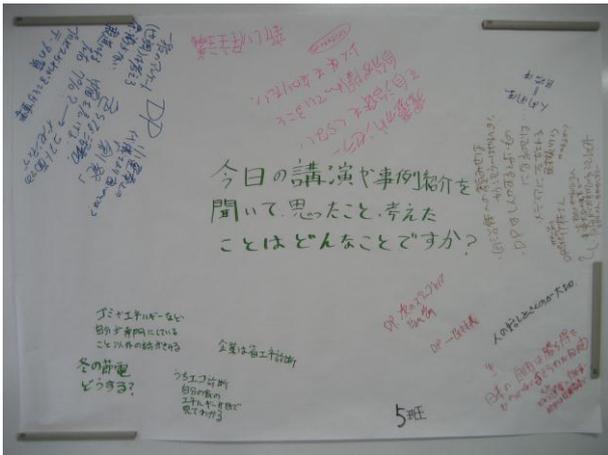
2テーブル



3テーブル



4テーブル



5テーブル

また、それぞれのディスカッションで出てきたキーワードは、次の通りです。

- | | | |
|----|---------|---|
| 1 | | 環境カウンセラー制度 |
| 2 | | 環境カウンセラーは不思議な制度だ |
| 3 | | ボランティア |
| 4 | | ボランティア |
| 5 | | ボランティアだとの自覚 |
| 6 | | 何が大切かをもう一度考える |
| 7 | | カウンセラーはボランティアである |
| 8 | | 「ボランティア」の自覚を持って、自らが積極的に市民、事業者及び行政に働きかけし連携する |
| 9 | | カウンセラーとしての自己認識 |
| 10 | 制度／活動推進 | 自己研鑽 |
| 11 | | カウンセラーは勉強の場である |
| 12 | | 環境カウンセラーの活動の場づくり |
| 13 | | カウンセラー活動を活発にするには何が必要なのか |
| 14 | | カウンセラー活動 |
| 15 | | カウンセラーとしての目的（職責） |
| 16 | | 環境カウンセラーの活動の場づくり |
| 17 | | 積極的に自ら動く |
| 18 | | 積極的に活動の幅を広げる |
| 19 | | カウンセラー自身も積極的に働きかけが必要 |
| 20 | | 環境カウンセラーの需要そのものがないのではないかと（自分でつくる） |
| 21 | | 汗 |

22		金と人がなければ汗と知恵を出せ
23		地域内での活動交流
24		仕事は自分でみつける（行政に頼らない）
25		ひとつの活動を通じて次へシフトすること
26		環境に配慮した活動をしたい
27		カウンセラーとしての立場をうまくつかう
28		環境教育にカウンセラーの活用を（参画したい）
29		個人の業務とカウンセラーの住み分け
30		連携
31		連携
32		連携を密に
33		市民部門と事業部門の連携
34		情報交換
35		EC 同士の情報交換
36		カウンセラー同士の連携
37		JICA とカウンセラー
38		行政との連携
39		行政との連携
40		地元環境行政との連携を深める
41		環境カウンセラーと行政協働の場づくり
42		行政とのコネクションの重要性（本音の交換）
43		行政とのかかわりをどうつくるかが活動のポイント
44	自治体との連携	行政にみずからが出向く
45		行政への EC 活動のアピール
46		地元の行政とカウンセラーとの意思疎通をもっと強めたい
47		自治体に対するカウンセラーの役割
48		活動の場が少ない、つなぎ役をつくる必要がある
49		環境の場を提供してほしいと考えているカウンセラーへの対応も必要
50		省、行政からもカウンセラーの積極的活用を
51		環境カウンセラーの知名度が低い
52		知られていない（環境カウンセラー）
53		環境省の周知が足りない
54	情報発信	カウンセラーが分かるように環境省は PR すべきと思う
55		カウンセラーの名簿くらいあってもよいのでは
56		カウンセラー活動事例集の作成
57		DP
58	DP	DP
59		DP（討論型世論調査）

60	DP（手法として）	
61	DP に対する考え方が変わった	
62	DP と民主主義	
63	新しい民主主義	
64	日本の自由は与えられた自由	
65	DP プロセスにおける創発	
66	プロセス	
67	DP 創発、世の中は動いている	
68	対話	
69	話すこと	
70	人の意見を聞く場	
71	いろいろな人の話を聞く	
72	文字の背景	
73	人の輪を多くもつ	
74	人間関係の大切さ	
75	民意を反映	
76	教育	
77	多様性	
78	多様性を認め合う	
79	情報も立場が変わると意味が変わる	
80	正しい情報（とマスコミ）	
81	正確な情報の入手	
82	原発事故でメディアが変わった	
83	公開	
84	しくみ	
85	安全と安心、理論と納得	
86	DP に期待！	
87	DP は面白い、期待したい	
88	DP のこれからの進化発展	
89	DP 行動と組織力	
90	DP を行う組織が必要	
91	DP 中の解決	
92	木質系バイオマス	
93	北海道の森林をどう活用していくべきか	
94	バイオマスの活用には全体の仕組みづくりが必要	
95	間伐材の活用の仕組みづくりが大切	
96	林業／バイオマス	林業、馬がない
97		気密住宅に薪ストーブは使えない
98	省エネ／リサイクル	省エネ

99	ル	省エネ意識が高まっている
100		省エネシステムが壊れたら再生が困難
101		一から十まで通した省エネの仕組みづくりを！
102		エネルギーと環境
103		エネルギーは大事
104		リサイクル
105		リサイクルしてもものを大切に使うことが必要ではないか
106		牛乳パックとレジ袋は市民活動から
107		今、環境にとって最も必要な具体的なことは「流通」
108		発表者は熱心に活動していると感じた
109		市民の欲する情報
110		ISO とエコアクションの使い分け
111	その他	もっと知りたい
112		ベストはどこ？

最後に、出席者の感想を共有して、終了しました。

- 1 ここ数年ずっと出ていますので、なかなか勉強になる。今日も思ったが、もう少し事業部門と市民部門が連携できればよいと感じた。
- 2 考えたこともなかった話もあったので非常に参考になった。結論的には教育さえよければ意見は真ん中にくるのではないかなと感じた。
- 3 毎年ほとんど参加しているが、今回は結構時間割もよかったし、内容も非常によかったと思う。
- 4 午前中の三上先生の話と午後からの話、民意を反映する DP に期待する。
- 5 午前中の話、私も不勉強で非常に参考になった。
- 6 久しぶりに参加したが、大変参考になった。これからも精進をしたい。
- 7 さまざまな話題をさまざまな方々から聞かせていただいて非常に勉強になった。
- 8 自分自身、ワールドカフェへの参加が3、4回目になるが、自分自身でこなれて、いい形になったと、それがよかったと思う。
- 9 北海道の研修に出るのは2年目で、それまでは関東で参加していたがただ義務的だったので、このような雰囲気であれば、また参加したいと思う。
- 10 環境カウンセラーの活動のリフレッシュができたと思う。
- 11 今日の研修会に出て、非常に視野が広がったという感じを持った。
- 12 午前中の基調講演は非常に新しい視点をもらって視野が広がったという感じ。午後もいろいろな形で情報交換ができた。これからの活動に生かしていきたい。
- 13 これからも積極的に参画していきたいと思った。
- 14 釧路から参加して、往復の交通費と宿泊費がかかっている。この経費を有効に活用するための活動、研修に参加する必要があるような活動をしていかなければと感じた。
- 15 初めてカウンセラーの研修に参加してよかった。また会いたいのでぜひ参加してほしい。
- 16 企画側にも少し入っていたので、皆さんがよかったといってくれるのがうれしい。
- 17 去年は病気で参加できなかったが、ひさしぶりに皆さんの顔が見えて、いろいろ視野を広げる

- こともできた。健康になったので、また皆さんと一緒にやりたいと思う。
- 18 今日には講演だけではなく、このワールドカフェの中でもいろんな世代の方のお話が聞けて刺激になった。
- 19 今日はいろいろな方のお話が聞けて、非常に有益だった。
- 20 今年初めて研修を受けた。非常に全般的に勉強になった。また研修会、ぜひ出させていたきたい。
- 21 一部の方とは違う、いろんな方とお話できたのがよかったと思う。
- 22 着任してまだ間もないので、いろんな方のお話が聞けて勉強になった。
- 23 たいへん刺激になりました。話にも出ていたが、十年前くらいまでは北海道では研修がなく、東京まで何回も出ていたが、ここ何年か北海道でやるようになって、祭日週末に多くなったので、ここ3年くらい出させていただいている。
- 24 主催者としていたしまして感想を。カウンセラーの方からカウンセラー制度がよく知られていないというご意見をいただきまして、非常に胸が痛くなりました。もう一つ、環境省は弱すぎると。これはノックアウトだなどと思いましたが、また来年強くなりまして、また研修にご出席いただければと思う。
- 25 午前中の三上先生の話、非常に興味持って聞かせていただいた。今後どのように発展して、日本に定着していくかが楽しみ。また、環境カウンセラーの報告制度の内容が来年少し変わると聞いた。写真や活動状況を出せるようになるということで、こういうのが視覚的に活動を訴えられるようになるので非常に期待している

■ 16 : 55 ~ 17 : 00

閉会・修了証交付

司会

環境省北海道地方環境事務所

環境対策課 企画係長 寺井 仁史 氏

【修了証交付】

環境省北海道地方環境事務所

環境対策課 課長 笹木 秀敏 氏より 全過程修了者 22 名に交付された。



(5) 第2回検討会の開催

日 時 平成24年12月21日(金) 10:00~12:00

場 所 札幌市環境プラザ 環境研修室1

出席者

- (検討委員) 松本 真司(公益財団法人北海道環境財団 企画事業課長)
星野 武治(北海道消費者協会 事務局次長兼啓発部長)
高橋 勇一(社団法人北海道商工会議所連合会 政策・企画部 欠席、文書提出)
- (主催者) 向田 健太郎(環境省北海道地方環境事務所環境対策課 課長補佐)
寺井 仁史(環境省北海道地方環境事務所環境対策課 企画係長)
- (事務局) 尾寄 耕策(NPO 法人北海道環境カウンセラー協会 会長)
吉迫 勝意(NPO 法人北海道環境カウンセラー協会 副会長)
岡崎 朱実(NPO 法人北海道環境カウンセラー協会 理事)
山澤 光弘(NPO 法人北海道環境カウンセラー協会 理事)
- ※吉迫の司会により検討会を進行した。

議 題：平成24年度環境カウンセラー研修のふりかえり

- 1) 主催者挨拶(要旨) 向田 健太郎氏(環境省北海道地方環境事務所環境対策課 課長補佐)
向田課長補佐より、本年の研修が無事終了したことについて感謝の言葉があった。本年度のアンケートを基に来年の研修をよりよきものにしていただくための検討をよろしく願いたい旨、挨拶があった。
- 2) 事務局挨拶 尾寄 耕策氏(NPO 法人北海道環境カウンセラー協会 会長)
- 3) アンケート結果について 寺井 仁史氏(環境省北海道地方環境事務所環境対策課 企画係長)
 - i) 平成24年度の環境カウンセラー研修のアンケート結果を別紙の通りまとめた。(アンケート結果参照)
 - ii) 環境カウンセラー80名のうち25名が出席した。そのうち21名が回答(回答率81%)
 - iii) 記載忘れが多く、アンケートの質問形式に改善必要。
 - iv) 出席者の出席年度にばらつきがあり、出席者の増加についてPRが必要。
- 4) 本年度のプログラム
今年は大サステナビリティウィークのセミナーとの連携ではなく、環境カウンセラー単独の研修を行ったが、出席者のアンケート結果は次のとおりとなっており、研修の内容については概ね好評で、次回も同様のプログラムを望む声が多かった。
 - i) 全体講演
最新の環境行政の動向についてもっと時間をかけてもよいという意見があった。
 - ii) 基調講演
DPの手法はエネルギー・環境戦略策定で注目を浴びたこともあり、関心が深く講演内容は好評であった。
 - iii) 事例発表
3人の環境カウンセラーの事例発表があり、一定の成果が得られた。発表内容には普通とい

う評価が多く、何らかの工夫が必要と思われる。

iv) グループディスカッション

例年に比べ時間を長めに、テーマを限定せず自由に話し合いが行われた。ワールドカフェスタイルに慣れ、環境カウンセラー間の意見交換がスムーズに行われるようになった。

v) 開催時期、開催日

11月で概ね良いが、平日か、休日開催かは意見が分かれる。

vi) 次年度のテーマ

道内でのエネルギー関係、自然保護のテーマについて希望が多い。

5) 次年度の研修等について

i) アンケート結果を踏まえて、次回の研修について委員等の意見は次の通りであった。

○星野検討委員

研修に全部参加した。

①三上先生の講演は新しい手法を知ることができてよかった。収集した情報をどのように生かして行くか、活用の仕方に今後の問題がある。環境カウンセラーへの配慮が講演の中にあるととてもよかった。

②事例発表については、活動内容と交流の二つの側面があった。活動での悩みや苦勞をもっと語ってもらっても良かった。環境カウンセラー研修の活動事例は発表者を早めに決め、PRをすることが有効でないかとの提案があった。

③グループディスカッションは活発であった。

④次年度に討論型世論調査を活用することは検討に値する。

○松本検討委員

①参加者の地域分布はどうか。地方の環境カウンセラーの出席率を上げる対策を考える。

②欠席者へのサービスをして、関心を高めることも一方策。

③環境省が環境カウンセラーをどのように活用するか、方向性を明らかにすることが必要ではないか。

○高橋検討委員（紙上参加）

次年度の研修では討論型世論調査を実践することを提案する。

○向田課長補佐

①松本委員の地域差の解消について、本年度は仕様書の中に入れていないが、報告書を欠席したカウンセラーに配布することを検討したい。

②環境カウンセラーの活用については、環境省のホームページの環境カウンセラーのサイトで制度のPRに努める他、各環境カウンセラーの活動内容をわかりやすくするため、紹介欄には具体的な活動事例を取り上げることが予定されている。

○岡崎理事

昨年度からメールで開催の案内が環境カウンセラーに伝えられるようになったが、アドレスが変わっているなどして、十分伝わっていない恐れがある。予算の関係もあろうが、郵送を併用するほうが確実と思われる。

ii) 次年度のテーマ、プログラム等

①何らかの形ででも討論型世論調査の手法を取り入れたプログラムを検討する必要がある。

②本年欠席者に討論型世論調査について知識を持ってもらうことが必要である。そのためには本年の報告書を欠席者に配布することが考えられる。この件は環境カウンセラー協会内部で検討する。

③次年度の研修で討論型世論調査を行う場合は、再度簡単な講義が必要かもしれない。

④討論型世論調査のテーマは、次年度の検討会で検討すべき。

⑤模擬討論型世論調査、ロールプレイング方式などの提案があった。

⑥事例報告を行う場合は、ごみ削減などを実践した結果の事例がよい、との意見があった。

⑦事例報告の数は3人ではなく、2人でもよいのではないか、との意見があった。

6) その他

i) 懇親会の効用について意見があった。

ii) 向田課長補佐より、環境カウンセラーに研修内容を理解してもらうため、北海道内の環境カウンセラーに登録している者に対して、事業報告書を配布することを業務仕様書に盛り込むことを検討したいと発言があった。

(6) 本業務の総括

以上、業務仕様書に基づき、平成24年度環境カウンセラー研修企画検討業務を実施したところであるが、当協会において本研修実施に係る総括を次の通り取りまとめた。本研修の次年度以降の実施に当たり、参考になれば幸いである。

- 1) 本年は、北海道大学サステナビリティウィークの環境政策セミナーへの参加でなく、環境カウンセラー単独の研修を行ったが、研修内容について概ね好評であった。
- 2) グループディスカッションについて、例年に比べ時間を長めにとり、テーマも自由に設定して意見交換が行われた。ワールドカフェスタイルの慣れ、環境カウンセラー間の意見交換がスムーズに行われた。
- 3) 討論型世論調査による手法は、エネルギー・環境戦略策定で注目を浴びたことも有り、関心が深く、次年度においても何らかの形でこの手法を用いたプログラムを検討することが望ましい。
- 4) 今後、研修参加者を増やしていくためにも、欠席者に事業報告書を配布することを検討することになった。その他、本研修への参加者が少しでも増加するよう引き続き検討を行う必要がある。
- 5) 検討委員の皆様には研修会への参加等、全体を通して的確なご意見を頂き深く感謝申し上げます。

以上

添 付 資 料

資料 1 配布資料

資料 2 講演資料

資料 3 新規登録者研修資料

資料 4 事例発表資料

資料 5 アンケート

資料 6 アンケート集計結果

平成 24 年度環境カウンセラー研修



写真 平成 24 年度環境カウンセラー研修の様子

環境省北海道地方環境事務所

目 次

平成 24 年度環境カウンセラー研修スケジュール(北海道地区).....	1
受講者名簿.....	2
講師プロフィール.....	3

【別紙】

研修資料

平成 23 年度環境カウンセラー研修（北海道地区）アンケート

平成24年度環境カウンセラー研修スケジュール(北海道地区)

日時:11月24日(土) 10:00~17:00

場所:札幌市環境プラザ2F 環境研修室 1・2

9:30 (30分)	受付
10:00~12:10 (130分)	開会 主催者あいさつ 午前の部
*途中休憩 5分	【全体講演】(一般公開) 「環境行政の動向について」 環境省 北海道地方環境事務所 向田健太郎 【基調講演】(一般講演) 「政策づくりに「民意を反映する」には？」 北海道大学 高等教育推進機構 三上直之准教授
12:00~13:10 (70分)	昼食 <u>新規登録者は、第1部終了後、別に20分程度の研修を行います。</u>
13:10 開場 13:20~16:00 (160分)	午後の部
*途中休憩 5分	【事例発表】 「環境カウンセラー活動を支えるものは」 「行政・事業者・NPO との連携」 「EMS 構築を通じて」 【グループディスカッション】 ファシリテーターNPO ファシリテーションきたのわ 溝渕 清彦 NPO ファシリテーションきたのわ 川野 寛 NECO塾 丸山 宏昌 メインテーマ:環境カウンセラー活動をよりよく進めるために *ワールドカフェのスタイルで、自由にディスカッションを行います。
16:00~16:30 (30分)	グループディスカッションでの気づきや感想の発表 (出席者各自の発表)
16:35~16:55 (20分)	アンケートの記載
16:55~17:00 (5分)	閉会式(修了証書交付)
17:00	解散

※環境カウンセラーの方は、午前・午後の部の一つでも受講されない場合は、修了要件は満たしませんのでご注意ください。

受講者名簿

※登録番号順

No	登録番号	部門	氏名	フリガナ	住所	備考
1	1996101003	事業者	小嶋 章夫	コジマ アキオ	札幌市	
2	1996101011	事業者	吉迫 勝意	ヨシザコ カツイ	札幌市	
3	1996201007	市民	竹林 祐子	タケバヤシ ユウコ	札幌市	
4	1998113003/ 2005201002	両部門	中田 光治	ナカタ コウジ	網走市	
5	1998201001	市民	藤田 郁男	フジタ イクオ	札幌市	
6	1999101001	事業者	網野 真一	アミノ シンイチ	札幌市	
7	1999101002/2005201003	両部門	西畑 常夫	ニシハタ ツネオ	室蘭市	
8	1999201001	市民	岡崎 朱実	オカザキ アケミ	江別市	
9	2000101002/2000201002	両部門	小林 正直	コバヤシ マサナオ	札幌市	
10	2000201001	市民	石塚 祐江	イシヅカ サチエ	札幌市	
11	2001101001	事業者	江本 匡	エモト タダス	札幌市	
12	2001101003	事業者	尾崎 耕策	オザキ コウサク	札幌市	
13	2001101007	事業者	東 靖友	ヒガシ ヤストモ	千歳市	
14	2001201005	市民	横山 武彦	ヨコヤマ タケヒコ	江別市	
15	2002201003	市民	藤原 厚	フジワラ アツシ	釧路市	
16	2003101006	事業者	橋本 光司	ハシモト コウジ	札幌市	
17	2004201003	市民	福士 正明	フクシ マサアキ	岩見沢市	
18	2005201004	市民	牧 賢吾	マキ ケンゴ	伊達市	
19	2006101002	事業者	藤田 佳久	フジタ ヨシヒサ	札幌市	
20	2006101003	事業者	山澤 光弘	ヤマザワ ミツヒロ	札幌市	
21	2008101003	事業者	盛本 秀喜	モリモト ヒデキ	札幌市	
22	2008201002	市民	山口 和男	ヤマグチ カズオ	札幌市	
23	2010101001	事業者	坂元 直人	サカモト ナオト	札幌市	
24	2011101001	事業者	武田 義	タケダ タダシ	札幌市	

プロフィール

【基調講演】

講師：北海道大学高等教育推進機構 三上直之准教授

1973年 千葉県野田市生まれ、1996年 東京大学文学部社会学専修課程卒業、出版社勤務を経て、東京大学大学院で環境社会学を学ぶ。博士(環境学)。2005年から北海道大学科学技術コミュニケーション・ケータラー養成ユニット特任助教授(2007年特任准教授)、2008年から現職。専門分野は社会学、科学技術コミュニケーション。科学技術の参加型評価手法、科学技術コミュニケーション教育、大学と地域社会とのコミュニケーションの促進、環境政策への市民参加等を研究。政府が主催するエネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査の実施プロセスを検証する、第三者検証委員会の作業メンバー(専門調査員)として、調査や報告書作成などにあった他、民間版・討論型世論調査の運営に実行委員として参画。

【グループディスカッション】

ファシリテーター：溝渕 清彦 氏

NPO ファシリテーションきたのわ所属。1973年香川県生まれ。北大在学時に市民講座の企画・運営や身体障がい者の介助、子ども対象の自然体験活動等に参加。2001年、(株)北海道新聞情報 研究所に入社し、地域振興や環境に関する政策形成支援に携わる過程で、ファシリテーションに取り組む。09年より(公財)北海道環境財団に所属し、12年4月から「環境省北海道環境パートナーシップオフィス事業」を担当、現在に到る。NPO ファシリテーションきたのわには、2010年の発足時から参加。

ファシリテーター：丸山 宏昌 氏

NECO 塾 副代表兼事務局長。1978年札幌生まれ。技術系会社にシステムエンジニアとして14年間勤務後、独立。多数の利害関係者が一堂に集まって課題や共通の未来について話し合う「ホールシステム・アプローチ」の考え方と一連のワークショップ技法について研究・実践。企業や自治体での組織改革、協働、対話の場をプロデュース、ファシリテーターとして関わる。ファシリテーション・会議の技法・組織開発・問題解決・ワークショップ技法等の研修を行う。

ファシリテーター:川野 寛氏

NPO ファシリテーションきたのわ所属。1988年東京都生まれ。2009年3月よりNPO 法人日本ファシリテーション協会に入会。運営委員として、ファシリテーションをテーマとしたワークショップの企画・運営などを行っている。現在は札幌の楽器屋にて勤務しながら社内会議の円滑化を目指しつつ、フリーのファシリテーターとして、非営利組織を中心に研修やワークショップのファシリテーターも務める。一人ひとりがいきいきとする場づくりを目指して日々修行中。

【くべでポストカード】

川野 寛氏

川野 寛氏

「環境行政の動向について」PPT 資料



「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」について

※本資料には未確定の内容も含んでいます

第一条 目的

第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

背景

- 資源制約
 - 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
 - 資源供給の偏在性と寡占性
- 環境制約
 - 最終処分場の逼迫
 - 適正な環境管理

その一方で

使用済製品に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられている。

金属	回収割合
鉄	66.8%
銅	21.7%
鉛	4.0%
金	4.0%
アルミ	52.6%
ステンレス	16.5%
レアメタル	2.6%

＜パソコン、携帯電話、カー用品を除く小型電気電子機器＞

目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。これにより、資源確保、廃棄物減量化、有害物質管理を徹底し、循環型社会の形成が促進される。

経緯

平成20年12月2日～平成23年3月24日	使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会
平成20年12月～平成23年2月9日	使用済小型家電の回収モデル事業
平成23年2月9日	中環審廃リ部会に小委員会を設置
平成23年3月31日～平成24年1月31日	小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会
平成24年1月31日	小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（第一次答申）
平成23年11月29日～平成24年3月9日	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会使用済製品中の有用金属の再生利用に関するWG、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 合同会議
平成24年3月9日	小電リサイクル法案の閣議決定、国会提出
平成24年8月3日	法案成立
平成24年8月10日	法律公布
平成25年4月1日	法律施行、再資源化事業計画の申請受付開始

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り廃棄物処理法に規定するリサイクルを行うことを約束した者（リサイクル者）として登録される者を認定し、廃棄物処理法の特例措置を講ずる制度。

【対象品目】一般消費者が日常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運動が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令で指定

【基本方針】環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表（内容：基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項等）

製造業者（メーカー）の責務：設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減、再資源化により得られた物の利用

小売業者の責務：消費者の適正な排出を確保するための協力

国の責務：必要な資金の確保、情報収集、啓発活動の推進、教育、広報活動

製造・販売 → 国民 → 消費者の責務（分別して排出） → 自治体 → 回収 → 引渡 → 中間処理施設 → 中間処理 → 金属回収 → 循環利用

市町村の責務：分別して収集、認定事業者への引渡し、※各自治体の特性に合わせて回収方法を決定

認定事業者の責務：再資源化のための事業を行うとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣の認定を受けることとなる。再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を必要とする。収集を行うとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

認定：認定申請 → 認定 → 認定の取直し

第二条第一項 品目

第二条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が日常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 当該電気機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次号及び第十条第三項第一号において同じ。）となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの

二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

用語	法令等の根拠	必要性（取扱）	市町村から認定事業者への引渡条件	品目数検討状況	第一次答申での記載（次頁参照）
小型電子機器等	①法第2条第1項に規定 ②政令に記載	①認定事業者が、廃棄物処理法の特例を受け、広域回収が可能となる品目 ②市町村が、回収を選択できる品目	特定対象品目以外の品目は、原則、並行償での引渡	精査を行い、検討中。現状、268品目で検討（別紙参照）	「対象品目」として96品目を選定
特定対象品目	①ガイドラインに記載	①資源性等により総合的に判断し、特に再資源化を促進するべき品目	原則、無料引渡	現在、小型電子機器等の268品目（検討中）から抽出	資源性と分別のしやすさから選定した最優先でも回収し方が難しいと思われる品目として16品目を例示

第二条第一項 品目（第一次答申 96品目）

①PC（ノートブック型）	②3電動歯ブラシ	③6PCモニター
②携帯電話	④4OAアダプタ	④60加湿器
③PC（デスクトップ型）	⑤5電圧降下	⑥電子キーボード
④デジタルカメラ	⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		

特定対象品目（資源性と分別のしやすさから選定した。量販店でも店頭した方がよいと思われる品目として16品目を明示）

第二条第二項 第三項 定義

2 この法律において「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。

※リユースについては、リユースのガイドラインを示し、適切なリユースに関しては、推進していく予定。
 ※使用済小型電子機器等が廃棄物に該当するかどうかは、総合判断による。



3 この法律において「再資源化」とは、使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部分として利用することができる状態にすることをいう。

〇ケミカルリサイクル、プラスチックのサーマルリサイクルの再資源化の評価については、どのようになされるか今後検討していく。

第三条 基本方針

- 第二条 主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化を総合かつ計画的に推進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向
 - 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標
 - 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項
 - 環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
 - 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項
 - 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

基本方針（案）

- ① 促進の基本的方向
 - ①使用済小型電子機器等の再資源化を行う意義
 - ②消費者や地方公共団体、リサイクル事業者などの関係者が取り組むべき方向
 - ③できるだけ多くの自治体の参加を目指すこと
- ② 量に関する目標
 - ①排出される使用済小型電子機器等に対する回収率の目標【排出量の20～30%を想定】
- ③ 促進のための措置
 - 各関係者が取り組むべき措置を記載。例えば、国が行う措置としては、
 - ①地方公共団体における意識の向上と取組の促進を図る
 - ②選定された使用済小型電子機器についての適正な排出の促進
 - ③参加自治体の公表
 - ④参加小売店情報の周知
 - ⑤業界を誘った参加呼びかけ
 - ⑥違法業者への対策
- ④ 促進の意義に関する知識の普及
 - ①環境教育、広報活動等を通じて使用済小型電子機器等の再資源化が環境の保全に資することについての国民の理解を深めること
- ⑤ その他促進に関する重要事項
 - ①使用済小型電子機器等のリユースについて
 - ②排出後のフローを把握するよう努めること
 - ③廃棄物処理の適正な実施に係る留意事項
- ⑥ 個人情報の保護その他配慮すべき事項
 - ①回収段階および中間処理段階における個人情報保護対策について
 - ②労働安全衛生の確保

第四条 国の責務

- 第四条 国は、使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 国は、使用済小型電子機器等に関する情報の収集、整理及び活用、使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の収集及び運搬並びに再資源化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。
- 資金の確保**
- ① 予算措置：市町村のインシヤルコストを負担
 - ② 交付税措置：市町村のランニングコストを負担
 - ③ 財政投融資：認定事業者の初期投資、運転資金の低利の融資
- 技術的支援**
- 〇使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発及び使用済小型電子機器等の回収量や再資源化の実態について情報を収集・整理し、活用して適切な措置を講じていくとともに、使用済小型電子機器等からの部品及び材料の分離など再資源化に関する技術開発及び実用化に向けた取組を支援していく。

第五条 地方公共団体の責務

- 第五条 市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。
- 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることと努めなければならない。
 - 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。



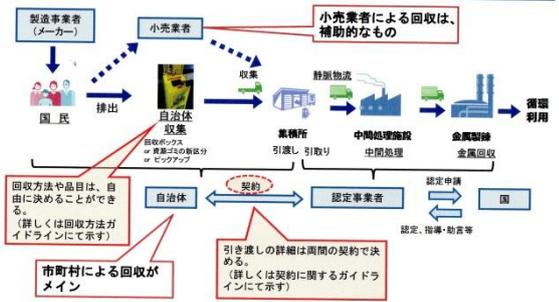
①地域内で使用済小型電子機器等を分別収集（有価物を含む）

※再資源化基準（第10条第3項第1号）に照らす等して判断する

関連規定：廃棄物処理法施行令第3条第1項第2号ニ（一）廃棄物（一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するよう）とする。

第五条 地方公共団体の責務

第五条 市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。



第六条 消費者の責務について 第七条 事業者の責務について

第六条 消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合には、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

※消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合には、当該市区町村が定めた排出方法に従って、排出に努める。また、再資源化事業計画に記載された回収も行うことができる。

第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合には、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

※事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合には、認定事業者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者を選んで委託するよう努める。事業者から排出される使用済小型電子機器等は、産業廃棄物扱いとなるため、産業廃棄物マニフェストの交付及び処理の委託契約本を行う必要がある。

第八条 小売業者の責務について 第九条 事業者の責務について

第八条 小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

- ※小売業者による回収方法
①小売店が認定事業者になる もしくは ②認定事業者から使用済小型電子機器等の回収の委託を受ける
⇒店頭回収、掃り便回収、ボックス回収
- ③自治体による使用済小型電子機器等の回収に協力する
⇒ボックス回収

第九条 小型電子機器等の製造を業として行う者は、小型電子機器等の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより使用済小型電子機器等の再資源化に要する費用を低減するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用するよう努めなければならない。

※製造業者は、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用する。また、小型電子機器等の製造の際に、環境に配慮した設計に努めなければならない。

第十条 再資源化事業計画の認定について

第十条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分(再生を含む。以下同じ。)の事業(以下「再資源化事業」という。)を行うとする者(当該収集、運搬又は処分全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行うとする者を含む。)は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項第一号において「再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(略)

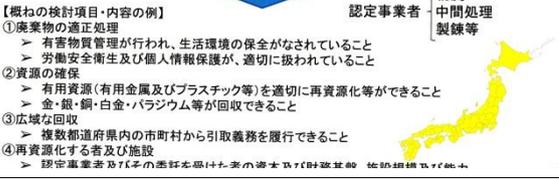
3 主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切であり、かつ、産業物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる事項が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三 申請者及び前項第六号に規定する者の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、再資源化事業に必要かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

4 (略 欠格要件)



第十一条 再資源化事業計画の変更等について

- 第十一条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届けなければならない。
- 3 認定事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届けなければならない。
- 4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。

第十二条 使用済小型電子機器等の引取りに応じる義務について

第十二条 認定事業者は、第十条第二項第四号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

※基本的には、小型電子機器等として政令指定されている品目全てについて引き取る義務がある。

○引取りを拒否できる正当な理由(検討中)

- ①天災その他やむを得ない事由により使用済小型電子機器等の引取りが困難であること。
- ②当該使用済小型電子機器等の引取りにより当該認定事業者が行う使用済小型電子機器等の適正な保管に支障が生じること。
- ③当該使用済小型電子機器等の引取りの条件が使用済小型電子機器等に係る通常の取引条件と著しく異なるものであること。
- ④当該使用済小型電子機器等の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

※ 市町村が分別して収集していない使用済小型電子機器等については、そもそも引取義務は発生しない。
※ 通常の取引条件として、品位や分別の程度に応じた価格設定を行うことや、離島など特に収集運搬費用が高額になる場合に別途価格設定を行うことはあり得る。

第十三条 認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例について

○廃棄物処理法との関係

廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物）又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として実施することができる。

認定事業者等は廃棄物処理法の許可不要という特例を受けることができるが、廃棄物の適正な処理という観点から、本制度の趣旨に反しない範囲において、廃棄物処理法において許可業者が遵守すべきルールに則って使用済小型電子機器等の再資源化を行う必要がある。

廃棄物処理法には、一般廃棄物と産業廃棄物ではその取扱いが異なるため、一般廃棄物である使用済小型電子機器等の再資源化については一般廃棄物のルール、産業廃棄物である使用済小型電子機器等の再資源化については、産業廃棄物のルールに則ることとなる。

自治体は、廃棄物処理法第18条、第19条に則り、認定事業者の監督を行う必要がある。そのため、国は認定事業者に係る再資源化計画等の内容について、関係自治体に随時提供するものとする。

第十四条 認定事業者等に係る特定施設設備の特例について

第十四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（次項において「振興財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 認定事業者等が認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定事業者等が認定計画に従って行う研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第 号）以下「再資源化促進法」という。）第十四条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び再資源化促進法第十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十一条第二号中「掲げる業務及び」とあるのは「掲げる業務及び再資源化促進法第十四条第一項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「

掲げる業務及びこれ」とあるのは「掲げる業務及び再資源化促進法第十四条第一項第二号に掲げる業務並びにこれら」と、同法第二十三条第一項、第二十三条及び第二十四条第一項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又は再資源化促進法第十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十三条中「この章」とあるのは「この章又は再資源化促進法」と、同法第二十四条第一項第二号中「この章」とあるのは「この章若しくは再資源化促進法」と、同法第三十条中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十二條第一項（再資源化促進法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第二十二條第一項」とする。

第十五条 指導及び助言について 第十六条 報告の徴収 第十七条 立入検査

第十五条 主務大臣は、認定事業者等に対し、認定計画に係る再資源化事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができる。

第十七条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

※これらの指導等を行った結果次第では、認定の取り消しを行うことも有りうる。（第11条第4項）

第十八条 関係行政機関への照会等について 第十九条 主務大臣等 第二十条 権限の委任

第十八条 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

※認定事業者や認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者が一般廃棄物許可業者である場合や、産業廃棄物許可業者である場合が想定されることから、これらの許可権者である市町村長や都道府県知事に、廃棄物処理業の実施状況を聴く場合がある。

第十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。
2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。

第二十条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第二十一条 罰則 附 則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

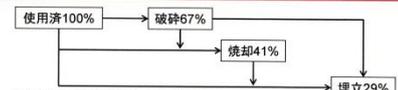
- 一 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 二 第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰を科する。

附 則

- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - (検討)
 - 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

市町村のメリット

最終処分コスト削減便益＝埋立処分コスト等削減便益＋薬剤処理コスト削減便益



※ 上記割合はモデル事業で得られたデータ^{※1}により作成
※ 平成21年度使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会とりまとめP.3-17

- ① 破砕処理コスト削減＝破砕処理量(67%)×破砕処理単価36円/kg
 - ② 焼却処理コスト削減＝焼却処理量(41%)×焼却処理単価23円/kg
 - ③ 埋立処分コスト削減＝埋立処分量(29%)×埋立処分単価22円/kg
- 合計が埋立処分コスト等削減便益 8.4億円

※処理・処分単価は埋立・処分単価を公表しているモデル事業実施自治体の平均値を採用

④ 薬剤処理コスト削減＝小型電気電子機器由来の飛灰発生量(kg)×薬剤処理単価(円/kg)^{※1}

※1 5,000円/鉛kg

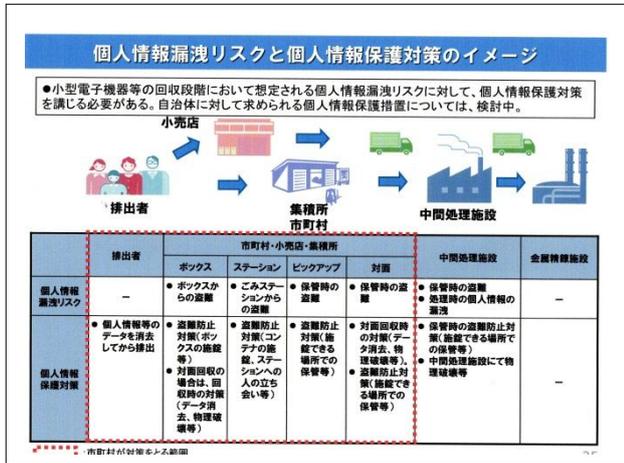
④ 薬剤処理コスト削減＝焼却回避小型電気電子機器重量×削減原単位(円/kg)^{※2}

※2 T市の実績では55.6万円/トン

0.3～48.5億円 ※20品目、回収率30%の場合

どちらかの方法で薬剤処理コスト削減便益が算出可能

先行的取組事例においては、鉛キレート剤の費用削減(4000万円、T市)や、破砕機のメンテナンス費用の軽減(数千円)などの効果が報告されている。



個人情報保護対策の事例

●個人情報保護対策の例としては、「対面での回収」ボックス仕様の工夫(施錠、仕切り版の設置等)」「ステーションへの指導員等の立ち会い」等が考えられる。

- 【ボックス仕様の工夫例(茨城県)】
 - ボックスへの施錠
 - 盗難防止対策としてフタを設置
 - 盗難防止対策として仕切り板を設置
- 【ステーションへの指導員の立ち会い例(水俣市)】
 - 各ステーションのリサイクル推進員がステーションに立ち会い回収
 - 盗難防止対策として、施錠及びチェーンを用いた他のコンテナとの連結を実施

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律について

改正法施行に至るまでの経緯

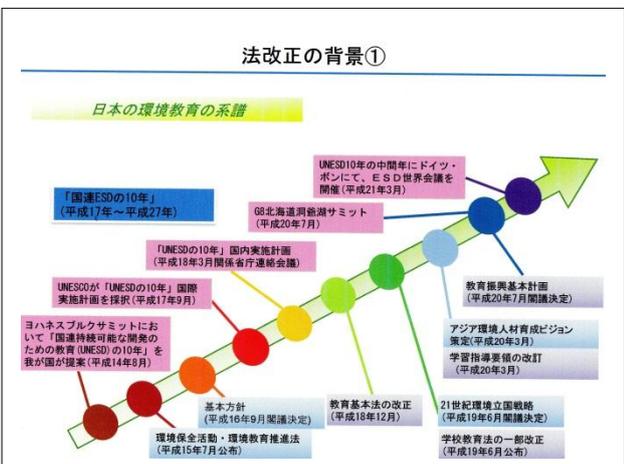
平成15年 7月25日 各党の賛同を得て、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立・公布

平成16年 10月1日 環境保全活動・環境教育推進法の全面施行

平成21年 2~3月 自民党環境部会環境教育小委員会において、法の見直しの方向性について整理
与党において改正法案の条文化作業を開始したが廃案

平成23年 6月8日 参議院本会議において「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が採択され成立
6月15日 同法公布

平成24年 6月26日 同法に基づく基本方針が閣議決定
6月29日 同法施行規則が公布
7月13日 地方公共団体への施行通知の発出



法改正の背景②(近年の動向-1)

環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協力が重要

➢グリーンニューディールの中での環境人材づくりへの関心の高まり

☆「緑の経済と社会の変革」(平成21年4月20日齊藤鉄夫環境大臣より発表)における環境ビジネスの将来見通し

	2006年	2020年
市場規模	70兆円	120兆円
雇用規模	140万人	280万人

☆米国では、「グリーンカラー」の看板のもと、環境関連の人材育成を強力に推進

➢公共サービスにおける民間団体の活用の広まり

☆環境NPOの法人数は5年間で約2倍
4,720法人(H16.3.31)→10,587法人(H21.3.31) (内閣府HPより)

☆環境省におけるNPOとの契約:120件(契約全体の約5%)

改正内容の概要①

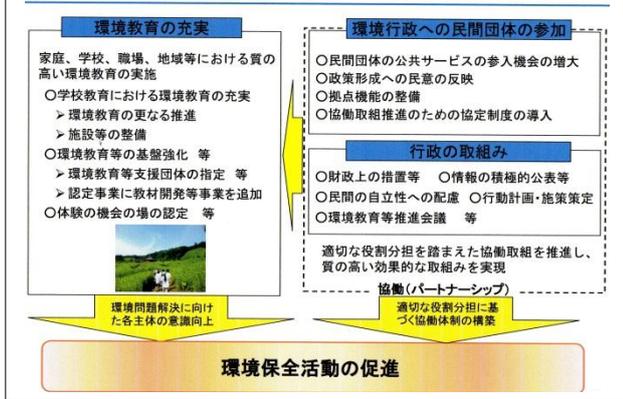
旧法(改正前)	改正内容
「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダー育成を中心に詳細規定を設けたが、他は訓示規定	体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践の人材づくりへと取組を発展させるため、具体的規定を充実
①基本理念等 自発的意思の尊重、多様な主体の参加と地域住民の福祉の維持向上等	○法目的に、協働取組の推進を追加 ○基本理念・定義規定に、 生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展等 を追加 ESDの視点
②地方自治体による推進仕組み 環境教育・環境保全の意欲の増進についての方針等<訓示規定>	○環境教育・協働取組推進の行動計画 ○地域協議会などの手続を具体的に規定
③学校教育における環境教育 国・自治体は、学校教育等における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置<網羅的だが抽象的>	○学校施設の整備や教育活動での環境配慮の促進の規定を追加 ○学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、教員研修の充実等を追加するなど、詳細化

改正内容の概要②

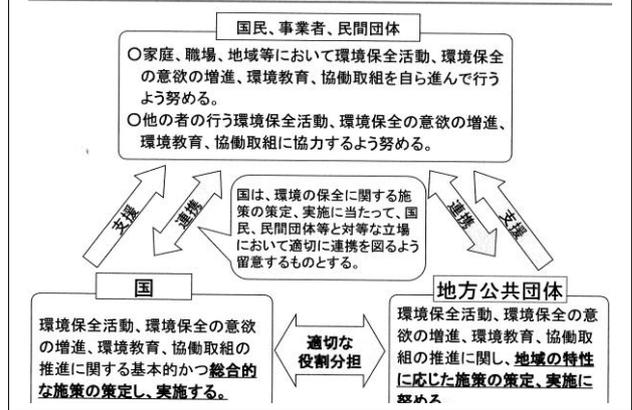
旧法(改正前)	改正内容
④環境教育等の基盤整備 ○人材認定等事業(環境教育人材を育成又は認定する事業の登録制度) ○国、自治体における環境保全の意欲の増進に関する体制の整備	○人材認定等事業の登録対象に 協働取組のファシリテーター の認定等や環境教育の教材開発等を追加 ○環境教育等支援法人の指定
⑤体験の機会の場の提供の促進 国は、自然体験等の機会の場の提供を促進<詳細規定なし>	自然体験等の機会の場の都道府県による認定制度の導入。
⑥協働取組の在り方の周知 国は、協働取組の方法等を周知<詳細規定なし>	○公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮 ○協働取組推進のための協定制度の導入 ○環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

これらの改正に併せ、法律名を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」と変更

法律の全体像



各主体の責務(第4条～第6条)



国による基本方針の作成(第7条)

基本方針に定める事項

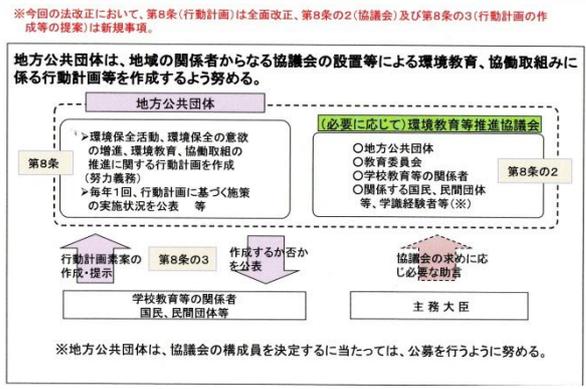
環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組の推進に関する、

- ①基本的な事項
- ②政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ③その他推進に関する重要な事項

現在の基本方針(平成24年7月5日 文科、環境告示第2号)概要

- 1 環境教育、協働取組等の推進に関する基本的な事項
 - ・持続可能な社会を目指すために必要な考え方について
 - ・環境保全のために求められる具体的な人間像について
 - ・取組(環境保全活動等、環境教育、協働取組)の基本的な方向について
- 2 環境教育、協働取組等の推進に關し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・政府が施策を進める際の基本的な考え方
 - ・具体的な施策(環境教育等支援団体の指定制度、人材認定等事業の登録制度及び体験の機会の場の認定制度の運用方針、協働取組推進のための協定制度等)
- 3 その他の重要事項
 - ・施策に関する国民の意見を聞く機会の設定
 - ・政策提案の積極的な受付
 - ・政府と地方公共団体との間及び関係府省間の連携強化 等

地方公共団体の行動計画の作成(第8条～第8条の3)



【参考】現在作られている環境教育に関する基本方針・行動計画数

都道府県、市町村における環境教育の推進状況

7割を超える都道府県で、環境教育に関する基本方針・計画を定めており、そのほとんどは、環境保全活動・環境教育推進法成立後に策定。ただし市町村における策定は必ずしも進んでいるとはいえない状況。



学校教育等における環境教育に係る支援等(第9条)

※今回の法改正において、抽象的であった規定をより詳細化。

①国は、学校教育において各教科その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを支援するため、以下の措置を実施。

- 学校教育における環境教育の充実
- 教育職員の研修の内容の充実
- 参考となる資料等の情報の提供
- 教材の開発等



②国は、環境教育の教材としての活用、環境負荷低減のため、校舎等の学校施設の整備に際し適切な配慮を促進。

※地方公共団体は、上記の国の施策に準じた措置を講ずるよう努めるとともに、国は、地方公共団体に対し必要な助言等を講ずるよう努める。

【参考】学校教育等における環境教育施策例

「21世紀環境教育プラン」
～いつでも、どこでも、だれでも環境教育AAAプラン～

- 21世紀環境立国戦略において、今後1、2年で重点的に着手すべき8つの戦略のうちの1つとして、「戦略7 環境を感じ、考え、行動する人づくり」を位置づけ、環境教育・環境学習の機会の多様化に係る施策として「21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプラン～」を提示。
- 21世紀環境教育プランにおいては、関係府省間の連携により
 - ・学校や社会教育施設等における環境教育の充実・展開
 - ・「五感で感じる」原体験としての自然体験や農村、森林、水辺、海辺体験の推進
 - ・生活文化の智慧を活用した環境に配慮した暮らしを促す環境教育の実施
 - ・国内外で活躍できるアジアの環境リーダー育成イニシアティブ
 (環境リーダー：大学、産業界等との協力の平で環境技術、政策等を学び、行動する企業人、幅広い関係者をつなげて持続可能な地域づくりを進めるコーディネーター等)
 など、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図ることとしている。



【参考】学校教育等における環境教育施策例



【参考】学校教育等における環境教育施策例

「学校エコ改修と環境教育」事業



【ハード事業】地球温暖化を防ぐ学校改修(エコ改修)を進める。

(外断熱、遮光施設、緑化、二重ガラス、省エネ照明、新工機等)

・整備にかかる費用の1/2補助 ・技術的支援
【ソフト事業】エコ改修を利用した、学校と地域が協力の環境教育の推進、環境建築 技術の地域への普及。

■学校エコ改修事業のホームページ(エコフロー)
<http://www.ecoflow.go.jp/>

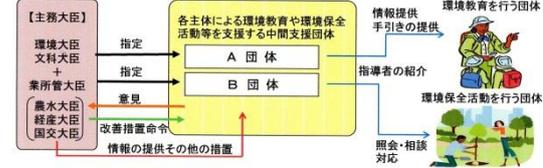
※平成21年度の採択後、新規採択は行っていない

事業成果
◆モデル校21校中15校(平成17～18年度採択校)が改修完了
◆改修の効果として、平均15%以上のCO2削減が実現

環境教育等支援団体(第10条の2)

※新規事項

環境省を始めとする主務大臣は、国民や民間団体が行う環境保全活動や環境教育の取組を支援するNPO等の民間団体を、その申出により、環境教育等支援団体として指定することができる。



想定される支援団体のイメージ
NPO法人◎◎協議会：自然体験活動に取り組む機関、団体間の交流支援を行うとともに、調査研究・普及啓発等を実施
NPO法人▲▲環境活動支援協会：環境教育・学習の相談・アドバイス、環境学習システムの開発、講師の派遣等

環境教育等支援団体の指定基準(施行規則第1条)

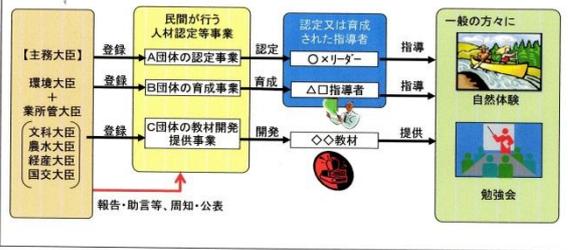
- 1 経理的基礎に係るもの
 - ① 債務超過の状態にないこと。
 - ② 支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。
- 2 技術的能力に係るもの
 - ① 指定の申請をする団体の構成員に、支援事業のうち当該団体の申請に係る事業に三年以上従事した経験を有する者が一人以上含まれていること。
 - ② 指定の申請をする団体が行う支援事業を、支援事業のうち当該団体の申請に係る事業に三年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者が行い、又はこれらの者の指導の下に適切に行うものであること。
 - ③ 指定の申請をする団体が行う支援事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。
- 3 その他
 - ① 指定の申請をする団体が行う支援事業において、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ② 指定の申請をする団体が行う支援事業の実施体制に関する事項を公表することとしていること。
 - ③ 法第十条の二第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過していないものでないこと。

人材認定等事業の登録等(第11条～第18条)

企業、大学の設置者その他の事業者、国民、民間団体が行う下記の事業を国が登録する制度

- ① 環境保全に関する指導者や協働取組のファシリテーターの育成事業及び認定事業
- ② 環境教育に関する教材を開発し、及び提供する事業

※下線部は改正事項



人材認定等事業の登録基準(施行規則第4条)

- 1 全体共通
 - ① 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - ② 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 2 育成事業
 - ① 講習又は研修(以下「講習等」という。)を行うものであること。
 - ② 当該育成事業に係る講習等は、当該育成事業の内容に応じ、次に掲げる事項を含むものであること。
 - イ 環境の保全に関する指導又は協働取組の促進に必要な知識又は技能に関する事項
 - ロ 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項
 - ③ 当該育成事業の内容に応じ、講習等を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
- 3 認定事業
 - ① 書面審査、口述審査又は実地審査(以下「審査」という。)を行うものであること。
 - ② 当該認定事業に係る審査の方法及び基準が明確であること。
 - ③ 当該認定事業に係る審査の基準は、当該認定事業の内容に応じ、次に掲げる基準を含むものであること。
 - イ 環境の保全に関する指導又は協働取組の促進に必要な知識又は技能の水準に関する基準
 - ロ 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準
 - ④ 当該認定事業の内容に応じ、審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
- 4 教材開発・提供事業
 環境教育教材であって、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育を行う者又は環境の保全に関する学習を行う者の利用に供するものを開発し、これらの者に提供するものであること。

【参考】主な人材認定等事業 (2012年10月31日時点で37事業が登録)

凡例 ○・育成事業 ■・認定事業	
環境教育(20事業) ○「エスベックみどりの学校」(エスベック株式会社) ○「環境管理士育成講座」(NPO法人 日本環境管理協会) ■「E&G海洋性レクリエーション指導員 アクアインストラクター養成研修」(ブルーシー・アンド・グリーンランド財団) ■「プロフェッショナルWET指導者(エデュケーター)の認定に関する事業」(財団法人 河川環境管理財団) 他・○(育成事業)7事業 ■(認定事業)9事業	リサイクル・廃棄物(3事業) ■「廃水工管理技術者認定事業」(日本通水工協会) ■「廃水工施工技能者認定事業」(日本通水工協会) ○「泥土を適正に処理するための指導者育成」(一般社団法人 泥土リサイクル協会)
森林の保全・緑化(4事業) ○「森林インストラクター養成講座」(社団法人 日本森林技術協会) ■「林業技術士(森林環境部門)養成事業」(社団法人 日本森林技術協会) 他・○(育成事業)1事業 ■(認定事業)1事業	環境全般(2事業) ○「インタープリター入門講座」(NPO法人 国際海洋自然観察員協会有限会社) ○「環境技術保全学科・自然環境保全学科」(学校法人 重里学園 専修学校 環境学園専門学校)
水・土壌の保全(3事業) ○「土壌環境リスク管理者」資格認定」(社団法人 土壌環境センター) ■「河川環境保護指導員認定制度」(NPO法人 河川環境基金) ■「環境サイトアセッサー(土壌汚染)認定登録」(社団法人 産業環境管理協会)	その他(5事業) ○「教職員対象環境教育指導者育成事業」(NPO法人 エコけん) ○「自然体験活動リーダー育成講座」(NPO法人 自然体験学校) ○「川に学ぶ体験活動指導者の育成に関する事業」(NPO法人 川に学ぶ体験活動協議会) ○「環境技術者養成講座」(NPO法人 環境技術支援センター) ○「環境教育人材育成事業」(有限会社 ビー・ティー・ピー)

■ 人材育成・人材認定等事業データベース = <http://www.epa.go.jp/info/edu/edu/edu/>

拠点としての機能を担う体制の整備(第19条)

※新たな施設を建設するのではなく、既存の施設を最大限活用し、以上の機能を担う体制を整備することを想定。

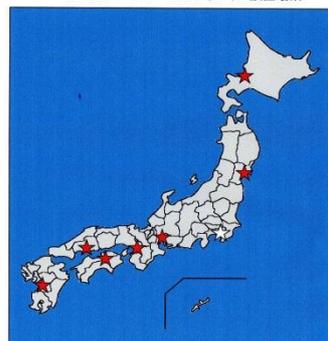
国、地方公共団体は、以下の拠点としての機能を担う体制を整備(地方公共団体については、努力義務)。

- 環境の保全に関する情報、資料を収集し、提供する。
- 環境の保全に関する人材育成のマニュアルについての照会や相談に応じて助言を行う。
- 国民、民間団体、事業者が情報交換や交流を行う機会や場を提供する。



【参考】地球環境パートナーシッププラザ&環境パートナーシップオフィスについて

地方環境パートナーシップオフィス設置場所



全国各ブロック(7カ所)ごとに、「地方環境パートナーシップオフィス(以下「地方EPO」)」を設置。平成16年度に、中部(名古屋)、近畿(大阪)、中国(広島)、平成17年度には、北海道(札幌)、東北(仙台)、平成18年度は四国(高松)、平成19年度は九州(熊本)で設置。

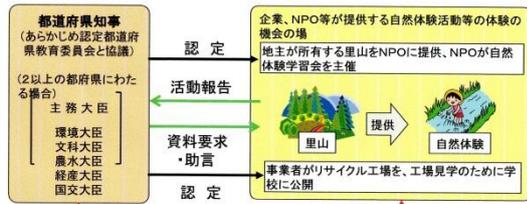
地方EPOの設置にあたっては、環境省の事業である一方、パートナーシップづくりの支援拠点であることから、幅広い主体の参加を得て、その役割、事業、運営について検討を行い、その結果を踏まえて内容を定める。

また各地のEPOは、それぞれの地域の民間団体に運営をお願いし、環境省の地方環境事務所と協働で事業を実施。また、各地域の民間団体、企業、自治体、大学等と協働してパートナーシップ促進のための事業を展開することも目指す。

体験の機会の場の認定（第20条～第20条の9）

※新規事項

土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事の認定を受けることができる。



インターネット、印刷物等により、認定された場の周知に努める(法第20条の3)

体験の機会の場の認定基準（法律第20条及び施行規則第8条）

体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

- 1 基本方針に照らして適切なものであること
- 2 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること
- 3 体験の機会の場で行う事業の内容が以下の基準に適合すること
 - ① 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - ② 適切な計画が定められていること。
 - ③ 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
 - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ⑤ 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - ⑥ 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に三年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- 4 土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること

体験の機会の場における事業内容のイメージ

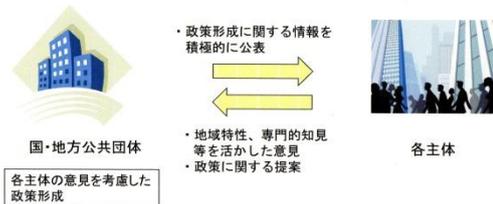
例えば、豊かな自然環境において野生生物と触れ合う機会を設ける自然体験活動や、資源リサイクルや省エネルギー・自然エネルギーなどの環境保全に係る事業者の取組の体験活動等であって、下記の考え方を取り入れたものを想定。

- ① 自然環境や事業活動を題材として、自ら考え、実際に行動をし、学習する機会を提供するものであること。
- ② 参加者同士又は解説員との双方向コミュニケーションを通じて、環境保全に関する気付きを促すものであること
- ③ 参加者同士又は参加者と実施者との間で協働するプロセスを含むものであること

政策形成への民意の反映等（第21条の2）

※新規事項

- 1 国、地方公共団体は、環境保全活動、環境教育、協働取組に関する政策形成について民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表し各主体の意見を求め、考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備、活用を図るよう努める。
- 2 国民、民間団体等は、前項に規定する政策形成に資するよう、国又は地方公共団体に対して、政策に関する提案をすることができる。



協働取組による環境の保全に関する公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に関する省令

国及び独立行政法人等は、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、環境の保全に関する公共サービスを協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、契約の相手方を選定するに当たって、経済性に留意しつつ、当該契約に係る環境の保全に関する公共サービスの性質及び地域の特性を勘案しながら、価格に加えて民間団体が有する専門的知見、技術的能力、実務経験又は学識経験、組織体制、事業の継続性その他の要素を適切に評価できる契約手続によることとする（入札に参加する者に必要な資格に関する配慮を含む。）。

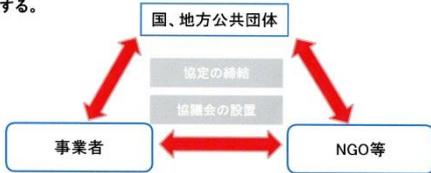
協働取組による環境の保全に関する公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に関する省令

国及び独立行政法人等は、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、環境の保全に関する公共サービスを協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、契約の相手方を選定するに当たって、経済性に留意しつつ、当該契約に係る環境の保全に関する公共サービスの性質及び地域の特性を勘案しながら、価格に加えて民間団体が有する専門的知見、技術的能力、実務経験又は学識経験、組織体制、事業の継続性その他の要素を適切に評価できる契約手続によることとする（入札に参加する者に必要な資格に関する配慮を含む。）。

環境保全に係る協定の締結(第21条の4第1項~第3項)

※新規事項

1. 国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結並びに当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。
2. 国は、協定を締結した場合は、インターネットその他適切な方法により協定内容を公表する。
3. 国及び国民、民間団体等は、協定の実施状況について評価を行い、その結果を公表する。



- 実施状況等について評価その結果の公表
- 協定の内容等についてインターネット等で周知

協働取組の申出(第21条の4第5項・第6項)

※新規事項

1. 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。
2. 国又は地方公共団体は、当該申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。



基準に照らして適切と認めた場合には、申出の内容に応じて、例えば、情報提供、照会及び相談への対応、助言、専門家・活動団体の紹介、会議への出席、また、そうした役割分担を定めた協定の締結等について、可能な範囲で協力することに努めることとしている

協働取組の申出が適切と認められる基準 (施行規則第16条)

1. 基本方針に照らして適切なものであること
2. 法第8条第1項の規定による行動計画を作成している都道府県又は市町村にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること
3. 申出に係る協働取組の内容が環境の保全上の効果を有すると認められるものであること
4. 特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと
5. 申出に係る協働取組の内容が、主務大臣又はその相手方として希望する地方公共団体の長若しくは教育委員会の所掌事務の範囲に照らして適切なものであること

※ そのほか、民法上の公序良俗の規定に鑑みると、申出の内容が法令に違反している場合や、反社会的団体が関係する場合などについては、当該申出は適切では無いと判断されると考えられます。

国民、民間団体等による協定の届出(第21条の5)

※新規事項

1. 国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合、都道府県知事に対し届け出ることができる。(取組が2以上の都道府県に渡る場合は主務大臣)
2. 届出を受けた主務大臣は、協定内容が環境保全上の効果を有するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、協定内容等をインターネット等で公表する。
3. 都道府県知事は、協定締結に際して国民、民間団体等から事前に申出があった場合、主務大臣に対し、当該協定が法令に適合しているかどうかについて、関係行政機関の長に確認するよう要請することができる。



経済的価値の付与(第22条)

※新規事項

国、地方公共団体は、国民の環境の保全に配慮する行動に対して経済的価値が付与される仕組み(エコ・アクション・ポイント)の普及を通じ、当該行動を促進するよう努める。



情報の積極的公表(第23条)

国、地方公共団体、民間団体、事業者は、環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努める。

配慮等(第24条)

国、地方公共団体は、
○ 国民、民間団体、事業者の
自立性を阻害しないよう配慮
○ 公正性、透明性を確保するよう努める。

表彰(第23条の2)

主務大臣は、環境教育等を行う国民、民間団体等で、持続可能な社会の構築に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

環境教育等推進会議(第24条の2)

政府は、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員で構成する環境教育等推進会議を設置、環境教育等の連絡調整を図る

環境教育等の推進に関し専門的知識を有する者によって構成する環境教育等推進専門家を設置。
環境教育等推進会議に建言。

政策づくりに「民意を反映する」には？ ～討論型世論調査を通して考える～

三上直之(北海道大学 高等教育推進機構)

1

選挙が近づいていますが.....

投票先をどのように決めますか？

- ・「争点」に基づいて(争点投票)
- ・ 現政権の業績(業績投票)
- ・ 経済状況(経済投票)
- 現実にはもっと簡単な方略(ヒューリスティック)を用いることも多い
- ・ 例) 政党(「投票はいつも〇〇党に決めている」など)

【参考文献】川人貞史他『現代の政党と選挙[新版]』有斐閣、2011年

2

「意思決定のコスト」という問題

- ・ 情報を集めて分析し、だれに投票するかを決めるのにはコスト(時間など)がかかる
- ・ 有権者は、得られる価値に合わせ、できるだけコストを抑えようとする
- ・ もし、負担可能なコストの範囲内で、候補者や政党、争点についてよりよく知り、だれに投票するかをじっくりと考えられるような機会が得られたら？

3

「意思決定のコスト」という問題

- ・ 情報を集めて分析し、だれに投票するかを決めるのにはコスト(時間など)がかかる
- ・ 有権者は、得られる価値に合わせ、できるだけコストを抑えようとする
- ・ もし、負担可能なコストの範囲内で、候補者や政党、争点についてよりよく知り、だれに投票するかをじっくりと考えられるような機会が得られたら？

4

「熟議の日」というアイデア

- ・ 米国の政治学者、J.フィッシュキンらが提唱
- ・ 主要な国政選挙の2週間前に、「熟議の日(Deliberation Day)」という国民の祝日を設定
- ・ 祝日は2日間設定し、国民は、割り当てに従って、どちらか1日に熟議に参加
- ・ 全国各地で500人ずつが会場(学校やコミュニティセンターなど)に集まり、選挙の主要な争点について話し合う

【参考文献】B. Ackerman & J. S. Fishkin, Deliberation Day, Yale University Press, 2004

5

「熟議の日」というアイデア

- ・ 休暇取得の権利は保障されるが、実際に熟議に参加するかどうかは個人の自由
- ・ 参加者には150ドルの手当を支給
- ・ ①まず、選挙の争点に関する候補者同士のテレビ討論を見る、②15人ずつのグループで自由にディスカッション、③グループで出てきた疑問点は、全体会で政党の地区代表者らに質問できる。(②と③を2度繰り返す)

6

「熟議の日」の元になった手法

• 討論型世論調査(DP) (Deliberative Polling®)

- 世論調査に熟議的・討論的(deliberative)な要素を導入するため、米国の政治学者、J.フィッシュキンらが1988年に考案
- 欧米を中心に約20年にわたる活用の実績があり、日本でも2009年以来、6回の実施例

7

討論型世論調査(DP)とは？

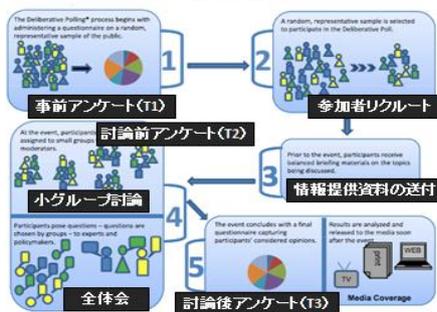
- ① 一般から無作為抽出した人々を対象に世論調査(アンケート)を実施
- ② 回答者の中から希望者を数百人募り、一つの会場に集ってもらい、1~2日間にわたって議論
- ③ 議論の後に、再度同じ質問項目でアンケート

→多くの場合、参加者の意見は劇的に変化

8

DPのしくみ

出典) Stanford University Center for Deliberative Democracyのウェブサイトから



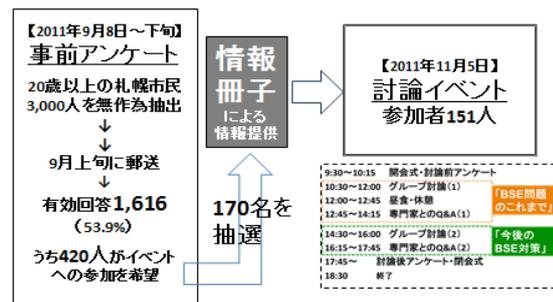
9

国内での実施事例

- 2009年以降、国内でも7回の実施例
- 今年8月には、原発比率の選択など「エネルギー・環境の選択肢」をテーマに政府が主催
- 北大でも2011年秋に、牛のBSE対策(とくに「全頭検査」)をテーマに社会実験
 - 「科学技術への市民参加」にDPの手法を活用する可能性を探る研究の一環として
 - [科学研究費補助金(22300301)/研究代表者・杉山滋郎]

10

BSE問題に関する討論型世論調査(BSE-DP)



11

討論イベントの流れ(BSE-DPの場合)

9:30~10:15 開会式・討論前アンケート

10:30~12:00 グループ討論(1)

12:00~12:45 昼食・休憩

12:45~14:15 専門家とのQ&A(1)

14:30~16:00 グループ討論(2)

16:15~17:45 専門家とのQ&A(2)

17:45~ 討論後アンケート・閉会式

18:30 終了

「BSE問題のこれまで」

「今後のBSE対策」

12

全体会の会場



13

開会式・討論前アンケート(T2)



14

グループ討論



15

グループ討論



16

専門家(回答者)との打ち合わせ



17

専門家とのQ&A(全体会)



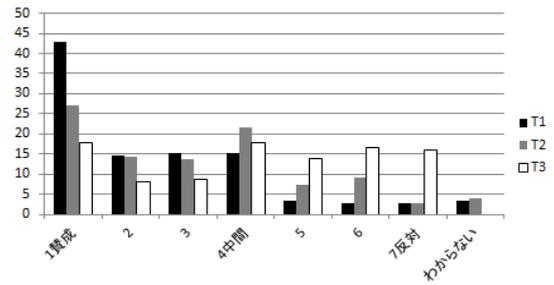
18

討論後アンケート(T3)



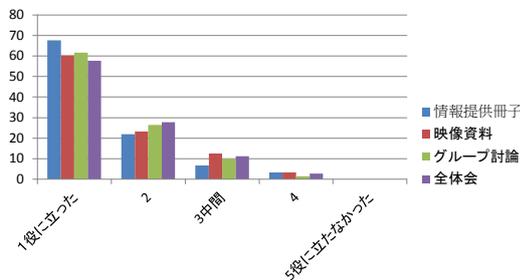
19

政策選択の回答結果(BSE全頭検査) →T1からT3で賛否が逆転



20

考えをまとめるに際して役立つもの →やはりグループ討論も重要



社会実験の結論

- この手法は、日本ではまだ一般的ではないが、将来的には、既存の世論調査・意識調査を拡充するかたちで、政府や自治体の政策づくりの参考意見を得る方法として活用しうる
- 参加者を公募するタイプのワークショップや各種の委員会など、他の市民参加の方法と比較した場合、関心の薄い人たちも含め、より幅広い人たちの参加を得られるという強みもある

(『BSE問題に関する討論型世論調査報告書』2011年12月)

22

実用化に向けた研究へ.....

- 2010年12月～2011年3月「市民の熟議」を政策形成のエビデンスに変換する方法論の開発(独)科学技術振興機構社会技術研究開発事業 深掘り調査
- 2011年12月～2012年3月「討論型世論調査を「市政への市民参加の推進」に活用する方法(札幌市大学提案型共同研究事業)
- 2012年1月、『討論デモクラシーの挑戦:ミニパブリックスで拓く新しい政治』(藤原一編、岩波書店)を出版



23

ミニ・パブリックス

【mini-publics】

- 無作為抽出などで「社会の縮図」となる市民を集めて議論を行い、その結果を政策決定などに活用する、市民参加の方法。「熟議デモクラシー」の実践の道筋として期待
- DPはその典型。他にも様々な方法がある
 - 参加者: 十数人～数百人
 - 期間: 1日～数日
- テーマ: 社会的な論争の対象となっており、新たな政策が求められている課題であれば何でも

24

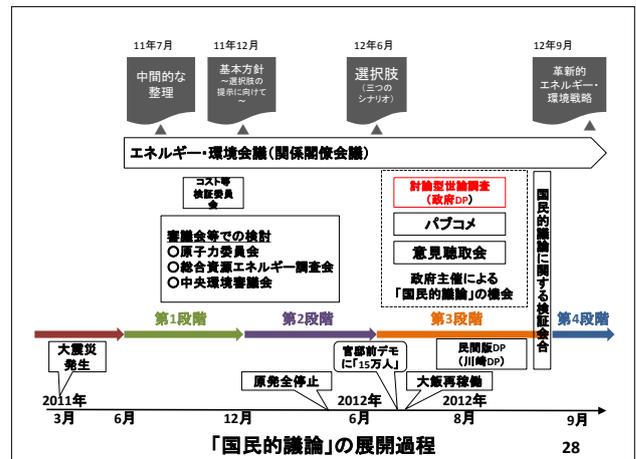
以上でおしまい
 だったのです。
 少なくとも今年の春頃までは.....

ところが、一気に国レベルで実用化へ

- 「革新的・エネルギー環境戦略」の策定のための「国民的議論」の方法として採用
- 「三つのシナリオ」を対象として、2012年7月～8月に、政府によるDPが実施される
- 結果は、「国民的議論に関する検証会合」の検討を経て、戦略策定(9月14日、エネルギー・環境会議)に反映



朝日新聞 2012年8月23日 27



「国民的議論」の経緯①

- 2011年6月エネルギー・環境会議の設置
- 2011年7月:「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理
 - 原発依存度低減、原子力政策の徹底検証、国民的議論の展開、国民との対話など9原則を設定
 - コスト等検証委の設置、審議会での検討
- 2011年12月:基本方針～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～

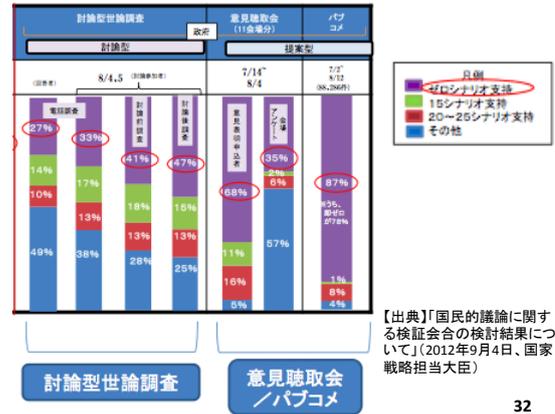
「国民的議論」の経緯②

- 今年6月、選択肢の提示=三つのシナリオ(2030年時点の原発比率)
 - ゼロシナリオ(0%) / 15シナリオ(15%) / 20-25シナリオ(20%)
- 7～8月、三つのシナリオをめぐる「国民的議論」
 - 政府主催: DP、パブリックコメント、意見聴取会
 - 以上に加え、「マスメディア等による世論調査をしっかりと見極めることにより、総合的に国民の意向を把握」
 - DPは7月～8月上旬(討論イベントは8月4日、5日)に実施。大手広告代理店が受託、実行委員会による運営と第三者検証委員会の設置
- DPの結果も、パブリックコメント、意見聴取会、他の世論調査の結果などと合わせ、「検証会合」での検討を踏まえて、「革新的エネルギー・環境戦略」に反映

国民的議論の経緯③

- 9月、「革新的エネルギー・環境戦略」の策定
 - 40年運転制限の厳格適用
 - 規制委の安全確認を得たもののみ再稼働
 - 原発の新設・増設は行わない
- 「2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入」

31



32

「国民的議論」の検討結果

(検証会合の検討結果による)

- 【含意1】過半の国民は原発に依存しない社会にしたいという方向性を共有している
- 【含意2】ゼロにするスピード感、実現可能性については意見が分かれている、または定まっていない
- 【含意3】パブコメやデモなど、多くの国民が直接行動を起こしている背景には政府への不信と原発への不安がある

33

DPの可能性と課題

「国民的議論」の経験を踏まえて

- 「サイレント・マジョリティ」の声を可視化し、政策決定へつなぐ方法を具体的に示しうる
 - メディアや国際社会にもインパクト
 - 一方で課題も多い
 - 情報提供や専門家のバランス
 - 独立の運営主体の構築
 - ステークホルダープロセスとの関係
 - 手法選択の妥当性の担保
- など

34

「環境カウンセラー登録制度について」PPT 資料

平成24年度環境カウンセラー研修資料

環境カウンセラー制度について

平成24年11月24日

環境省 北海道地方環境事務所

環境カウンセラーの状況

◇平成24年4月現在のカウンセラー登録総数

- ・事業者部門 2,393名
- ・市民部門 1,917名

全国で4,310名

◇北海道のカウンセラー数

登録総数 85名
事業者と市民部門はほぼ半分

◇昨年度の合格率

事業者部門			市民部門			合計
申請数	合格数	合格率	申請数	合格数	合格率	合格率
123	47	38%	102	44	43%	40%

カウンセリングの流れ

※ 謝金・旅費などについては依頼者と相談して下さい。

環境カウンセラーに期待される役割

環境カウンセリング

- 環境保全活動をしたい人に対して、環境保全活動に関する知識の付与、助言又は指導等を行う。
(環境カウンセラー登録制度実施規程第2条)

自発的な活動等

- 地域の環境問題の把握・分析を行ったり、環境保全活動の企画実践、普及啓発など、地域のコーディネーターとして、幅広い活動を期待されている。
(環境カウンセラー登録制度に係る検討会報告「環境カウンセラー制度の推進方策について」より)

登録後の手続き

環境カウンセラー登録者データベース

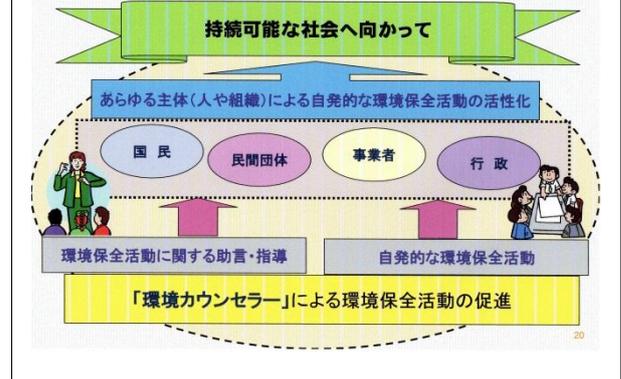
○環境カウンセラー検索画面(環境省ホームページから)
<http://www.env.go.jp/policy/counsel/list/index.php>

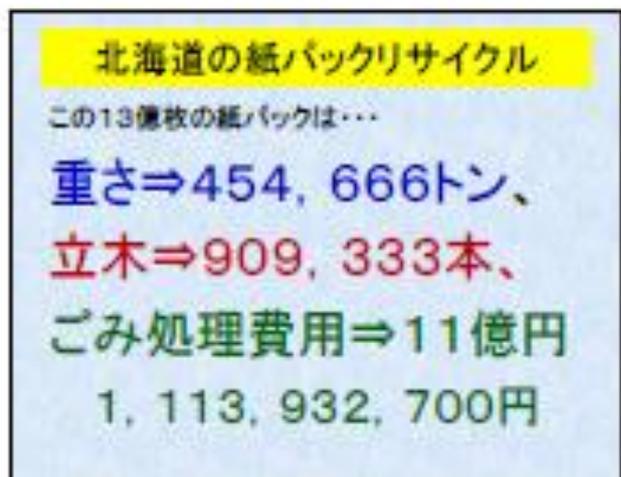
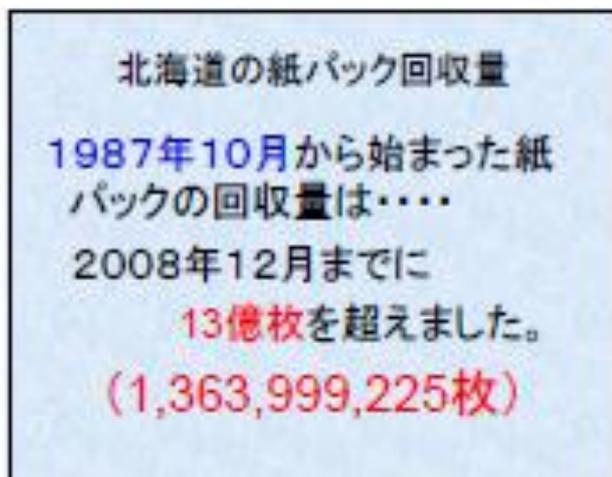
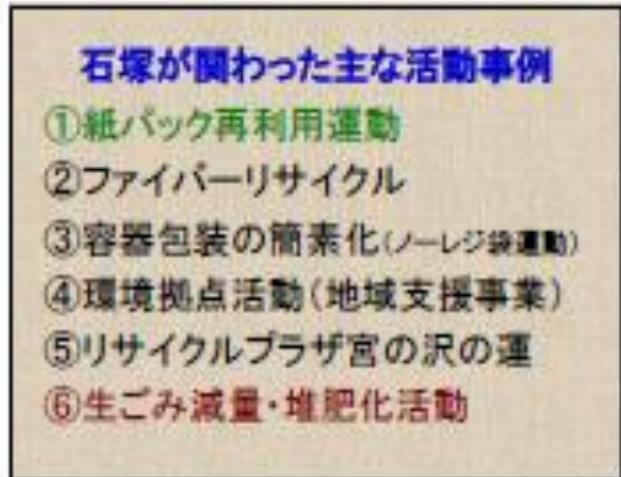
- 検索項目
 - ・地域
 - ・専門分野(22部門から選択)
 - ・環境カウンセラー氏名
 - ・経歴や特記事項
 - ・活動実績等報告書
 - ・部門

カウンセラーの方へのお知らせページ



制度説明のわりに





第8回牛乳パックの再利用を 考える全国大会 in 北海道



平成6年7月2日～3日
会 場:札幌市民会館
参加者:延べ3000人
テーマ:「あいことばは
循環(くるくる)」ごみ減
量・リサイクルについて
開催された。

当大会実行委員会に、環境ネットワーク北海道となった

特徴を活かす

- N P O:理念、人(機動力)
- 行 政:情報、公共性
- 事業者:経済的支援、知識
(持ち寄り形式)

市民は、市民から
市民へ伝え・行動する

行政は、一緒に考え、
情報の提供・知らせる

事業者は、得意とする・
できる事で支援する

連携の目的

目的に向け、必要な情報
と知恵と行動力を備える

社会的な仕組み作り

特定非営利活動法人

環境り・ふれんず

設 立:2003年2月

会 員:45名 正職員:6名

ボランティア:40名

精神:市民から市民へ伝え合う

目的:地域(町内会)でごみ減量を広める

発足の経過

03年2月22日に、環境り・ふれんずは発足しました。
それまでの札幌市リサイクルプラザのボランティアとその
活動を支援する協力団体の有志が集まり、ごみ減量や資
源・エネルギーの循環と消費の抑制を図り「循環型社会」
を創るために市民活動総体を立ち上げることにしました。

翌04年には、特定非営利活動法人の認証を受け、札幌
市リサイクルプラザ宮の沢の管理運営事業を柱に、ごみ
減量に関わるいくつかの事業を進めています。

05年4月からは札幌市の指定管理者に選定され本格的
な事業活動を展開しております。

容器のあり方を考える 北海道容器包装の簡素化を進める連絡会

- ・(市民団体・活動団体)14団体
 - 道庁消費者協会 道民共済のよりよい暮らしを進める市民会連
 - NPO法人道民ネットたんぽぽ 道民ネットワーク北海道 道民消費者協会
 - 札幌支の会 札幌第二支の会 札幌第三支の会 (財)北海道環境財団
 - 道北道庁消費者協会 道庁消費者活動ネットワーク 札幌市マイケルプラザ
 - エコリア北海道21 環境活動家 NPO法人日本マイケルネットワーク北海道
- ・(事業者):5団体
 - ACO-プレミアム北海道 北海道スーパーマーケット協会
 - 生活協同組合コープさっぽろ 北海道消費生活協会 イオン北海道
- ・(国・地方自治体):5団体
 - 環境省北海道地方環境事務所 消費者北海道経済産業局
 - 農水省北海道農林事務所 北海道 札幌市

09年6月5日に設立



この連絡会は、08年4月8日に設立した「北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会」を発展的に改編して設立しました。これは、道内141市町村にてレジ袋の無料配布中止(有料化)が取り戻されるなどノーレジ袋運動が大きな成果を上げた事から、次なる課題としてレジ袋を含む容器包装全体に及びた活動に発展することを課題し、ノーレジ袋連絡会の登録団体を中心に2回の設立準備会を経て、2009年6月5日に設立しました。

前身は 北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会



1府で141市町村にある小売店で、ノーレジ袋(無料配布中止)を推進。入口で道内67%と高い。

容器包装簡素化シンポジウム



10月20日(火)
ちえりあ6F講堂
参加者111名

容器包装簡素化移動展示



容器包装簡素化コピー展示(北海道庁・札幌市・イオン北海道)



容器包装簡素化大賞2011





リサイクルプラザ宮の沢

ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設

- ・リサイクル家具の抽選販売
- ・ごみの減量・分別の情報提供
- ・リフォーム・リサイクル教室の開催
- ・ごみ減量講座の開催 他

リサイクルプラザ宮の沢

指定管理会員の法人連携「ふれんど」

ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設

リサイクル家具の抽選販売

ごみの減量・分別の情報提供

リフォーム・リサイクル教室の開催

ごみ減量講座の開催 他

リフォーム品の展示&販売

ECOカフェ「マイカップ」

ECOカフェを始めた動機

当会は、平成15年に設立し、主な収入が札幌市のリサイクルプラザ宮の沢等の受託事業が中心でした。

設立7年目を迎える08年度は、自立した自主活動を行うことを目指すため、事務所を有効活用した、エコ情報の発信及び高齢者・子育て世代等の地域コミュニティーを目指す『ECOカフェ事業』に取り組みました。

エコな暮らしをKIZUKU
「エコカフェ」推進モデル事業

目的

様々な世代が集まり、楽しく長続きできるエコな暮らしを学びあい、伝えあう交流広場を目指す

自主事業：NPO法人環境リ・ふれんず

ECOカフェ マイカップ

暮らしの見直しを
KIZUKU



桑園交流ネットワーク

定例会議

毎月18日 15:30~17:00

会場：ECOカフェマイカップ



はじめよう！ 生ごみリサイクル



NPO法人
北のごみ総合研究所



【生ごみの減量・リサイクル】
当事者による一歩の開始
地域連携型モデル事業



<p>4-1-1 北の環境</p> <p>北の環境研究会 環境教育センター事業 (NPO法人環境リ・ふれんず)</p> <p>〒060-0801 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号 TEL: 011-241-4400 FAX: 011-241-4401 E-MAIL: kikitokyo@npo.or.jp</p>	<p>4-1-2 北の環境</p> <p>北の環境研究会 環境教育センター事業 (NPO法人環境リ・ふれんず)</p> <p>〒060-0801 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号 TEL: 011-241-4400 FAX: 011-241-4401 E-MAIL: kikitokyo@npo.or.jp</p>
--	--



グリーンコンシューマー
環境のことを考えて行動する消費者

グリーン消費

まちづくりは、人づくり

・いつまでも、安心して楽しい暮らしへ

課題

活動を続けていくために・・・

- ・ボランティア活動としての限界
- ・職業としての環境保全活動
- ・自立できる環境カウンセラー

平成 24 年度環境カウンセラー研修（北海道地区）
アンケート

登録部門	(市民・事業者・両) 部門 いずれかに○を付けて下さい	登録年度	年度 登録番号の左4ケタをご記入ください
------	--------------------------------	------	-------------------------

環境カウンセラー研修を受講いただき、誠にありがとうございました。

次年度の研修の内容などの参考としたいので、アンケートにご協力ください。

1. 今回の研修を受講した目的は何ですか。最も当てはまるものを1つだけ選び、○印を付けてください。

ア. 環境カウンセラーとしてのスキルアップのため

イ. 環境問題に関する最新情報を入手するため

ウ. 環境カウンセラー相互の情報交換を行うため

エ. 登録更新の要件（研修の修了）を満たすため

オ. その他（

）

2. 今回の研修プログラムはいかがでしたか。

次の i) から iv) の設問について、それぞれ回答を1つだけ選び、○印を付けてください。

i) 午前の部 全体講演 「環境行政の動向について」

①内容について (よく理解できた ・ 普通 ・ あまり理解できなかった)

②講演時間について (長かった ・ 普通 ・ 短かった)

③講演内容は、カウンセラー業務の参考になりそうですか

(十分参考になった ・ 普通 ・ あまり参考にならなかった)

ii) 午前の部 基調講演 「政策づくりに「民意を反映する」には？」

①活動に得るものがありましたか

(得るものが多かった ・ 普通 ・ 得るものはあまりなかった)

②時間について (長かった ・ 普通 ・ 短かった)

③講演内容はカウンセラー業務の参考になりましたか

(十分参考になった ・ 普通 ・ あまり参考にならなかった)

※午前の部において、良かったこと、又は良くなかったことを具体的にご記入ください。

午前の部の感想でも結構です。

裏面もございます

iii) 午後の部 事例発表「カウンセラー活動事例発表」

①事例発表全体について

(得る点が多かった ・ 普通 ・ 得る点はあまりなかった)

②環境カウンセラー活動を支えるものについて

(得る点が多かった ・ 普通 ・ 得る点はあまりなかった)

③行政・事業者・NPO との連携について

(得る点が多かった ・ 普通 ・ 得る点はあまりなかった)

④EMS 構築を通じてについて

(得る点が多かった ・ 普通 ・ 得る点はあまりなかった)

iv) 午後の部 グループディスカッション

①時間について (長かった ・ 普通 ・ 短かった)

②進行について (良かった ・ 普通 ・ 良くなかった)

※午後の部において良かったこと、又は良くなかったことを具体的にご記入ください。

午前の部の感想でも結構です。

[]

3. 開催時期、開催日について、ご希望があればご記入ください。

例：開催時期は12月、開催日は平日が良い 等。

[]

4. 研修の形式について

ア. 本年度と同じような形式でよい

イ. 実施形式を変えてほしい

具体的には ()

5. 次年度の研修において、講義で希望するテーマや講師、ディスカッションで実施してほしいテーマ等がございましたら、その理由も合わせてご記入ください。

[]

6. その他、研修全体について感想等をご記入ください。

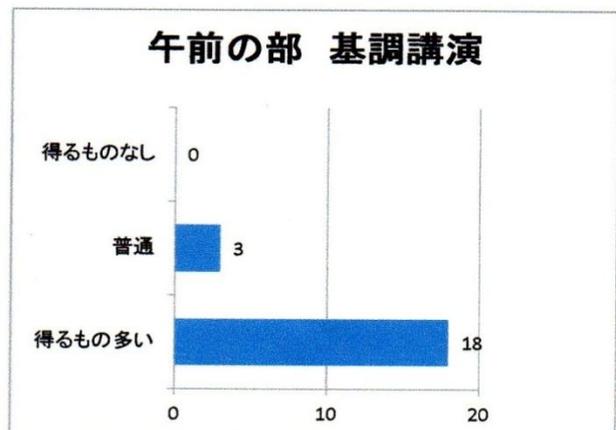
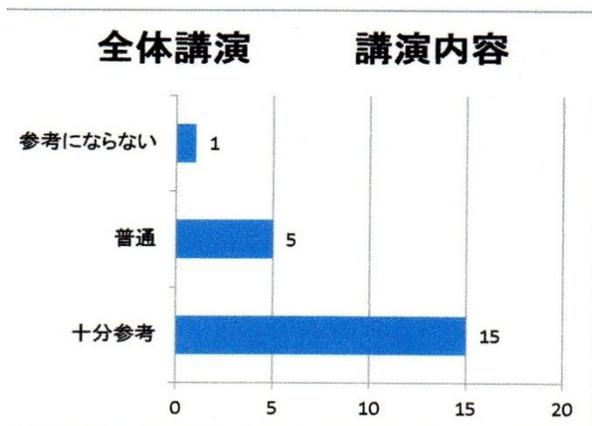
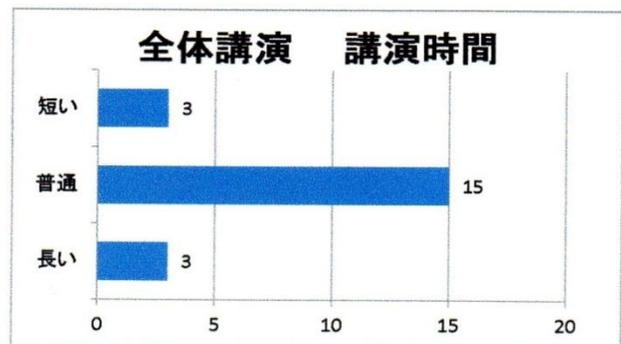
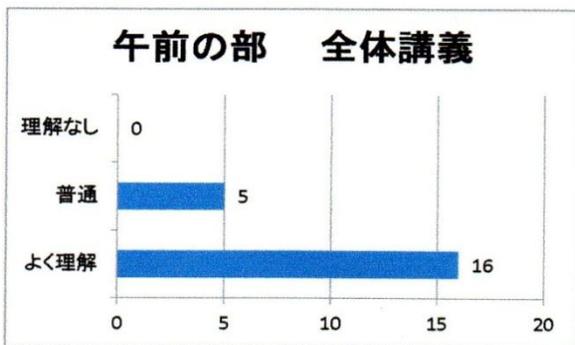
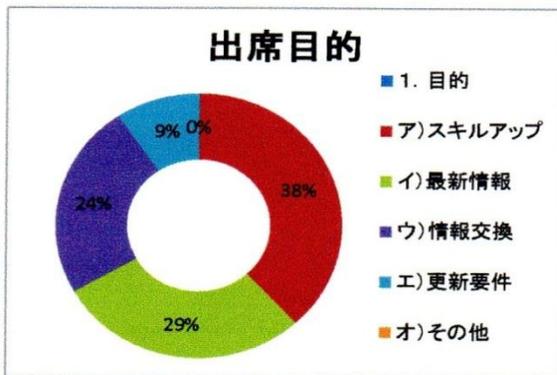
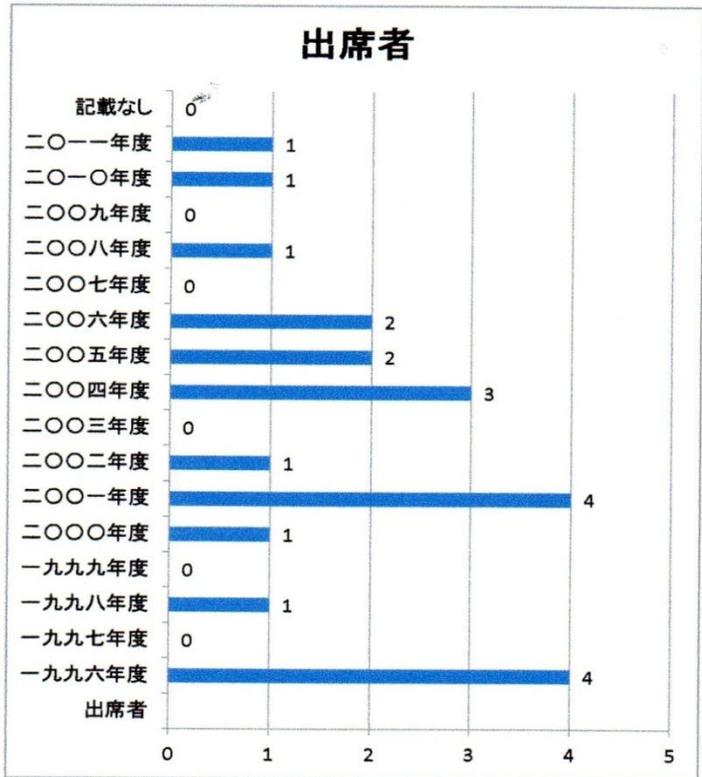
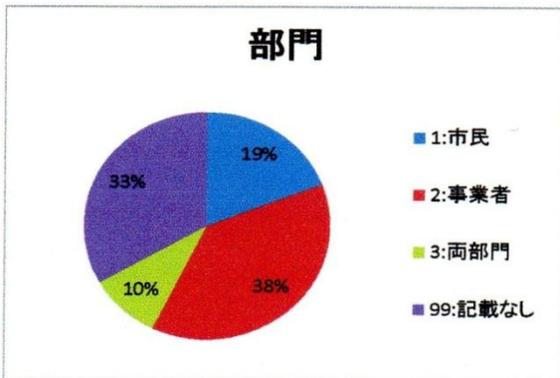
[]

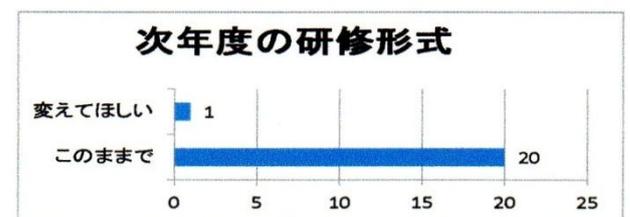
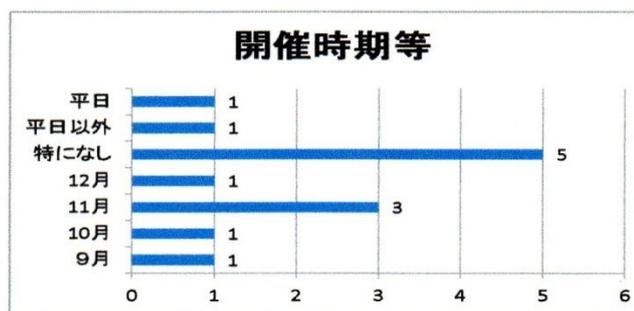
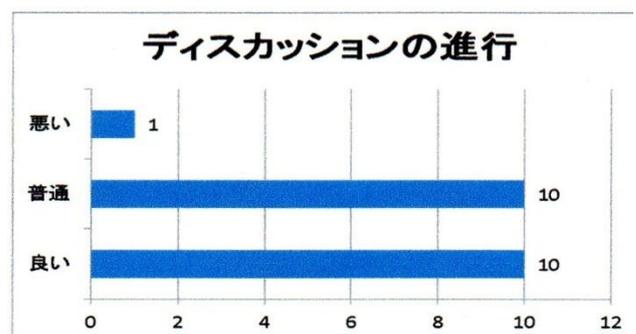
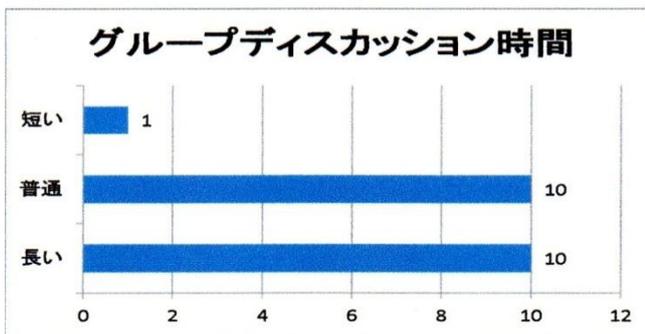
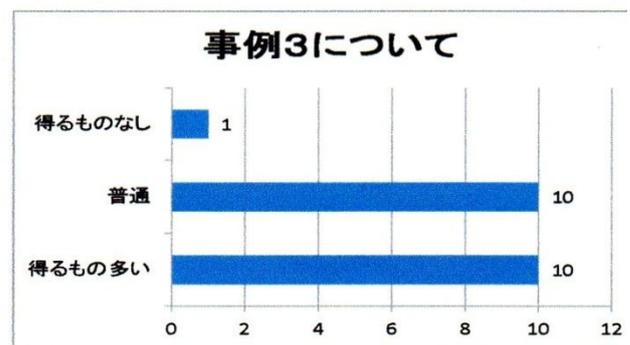
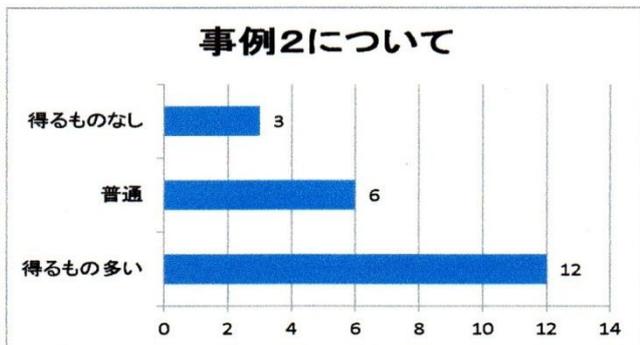
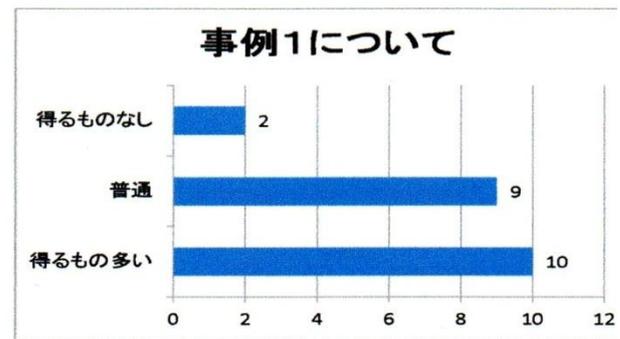
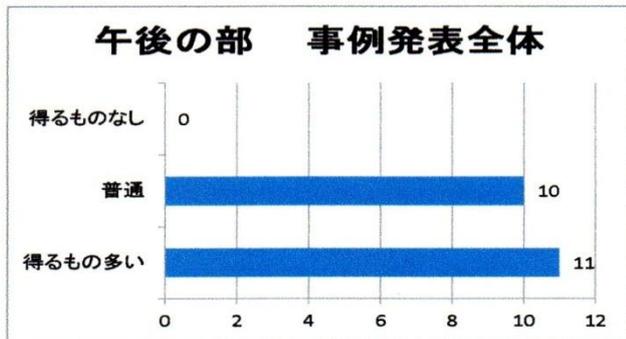
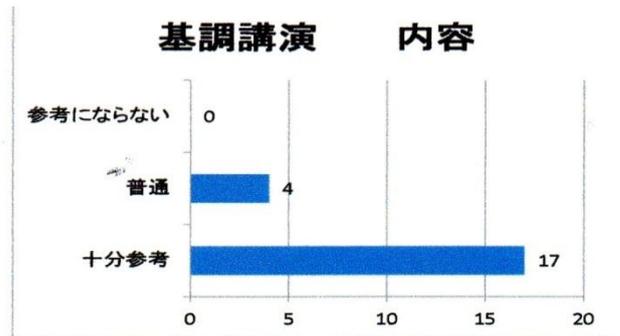
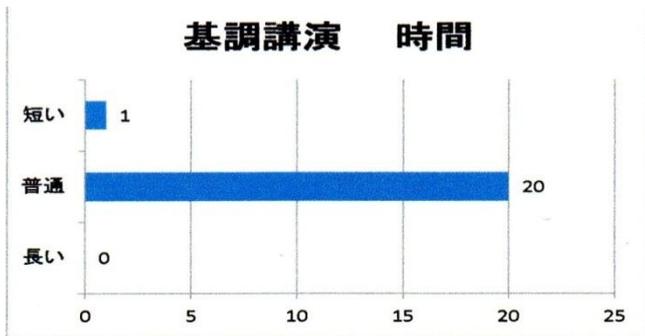
御協力ありがとうございました。アンケートは、お帰りの際に受付へご提出してください。

参考 平成24年度環境カウンセラー研修アンケート集計結果について(北海道地区)

(参加数)25名中、(回収数)21名

回収率: 80.8%





変えてほしい方の意見

具体的な内容

最新情報、活動報告を多く

午前の部感想

- ・DPの今後に期待する
- ・9月ぐらいから国が主催で実施した「エネルギー・環境の選択肢」の内容が理解でき今後も国が主体となって討論型世論調査を推進してほしい。・DP(三上先生の話)行動力と組織力に期待します。
- ・いろいろのお話があり楽しく過ごせました。
- ・新しい技法を知ることが出来たこと。
- ・多くの知見を得た。
- ・行政の話は基本なのでもう少し時間を使っても良いのではないか。
- ・基調講演はタイミングの良いテーマでとても参考になったし進化してほしいと思った。
- ・午前は、テーマも内容も良かった。
- ・今後も最新情報が必要。
- ・討論型世論調査についての考察非常におもしろかった。まだまだ課題はあるようだが、民意をとらえる上でおもしろい手法だと思った。
- ・良かった(内容が適切)
- ・基調講演は私にとって新しい話題だったので刺激になりました。
- ・DPを取り入れて行きたい(事業部門の活動等に)。

午後の部感想

- ・ワールドカフェも回数を重ねることで得るものが多くなっている。
- ・多くの人と意見交換や対話ができ大変良かった。
- ・討論の時間はもう少しほしい。
- ・午後は、よい情報交換ができた。
- ・様々な人達と様々な話題で話しができた。
- ・多様な意見が聞けて非常に参考になった。
- ・グループディスカッション(進行方法)は自分の業務でも参考になる部分が多かったです。
- ・様々な立場のカウンセラーの方々との接点を持てて良かった。
- ・新しい考え方、技術及び手法を知って非常に参考になった。

実施してほしいテーマ

- ・またDPについて研修してください。(三上先生から2~3年後の研究成果)
- ・エネルギー 省エネ最新技術と道内導入事例
- ・家庭用蓄電システム
- ・北海道の自然保護の望まれる事など。
- ・環境省での今後のカウンセラーの活用に関する方策等を聞きたい。

研修全体を通して感想

- ・情報交換、交流出来た事が良かった。
- ・もっと具体的な各論的な展開がほしいが事例の発表にはならないのでしよう
- ・有意義でした。ありがとうございました。
- ・ディスカッションの時間をもう少し長くしてほしい。
- ・参加者が少なくなってきたように思うので、参加者増について考えなければならない。
- ・大変参考になり良かった。
- ・今回の研修は、例年に増して活発でした。大変良かった。
- ・交流する事に意義があり(出席率の向上)。
- ・みなさん大変熱心であると感じた。
- ・特に午前中は寒かった。
- ・受講してよかった。

平成 24 年度環境省北海道地方環境事務所請負業務
平成 24 年度環境カウンセラー研修企画検討等業務実績報告書

2013 年 2 月

特定非営利活動法人 北海道環境カウンセラー協会
〒063-0801 札幌市西区二十四軒一条 5 丁目 1-2-705 環境経営オフィス気付
TEL 011-633-3306 FAX 011-633-3306
URL : <http://www.heca.name/>

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料のみを用いて作製しています。